

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年10月18日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

【代表者の役職氏名】 取締役 松 岡 裕 子

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
(PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治
同 白 川 剛 士
同 大 田 友羽佳

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ノムラ・ケイマン・トラスト
- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）
- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）
(Nomura Cayman Trust
- PIMCO Income Strategy Fund (USD)
- PIMCO Income Strategy Fund (AUD))

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

各受益証券の上限額は、以下のとおりです。
当初募集期間
ノムラ・ケイマン・トラスト
- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）
米ドル建て 毎月分配型： 30億米ドル（約3,194億円）を上限とします。
米ドル建て 年 1 回分配型：30億米ドル（約3,194億円）を上限とします。
- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）
豪ドル建て 毎月分配型： 30億豪ドル（約2,147億円）を上限とします。
豪ドル建て 年 1 回分配型：30億豪ドル（約2,147億円）を上限とします。

継続募集期間

ノムラ・ケイマン・トラスト

- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）

米ドル建て 毎月分配型： 1,000億米ドル（約10兆6,460億円）を上限とします。

米ドル建て 年1回分配型：1,000億米ドル（約10兆6,460億円）を上限とします。

- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）

豪ドル建て 毎月分配型： 1,000億豪ドル（約7兆1,580億円）を上限とします。

豪ドル建て 年1回分配型：1,000億豪ドル（約7兆1,580億円）を上限とします。

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、令和元年8月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=106.46円および1豪ドル=71.58円によります。

（注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ノムラ・ケイマン・トラスト

- PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）
- PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）

（Nomura Cayman Trust

- PIMCO Income Strategy Fund (USD)
- PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

（注１）ノムラ・ケイマン・トラスト - PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）（以下「米ドルファンド」という場合があります。）およびノムラ・ケイマン・トラスト - PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）（以下「豪ドルファンド」という場合があります。）は、アンブレラ・ファンドであるノムラ・ケイマン・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一定の条件の下に一つ以上の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みです。シリーズ・トラストは、一つないし複数のクラスで構成されます。2019年10月18日現在、米ドルファンドには、「米ドル建て 毎月分配型」および「米ドル建て 年1回分配型」（以下併せて「米ドルクラス」といいます。）の二つのクラスがあります。豪ドルファンドには、「豪ドル建て 毎月分配型」および「豪ドル建て 年1回分配型」（以下併せて「豪ドルクラス」といいます。）の二つのクラスがあります。

（注２）日本において、ファンドの名称について「ノムラ・ケイマン・トラスト」を省略する場合があります。

（注３）米ドルファンドおよび豪ドルファンドを併せて「野村PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド」または「野村PIMCOインカム・ストラテジー」と称することがあります。また、「米ドル建て 毎月分配型」を「米ドル建毎月分配」または「米ドル建 毎月」、「米ドル建て 年1回分配型」を「米ドル建年1回分配」または「米ドル建 年1」、「豪ドル建て 毎月分配型」を「豪ドル建毎月分配」または「豪ドル建 毎月」、「豪ドル建て 年1回分配型」を「豪ドル建年1回分配」または「豪ドル建 年1」と称する場合があります。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券（以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）は、記名式無額面受益証券であり、追加型です。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（Global Funds Trust Company）（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初募集期間

ノムラ・ケイマン・トラスト

- PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）
米ドル建て 毎月分配型： 30億米ドル（約3,194億円）を上限とします。
米ドル建て 年1回分配型：30億米ドル（約3,194億円）を上限とします。
- PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）
豪ドル建て 毎月分配型： 30億豪ドル（約2,147億円）を上限とします。
豪ドル建て 年1回分配型：30億豪ドル（約2,147億円）を上限とします。

継続募集期間

ノムラ・ケイマン・トラスト

- PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）
米ドル建て 毎月分配型： 1,000億米ドル（約10兆6,460億円）を上限とします。
米ドル建て 年1回分配型：1,000億米ドル（約10兆6,460億円）を上限とします。
- PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）
豪ドル建て 毎月分配型： 1,000億豪ドル（約7兆1,580億円）を上限とします。
豪ドル建て 年1回分配型：1,000億豪ドル（約7兆1,580億円）を上限とします。

（注１）米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、2019年8月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝106.46円および1豪ドル＝71.58円によります。

（注２）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建または豪ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

当初募集期間

ノムラ・ケイマン・トラスト

- PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）

米ドル建て 毎月分配型： 1口＝10米ドル

米ドル建て 年1回分配型： 1口＝10米ドル

- PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）

豪ドル建て 毎月分配型： 1口＝10豪ドル

豪ドル建て 年1回分配型： 1口＝10豪ドル

継続募集期間

申込日（ファンド営業日）の翌国内営業日に判明する受益証券1口当たり純資産価格

発行価格は後記（８）記載の申込取扱場所に照会することができます。

（注）米ドルファンドについては、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行営業日であり、かつニューヨーク証券取引所の営業日であり、かつ、日本の証券会社の営業日である日（毎年12月24日を除きます。）、ならびに受託会社または管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日（以下米ドルファンドの「ファンド営業日」といいます。）に申込みの取扱いが行われます。

豪ドルファンドについては、ルクセンブルグ、シドニーおよびメルボルンの銀行営業日であり、かつニューヨーク証券取引所の営業日であり、かつ、日本の証券会社の営業日である日（毎年12月24日を除きます。）、ならびに受託会社または管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日（以下豪ドルファンドの「ファンド営業日」といいます。）に申込みの取扱いが行われます。

（５）【申込手数料】

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.30%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.65%（税込）
50万口以上	申込金額の0.55%（税込）

（６）【申込単位】

100口以上 1口単位

（７）【申込期間】

当初募集期間

2019年11月5日（火曜日）から2019年11月13日（水曜日）まで

（注）午後2時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものが当日のお申込み受付分となります。

継続募集期間

2019年11月18日（月曜日）から2021年4月30日（金曜日）まで

（８）【申込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（以下「販売会社」または「日本における販売会社」という場合があります。）

ホームページ：<https://www.nomura.co.jp>

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

（９）【払込期日】

当初募集期間

投資者は、2019年11月15日（金曜日）までに販売会社に申込金額および申込手数料を支払います。

申込金額の総額は、保管会社であるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. が開設したファンドの口座に2019年11月18日（以下「当初払込日」といいます。）までにそれぞれのクラスの通貨で払い込まれます。

継続募集期間

投資者は、申込注文の成立を販売会社が確認した日（通常、申込日の日本における翌営業日）（以下「約定日」といいます。）から起算して4国内営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。各申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、申込日から起算して5ファンド営業日以内の日に、保管会社が開設したファンドの口座にそれぞれのクラスの通貨で払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目９番１号

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はありません。

（ロ）引受等の概要

販売会社は、管理会社との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する2019年10月11日付受益証券販売・買戻契約を締結しています。

管理会社は、野村證券株式会社をファンドに関して代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券１口当たり純資産価格の公表を行い、また、目論見書、運用報告書を販売会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

（ハ）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

（ニ）日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ノムラ・ケイマン・トラストは、ケイマン諸島の法律の下で2019年9月13日付基本信託証書（以下「基本信託証書」といいます。）に基づき受託会社および管理会社により設立されました。

ノムラ・ケイマン・トラスト - PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）およびノムラ・ケイマン・トラスト - PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）は、それぞれ2019年9月13日付信託証書補遺（以下「信託証書補遺」といい、「基本信託証書」と併せて「信託証書」と総称します。）に基づき受託会社および管理会社により設立されました。

各ファンドにおける信託金の限度額の定めはありません。

ファンドは、投資対象ファンド（以下に定義されます。）およびマスター・ファンド（以下に定義されます。）を通じて、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドは、投資対象ファンド（以下に定義されます。）およびマスター・ファンド（以下に定義されます。）を通じて、主に世界各国（新興国を含みます。）の債券等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権（バンクローン）等）およびそれらの派生商品等を実質的な投資対象とします。

ファンドは、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とします。

2019年10月18日現在、米ドルファンドには、「米ドル建て 毎月分配型」および「米ドル建て 年1回分配型」の二つのクラスがあります。また、豪ドルファンドには、「豪ドル建て 毎月分配型」および「豪ドル建て 年1回分配型」の二つのクラスがあります。

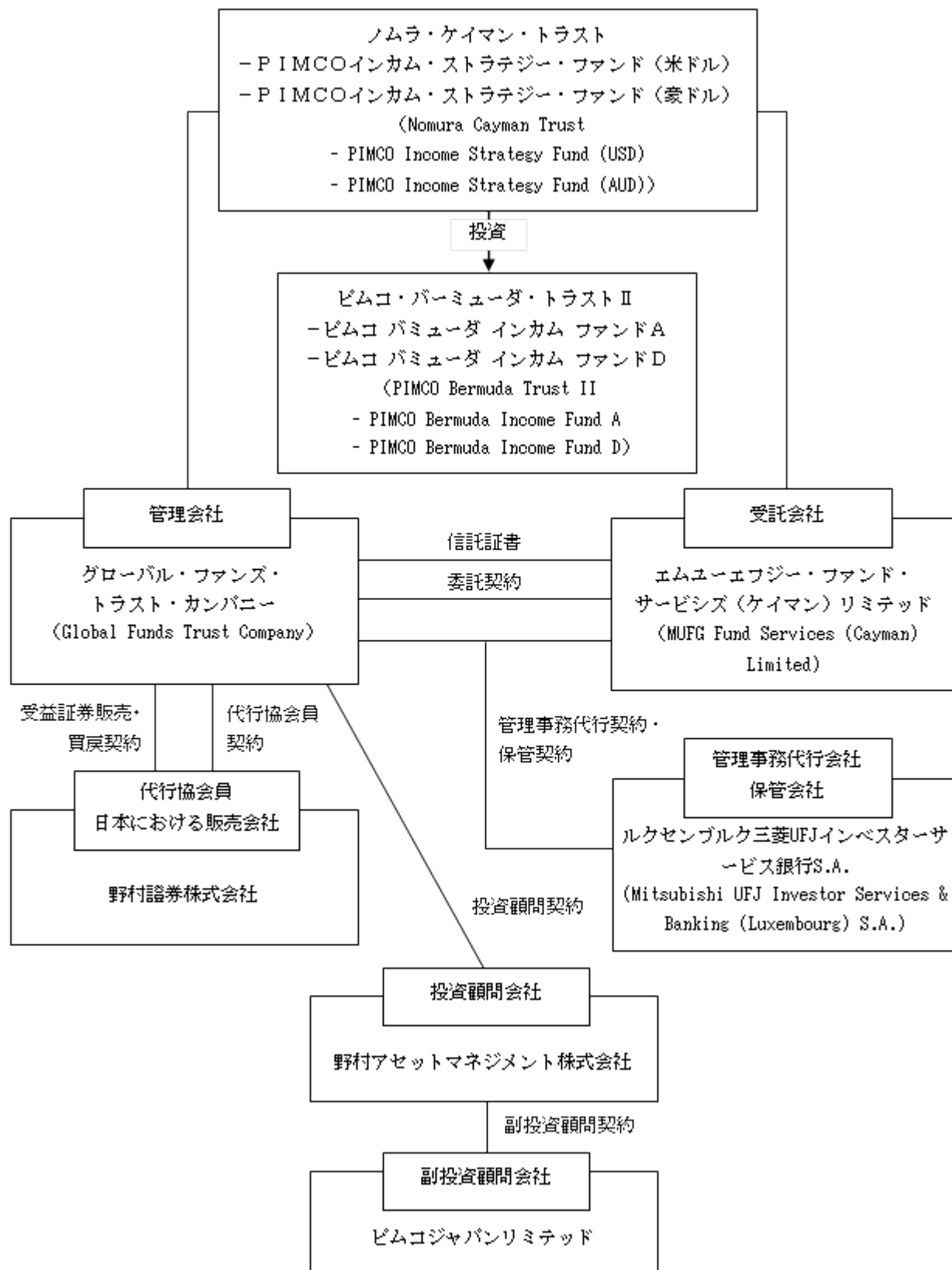
ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態をとっています。

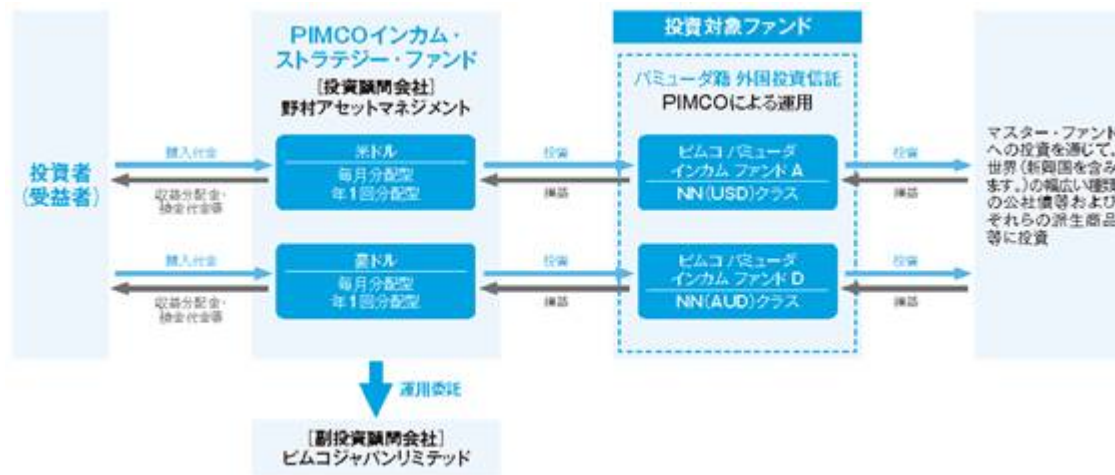
（2）【ファンドの沿革】

1998年2月27日	管理会社の設立
2019年9月13日	基本信託証書および信託証書補遺の締結
2019年11月5日	ファンド証券の日本における募集開始
2019年11月18日	ファンドの運用開始（設定日）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み





管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	管理会社	2019年9月13日付で基本信託証書および信託証書補遺を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
エムユーエフジー・ファンド・サービス(ケイマン)リミテッド (MUFG Fund Services (Cayman) Limited)	受託会社	2019年9月13日付で基本信託証書および信託証書補遺を管理会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。また、2019年9月13日に管理会社との間で委託契約(注1)を締結。ファンド証券の発行および買戻し業務の委託について規定しています。
ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)	管理事務代行会社 保管会社	2019年10月11日に管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約(注2)を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2019年10月11日に管理会社および受託会社との間で保管契約(注3)を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2019年10月11日に管理会社との間で投資顧問契約(注4)を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務の提供について規定しています。
ピムコジャパンリミテッド	副投資顧問会社	2019年10月11日に投資顧問会社との間で副投資顧問契約(注5)を締結。同契約は、副投資顧問業務の提供について規定しています。

野村證券株式会社	代行協会員 販売会社	2019年10月11日付で管理会社との間で代行協会員契約（注6）を締結し、2019年10月11日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注7）を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定しています。
----------	---------------	---

（注1） 委託契約とは、管理会社から委託された受託会社がファンド証券の発行および買戻し業務を提供することを約する契約です。

（注2） 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。

（注3） 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注4） 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務を提供することを約する契約です。

（注5） 副投資顧問契約とは、副投資顧問会社が、投資顧問会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づき副投資顧問業務を提供することを約する契約です。

（注6） 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書、運用報告書の送付および受益証券1口当たり純資産価格の公表等を行うことを約する契約です。

（注7） 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社です。

() 事業の目的

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲において、いかなる制約も受けません。

() 資本金の額

2019年8月末日現在の資本金の額は50万ユーロ（約5,882万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、2019年8月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1ユーロ＝117.63円によりま

す。

定款およびケイマン諸島会社法（2018年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はありません。

() 会社の沿革

1998年2月27日設立

() 大株主の状況

（2019年8月末日現在）

名称	所在地	所有株式数	比率
ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	50,000株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドには、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）（以下「信託法」といいます。）が適用されるほか、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2019年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）の規制も受けま

す。

準拠法の内容

(a) 信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免除信託として登録申請されます。その場合、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書および信託証書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さない旨の保証を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には、無期限に存続できます。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

(b) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」を参照のこと。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資しようとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に提出しなければなりません。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程においてトラストに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負います。

- ・ 弁済期に義務を履行できないか、または履行できないことが見込まれること。
- ・ 投資者または債権者の利益を害する方法でその事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしていること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行することを意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づいて定められた規則、金融当局法（2018年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）または免許の条件を遵守せずに、事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

トラストの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島です。

（b）受益者に対する開示

ファンドの会計年度は毎年10月31日に終了します。第１会計年度は2020年10月31日までの期間とします。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき、監査済決算書が作成され、原則として、各会計年度の末日から120日以内に受益者に送付されます。

日本における開示

（a）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における１億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）に外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等が行われる場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければなりません。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)b条に基づく規制されたミューチュアル・ファンドとしての認可を申請しています。CIMAよりミューチュアル・ファンド・アドミニストレーターのライセンスを付与されている受託会社は、ミューチュアル・ファンド法の要件に従い、トラストの主たる事業所を準備します。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および執行権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、とりわけ英文目論見書の法定の事項および監査済決算書を毎年CIMAに対して提出しなければなりません。規制されたミューチュアル・ファンドであることから、CIMAはいつでもトラストおよびファンドにその決算書の監査を行い、これをCIMAが定める期限内に提出するよう指示することができます。CIMAは、受託会社に対し、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を遂行するために合理的に必要な情報または説明を提供するよう指示することができます。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科されることがあるほか、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

ただし、CIMAは一定の状況下においてトラストおよびファンドの活動を調査する権限を有しているものの、トラストおよびファンドは、その投資活動またはそのポートフォリオの組成に関して、CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはありません。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書または英文目論見書補遺の条項または利点についての判断または承認をしていません。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しません。

CIMAは、以下の場合には、一定の措置を講じることができます。

- ・規制されたミューチュアル・ファンドがその義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしている場合
- ・規制されたミューチュアル・ファンド（認可されたミューチュアル・ファンドの場合）がミューチュアル・ファンド法に反して、その認可の条件を遵守することなく事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している場合
- ・規制されたミューチュアル・ファンドの監督および運営が適切な方法で行われていない場合
- ・規制されたミューチュアル・ファンドのマネジャーの地位を有する者が、当該地位に不適切な者である場合

CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行についてトラストに助言を与える者を任命すること、または、トラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）も行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドは、投資対象ファンド（以下に定義されます。）およびマスター・ファンド（以下に定義されます。）を通じて、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドは、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドを通じて、主に世界各国（新興国を含みます。）の債券等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権（バンクローン）等）およびそれらの派生商品等を実質的な投資対象とします。

ファンドは、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とします。

PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）は、主にピムコ パミュダ インカム ファンドAのNN（USD）クラスに、また、PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）は、主にピムコ パミュダ インカム ファンドDのNN（AUD）クラス（以下、ピムコ パミュダ インカム ファンドAおよびピムコ パミュダ インカム ファンドDを個別にまたは併せて「投資対象ファンド」、また、ピムコ パミュダ インカム ファンドAのNN（USD）クラスおよびピムコ パミュダ インカム ファンドDのNN（AUD）クラスを個別にまたは併せて「投資対象ファンド受益証券」といいます。）に、それぞれ投資することにより、その目的の達成を目指します。投資対象ファンドは、マルチ・シリーズ・トラストとしてパーミュダ法に基づき設立されたアンブレラ・ユニット・トラストであるピムコ・パーミュダ・トラスト（以下「アンブレラ・トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。

投資対象ファンドは、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とします。投資対象ファンドは、通常の場合において、ほぼすべての資産をアンブレラ・トラストの別のシリーズ・トラストであるピムコ パミュダ インカム ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」といいます。）の投資証券に投資することにより、その投資目的の達成を目指します。

ファンドの資産の大部分は投資対象ファンド受益証券に投資されます。そのため、ファンドの運用成果は、投資対象ファンドのポートフォリオの運用成果の影響を受けます。また、豪ドルクラスの投資成果は、後述する為替取引の影響も受けません。

投資対象ファンド

投資対象ファンドは、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とします。投資対象ファンドは、通常の場合において、ほぼすべての資産をアンブレラ・トラストの別のシリーズ・トラストであるマスター・ファンドの投資証券に投資することにより投資目的の実現を図っており、キャッシュ管理の目的で流動性のある有価証券、買戻契約またはその他の商品に一時的に投資する場合を除き、原則として、他の発行体の債券またはその他の商品に直接投資することはありません。

米ドルクラスについては、投資対象ファンド受益証券の通貨エクスポージャーは管理されていないため、為替レートの変動による損失のリスクにさらされます。

豪ドルクラスの投資対象受益証券については、通常の場合において、当該クラスの純資産総額の可能な限り100%に相当する額の米ドル売り、豪ドル買いのフォワード取引（為替取引）を行うことで、豪ドルエクスポージャーを取ります。

通常の場合においては、豪ドルエクスポージャーは豪ドルクラスの純資産総額に対して90%～110%となるように調整します。ポートフォリオの価値変動または当該クラスの受益証券の発行・買戻しにより、豪ドルエクスポージャーが純資産総額に対して90%未満または110%を超える場合には、通常、概ね100%になるように調整します。

為替取引を用いることにより、豪ドルクラスは為替取引による収益を得る、または損失を被る場合があります。一般に、為替取引による損益は、当該為替取引に関連する2つの通貨間の金利の変動の影響を受けます。米ドルより短期金利が高い場合、為替取引によるプレミアムが期待できます。逆に、米ドルより短期金利が低い場合には、為替取引によるコストが生じます。

マスター・ファンド

マスター・ファンドは、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とします。マスター・ファンドの参照指数はブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックスです。マスター・ファンドは米ドル建てです。

マスター・ファンドは、通常の場合において、その総資産の65%以上を、満期の異なる確定利付商品（以下に定義されます。なお、先渡取引またはオプション、先物契約、スワップ契約等のデリバティブにより構成される場合があります。）で構成されるマルチセクター・ポートフォリオに投資することにより投資目的の実現を図っています。マスター・ファンドは、原則として、複数の投資セクターに制限なく資産配分を行います。かかる投資セクターには、（ ）米国および米国以

外（新興国を含みます。）に所在する発行体のハイ・イールド債券（以下「ジャンク債」といいます。）および投資適格社債、（ ）米国および米国以外（新興国を含みます。）の政府ならびにそれらの政府機関が発行する確定利付証券、（ ）モーゲージ証券およびその他の資産担保証券、ならびに（ ）外貨（新興国の通貨を含みます。）が含まれる場合があります。ただし、マスター・ファンドは、いずれか一つの投資セクターに対してエクスポージャーを獲得することを義務付けられているわけではなく、いずれか一つの投資セクターに対するマスター・ファンドのエクスポージャーは時間の経過とともに変動します。

マスター・ファンドが投資することができる確定利付商品（以下「確定利付商品」といいます。）は、以下を含みますが、これらに限られません。

- ・ 政府、政府機関または政府支援事業体が発行し、または保証する有価証券（以下「政府証券」といいます。）
- ・ 米国および米国以外の発行体の社債（企業のコマーシャル・ペーパーを含みます。）
- ・ モーゲージ証券およびその他の資産担保証券
- ・ 政府および企業が発行するインフレ指数連動の債券
- ・ ハイブリッドまたは「インデックス」証券を含むストラクチャード・ノート、イベント連動債およびローン・パーティシペーション
- ・ ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ
- ・ 銀行預金、定期預金および銀行引受手形
- ・ レポ契約およびリバース・レポ契約
- ・ 国際機関または超国家機関の債券

マスター・ファンドは、その資産の全部を、オプション、先物契約、先物契約にかかるオプション、スワップ契約（ロングおよびショートクレジット・デフォルト・スワップおよびフォワード・スワップ・スプレッド・ロックスを含みますが、これらに限られません。）およびスワップ契約にかかるオプション等のデリバティブ商品、またはモーゲージ証券もしくは資産担保証券に投資することができます。マスター・ファンドは、一連の売買契約を締結することにより、または（バイ・バックまたはダラー・ロール等の）他の投資手法を用いることにより、その主として投資する有価証券に対する市場エクスポージャーの獲得を制限なく追求することができます。

マスター・ファンドの投資方針はすべて、後記「（５）投資制限、マスター・ファンドの投資制限」の項に記載される投資制限（投資制限７を含みます。）に服します。

デュレーション マスター・ファンドのポートフォリオの平均デュレーションは、マスター・ファンド管理会社による予測金利により変動し、通常の市況下においては一般的に０年から８年の範囲で変動します。

信用格付 マスター・ファンドは、その総資産の50%を上限として、ムーディーズにより投資適格未満として格付けがなされたか、S & P、フィッチもしくは別の国際的に認められた格付業者によりこれと同等の格付けがなされたか、または格付を有しない場合はこれと同等の信用度であるとマスター・ファンド管理会社が判断したハイ・イールド債券に投資することができます。ただし、当該制限は、マスター・ファンドのモーゲージ証券および資産担保証券への投資には適用されないものとします。

非米国証券 マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨建ての有価証券および米国以外の発行体の有価証券に制限なく投資することができます。ただし、発展途上国（または「新興国市場」）を拠点とする発行体の証券については、マスター・ファンドの総資産の20%を上限として投資することができます。

転換証券およびエクイティ証券 マスター・ファンドは、転換証券に投資し、かかる証券を普通株式に転換することができます。また、マスター・ファンドは、その総資産の10%を上限として、優先株式に投資することができます。マスター・ファンドは、その総資産の5%を上限として普通株式に投資することもできます。

通貨および為替取引 マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨に対する為替エクスポージャーを合計でその総資産の10%までに制限します。

非流動性証券 マスター・ファンドは、その総資産の15%を上限として、非流動性証券に投資することができます。

発行体の分散 マスター・ファンドは、銘柄または発行体に制限なく投資することができます。

モーゲージ証券およびその他の資産担保証券 マスター・ファンドは、モーゲージ証券またはその他の資産担保証券の利息限定クラス、元本限定クラス、デリバティブまたは逆変動利付債を制限なく組み合わせて投資することができます。

■投資対象ファンドの概要

ファンド／クラス名	ビムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスNN (USD) ビムコ バミューダ インカム ファンド D - クラスNN (AUD)
ファンドの形態	バミューダ籍・外国投資信託
投資目的および投資方針	マスター・ファンドへの投資を通じて、世界（新興国を含みます。以下同じ。）の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に実質的な投資を行い、利子収益の獲得をめざします。 クラスNN (USD)は、原則として、為替取引を行いません。クラスNN (AUD)は、原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。
主な投資制限	マスター・ファンドについては、以下のとおりです。 ・通常、総資産の65%以上を世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資します。 ・投資適格未満の公社債への投資比率は総資産の50%以内とします。ただし、資産担保証券およびモーゲージ証券については適用されません。 ・ポートフォリオの平均デュレーション [※] は、原則として0～8年の範囲で調整します。 ※デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいくほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。 ・米ドル建て以外の資産への投資に制限はありません。ただし、当該資産にかかる通貨売り、米ドル買いの為替取引により、米ドル以外の通貨エクスポージャーは総資産の10%以内とします。 ・新興国の発行体が発行する銘柄への投資は総資産の20%以内とします。
運用管理費用（信託報酬）	ありません。
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC（PIMCO）
設定日	2019年11月18日
決算日	毎年10月31日
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。

※投資対象ファンドは原則としてマスター・ファンドの投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、マスター・ファンドにおいても運用管理費用（信託報酬）、購入手数料および信託財産留保額はかかりません。

キャッシュ・フロート

受益証券の発行により得られる手取金の一部は、投資顧問会社の裁量により、銀行預金口座に預け入れられること（以下「キャッシュ・フロート」といいます。）が意図されています。キャッシュ・フロートは、ファンドの継続的な現金需要（ファンドの資産から支払われるべき手数料および費用の支払い、ならびに／または受益証券の買戻しを決済するために充当する金額を含みますが、これらに限られません。）を満たすために随時利用することができます。

変更

投資ガイドラインは、21ファンド営業日前に受益者に通知することを条件に、管理会社が随時修正することができ、事前通知期間はすべての受益者が放棄または短縮することができます。

（注）「投資ガイドライン」とは、管理会社がファンドの資産を投資する際に遵守する、本書に定める投資目的、投資方針および投資制限をいいます。

（２）【投資対象】

ファンドは、「投資対象ファンド受益証券」を主な投資対象とします。

（３）【運用体制】

管理会社は、野村アセットマネジメントを投資顧問会社に任命しており、野村アセットマネジメントはその裁量によりファンド資産の運用などを行います。

野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。

野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。2019年６月末日時点において、野村アセットマネジメントの運用資産の総額は、国内外における株式および債券を含め約47兆7,013億円です。

投資顧問会社と副投資顧問会社の間の副投資顧問契約に基づき、副投資顧問会社であるピムコジャパンリミテッドにファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

上記の運用体制は2019年９月末日現在のものであり、随時変更されます。

（４）【分配方針】

受託会社は、投資顧問会社の指示に基づき、随時、受益者に分配金を支払うことを決定することができます。

米ドル建て 年１回分配型および豪ドル建て 年１回分配型

米ドル建て 年１回分配型および豪ドル建て 年１回分配型に関して、分配は、年次ベースで各分配基準日に宣言される予定です。宣言された分配は、該当する分配支払日に支払われます。

米ドル建て 毎月分配型および豪ドル建て 毎月分配型

米ドル建て 毎月分配型および豪ドル建て 毎月分配型に関して、分配は、月次ベースで各分配基準日に宣言される予定です。宣言された分配は、該当する分配支払日に支払われます。

分配は、関連する分配基準日に受益証券がその氏名で受益者名簿に登録されている者に対して行われます。

各分配基準日に分配が行われることを表明または保証するものではありません。

受託会社は、関連する各クラスの受益証券の１口当たり純資産価格を考慮して、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現キャピタルゲインから分配を行うことができます。受託会社は、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、分配可能なファンドの他の資産からも分配を行うことができます。

該当する分配が受益者に支払われるまで、関連する分配金落ち日以降の各申込日および買戻日に行われた受益証券の申込みおよび買戻しに関して支払われる申込価格および受領される買戻価格は、未払分配金を含みません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（注１）「分配基準日」とは、（ ）米ドル建て 年１回分配型および豪ドル建て 年１回分配型に関して、2020年10月から開始する毎年10月９日（ただし、当該日がファンド営業日でない場合には、その直前のファンド営業日）および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で当該受益証券クラスに関して随時決定するその他の日および（ ）米ドル建て 毎月分配型および豪ドル建て毎月分配型に関して、2020年１月から開始する毎月９暦日（ただし、当該日がファンド営業日でない場合には、その直前のファンド営業日）および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で当該受益証券クラスに関して随時決定するその他の日をいいます。

（注２）「分配支払日」とは、関連する分配基準日（同日を含みます。）から５ファンド営業日目および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。

（注３）「分配金落ち日」とは、関連する分配基準日の翌ファンド営業日および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

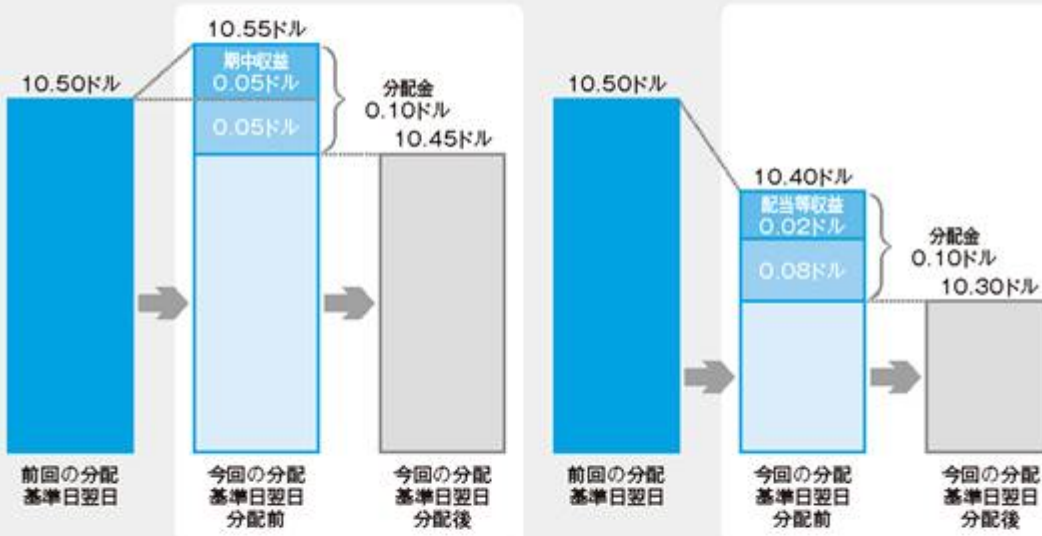


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



分配金に対する課税については、後記「４ 手数料等及び税金、（５）課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】

投資制限

管理会社（またはその委託先）は、ファンドに関して、ファンドの資産総額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」（金融商品取引法第2条第2項各号に規定される有価証券とみなされる権利を除きます。）の定義に該当しない資産を構成する結果となるような投資を行ってはなりません。ただし、かかる制限は、（a）ファンドの設定直後、（b）大量の買戻請求が予想される場合、または（c）管理会社のコントロールの及ばないその他の状況においては適用されないものとします。

- ・ファンドが保有する証券の空売りを行うことは禁止されます。
- ・ファンドの資産は、証券の引受けまたは再引受けに利用することはできません。

さらに、管理会社（およびその委託先）は、JSDAの規則の下で以下の制限に従います。

1. ファンドによる借入れは、下記の「借入方針」の項に定める借入方針に沿ったものを除いて禁止されます。
2. 管理会社が運用するすべての投資信託を代理して、一発行体の発行済議決権付株式の50%超を取得することはできません。
3. 流動性が低い資産に純資産総額の15%超を投資することはできません。ただし私募株式、非上場証券およびその他の流動性に欠ける資産について、価格決定の透明性を確保するための措置を講じている場合を除きます。
4. 管理会社、受託会社、投資顧問会社、副投資顧問会社または受益者以外の第三者の利益のための取引等の受益者保護に反するまたはファンドの資産の適正な運用を害するファンドに関する取引は禁止されます。
5. JSDAの規則に基づき「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」に分類される単一の発行体および／または取引相手方に対するエクスポージャーについては、特定のエクスポージャー区分内の単一の発行体および／または取引相手方に対するエクスポージャー（以下「信用リスク」といいます。）は、純資産総額の10%を超えないものとし、また、単一の信用リスクに対するエクスポージャーの合計は、純資産総額の20%を超えないものとします。制限を超えた場合、管理会社およびその委託先は、JSDAの規則に従って、これらの制限を満たすためにエクスポージャーを調整するものとします。

管理会社およびその委託先は、受益証券の買戻しの資金調達または為替差損の補填のための一時的な防御措置として、またはこれを見越して、現金および銀行預金を保有し、財務省証券、譲渡性預金およびコマーシャル・ペーパー等の高品質な短期商品に投資する権利を留保します。

管理会社は、ファンドの勘定で、JSDAの規則に規定されるデリバティブ取引等を行いません。

管理会社は、上記の投資制限に関係する適用ある制定法または規則が修正されまたはその他新たなものとなり、管理会社の意見において投資制限が適用ある法律および規則に違反することなく修正できる場合、受益者の同意を得ることなく、上記の投資制限のいずれについても、追加、修正または削除（該当する方）を行う権限を有するものとします（ただし、当該追加、修正または削除について受益者に対し21暦日以上前の通知を行うものとします。）。

管理会社（またはその委託先）は、特に、ファンドの本投資対象の価値の変化、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払いまたは受益証券の買戻しの結果として、上記投資制限のいずれかに超過が生じた場合であっても、直ちに本投資対象を売却するよう要求されません。ただし、管理会社（またはその委託先）は、違反が認識された後合理的な期間内に投資制限を遵守するために、受益者の利益を考慮して合理的に実行可能な措置を講じます。

上記の投資目的および投資方針は、金融危機、債務不履行、政策の重大な変更、新たな規制の実施、資本連結、自然災害、クーデターおよび／またはファンドの資産が投資されている国の政治制度の重大な変更および戦争等の特別な状況を含む、市況の一定の状況においては維持されないことがあります。

管理会社（およびその委託先）は、（ ）受益証券の購入申込みまたは買戻請求が大量になされると単独で判断する場合、（ ）ファンドが投資する市場もしくは本投資対象の急激もしくは大幅な変動を単独の裁量により予期する場合または管理会社（またはその委託先）の合理的なコントロールを超えるその他の事由が存在する場合、（ ）管理会社（またはその委託先）が新たに拠出された資産の当初投資を行っている期間中である場合、および／または（ ）逸脱が、（a）ファンドを終了する準備を行うためもしくは（b）ファンドの資産の規模の結果として、その単独の裁量により合理的に必要な場合、本書に記載する投資方針、投資制限および投資ガイドラインから一時的に逸脱することができます。当該逸脱を認識した場合、管理会社（またはその委託先）は、受益者の利益を考慮し、合理的に実務上可能な限り速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

ファンドが投資目的を達成するまたは多額の損失を回避するという保証はありません。

借入方針

管理会社（またはその委託先）は、ファンドの勘定で借入れを行うことができますが、直近の純資産総額の10%を上限とします。ただし、合併等の特別な状況または緊急事態の場合、この10%の上限を一時的に超えることができます。

マスター・ファンドの投資制限

日本における受益証券の販売に関する方針

日本の投資信託協会の規則に基づき公募される、日本の投資信託であるファンド・オブ・ファンズに対する制限およびJSDAが規定する外国証券の取引に関する規則に基づく選別基準に関連して、マスター・ファンドは、以下の投資制限を採用しました。

1. 空売りの制限 空売りされる有価証券の時価総額は、マスター・ファンドの純資産総額未満とします。
2. 借入制限 残存借入総額がマスター・ファンドの純資産総額の10%を超える場合、借入れは禁止されます。ただし、合併等の特別な状況または緊急事態が発生した場合、一時的に当該10%の制限を超えることができます。
3. 一会社の株式の取得制限 一会社（日本の公募投資信託たるファンド・オブ・ファンズの場合に限り、投資会社を含みます。）の発行済株式総数の50%を超えて取得を行うことはできません。ただし、契約型投資信託の場合、同一の運用者により運用されているすべてのファンドにおいて、発行済株式総数の50%を超えて取得を行うことはできません。比率制限は、投資時に適用されます。
4. 流動性が低い有価証券に対する投資の制限 マスター・ファンドは、無登録株式、非上場株式または証券化に関連する流動性が低い商品に対し、その純資産総額の15%を超えて投資を行うことはできません。マスター・ファンドが、私募株式、非上場株式または流動性が低いその他の商品に投資する場合、これらの証券を公正価格で評価するための措置が採用されます。
5. 利害関係者との取引に関する制限 マスター・ファンド管理会社が自己またはマスター・ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、マスター・ファンドの受益者の保護に反し、またはマスター・ファンドの資産の適切な運用を害するマスター・ファンドによる取引は、禁止されます。
6. エクイティ証券への投資の禁止 マスター・ファンドは、いかなる種類のエクイティ証券にも投資することはできません（前記「（1）投資方針、投資目的および投資方針、マスター・ファンド、転換証券およびエクイティ証券」の項で認められている場合を除きます。）。さらに、マスター・ファンドは、（前記「（1）投資方針、投資目的および投資方針、マスター・ファンド、転換証券およびエクイティ証券」の項で認められている場合を除き、）エクイティ証券への投資もしくはエクイティ投資を行う契約型投資信託、または会社型投資信託に投資することはできません。
7. 信用リスクの管理 マスター・ファンド管理会社は、2011年アイルランド欧州共同体（譲渡可能証券への集団投資事業）規則およびアイルランド中央銀行が作成したUCITS通知に記載されたリスク管理方法に従い、マスター・ファンドの信用リスクを可能な限り管理するものとします。マスター・ファンドは、元々はアイルランド中央銀行が2014年5月のUCITS申込フォームに定めたリストから選出された、以下の発行体にその純資産総額の35%超を投資する予定です。

「OECD加盟国政府（ただし、投資適格銘柄であること。）、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、欧州鉄道金融公社、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当金庫（ファニーメイ）、連邦住宅金融抵当公庫（フレディマック）、連邦政府抵当金庫（ジニーメイ）、奨学金融資金庫（サリーメイ）、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、ストレート・Aファンディング・エルエルシー」

マスター・ファンド管理会社は、当該個別の発行体の有価証券への投資に伴う信用リスクを十分に管理するものとします。

3【投資リスク】

リスク要因

受益証券は、ファンドに対する投資が完全な投資プログラムを反映するものではなく、かつファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負担する能力を有する者による投資のみに適しています。以下のリスクについての要約に記載されたファンドおよびファンドの投資対象に関する言及は、ファンドの投資対象に関する複合的なリスクについて言及するものです。以下の勘案事項は、ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全な記載ではありませんが、ファンドに対する投資を行う前に慎重に検討されるべきです。

以下は、主なリスク要因および勘案事項ですが、すべてのリスク要因および勘案事項を完全に網羅するものではありません。

受益証券1口当たり純資産価格は、有価証券の価格または為替相場の変動およびその他の要因により上下します。また、有価証券の運用上または財務上の状況、有価証券の発行体および状況に対する第三者評価の変化による影響を受けます。したがって、投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により投資者の投資元本を割り込むことがあります。運用による一切の損益は投資者に帰属します。

適切かつ魅力的な投資機会の特定は難しく、高度の不確実性を伴います。ファンドの投資対象から得られるリターンは、投資者が引き受けた事業上および財務上のリスクを適切に補填できないことがあります。

ファンドに対する投資には、高度のリスクが伴います。ファンドの投資目的が達成されるという保証はなく、また、受益者が自己の投資額のすべてまたは大部分を失うことはないという保証もありません。

リスク要因の概要

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。また、ファンドの米ドル建て受益証券および豪ドル建て受益証券の純資産価格は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

市場リスク

価格変動リスク

一般に、公社債等の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受けます。組入公社債等の価格の下落は受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となります。

為替変動リスク

■米ドルクラス

受益証券1口当たり純資産価格の算定は米ドル建てにより行われますので、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合があります。

■豪ドルクラス

投資対象ファンドにおいて、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。為替取引を用いることにより、投資対象ファンドのNN（AUD）クラスは為替取引による収益を得るまたは損失を被る場合があります。一般に、為替取引による損益は、当該為替取引に関連する2つの通貨間の金利の変動の影響を受けます。米ドルより短期金利が高い場合、為替取引によるプレミアムが期待できます。逆に、米ドルより短期金利が低い場合には、為替取引によるコストが生じます。受益証券1口当たり純資産価格の算定は豪ドル建てにより行われますので、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合があります。

信用リスク

組入有価証券等（バンクローンを含みます。以下同じです。）の発行体や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

期限前償還リスク

マスター・ファンドは、モーゲージ証券、資産担保証券、バンクローン等の期限前償還リスクを伴う債券等へ投資することができます。一般的に金利が低下した場合、モーゲージ証券、資産担保証券、バンクローン等の債券等の期限前償還が増加することにより、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券等に再投資せざるを得ない可能性があります。

低格付債券への投資リスク

マスター・ファンドは、格付けの低い公社債等も投資対象としており、格付けの高い公社債等への投資を行う場合に比べ、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

為替リスク

マスター・ファンドが米ドル以外の通貨建てで投資を行う場合、米ドルに対して当該通貨の価値が下落するリスクがあります。為替リスクは、新興国通貨建ての金融商品に投資する場合に特に大きくなる可能性があります。

ファンドに関連するリスク

投資目的および取引リスク

いずれの期間においても、とりわけ短期間でファンドの投資目的が達成される保証はありません。投資者は、受益証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識する必要があります。

現金および現金等価物に関するリスク

ファンドの勘定で保有されている現金および現金等価物は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされています。かかるリスクの一または複数が現実化した場合、ファンドの勘定で保有されている現金および現金等価物の価値は悪影響を被る可能性があります。副投資顧問会社が、ファンドの勘定により、ファンドの勘定で保有されている現金の引出しおよび／または現金等価物の換金を行うことができない場合、副投資顧問会社がファンドの投資目的および投資方針を達成する能力は悪影響を受ける可能性があります、かつ／または、ファンドが損失を被ることがあります。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、契約条件に関する紛争（正当な根拠に基づくものであるか否かにかかわらず。）または信用もしくは流動性の問題を理由にカウンターパーティーが取引をその条件に従って決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合があります。満期までの期間が長く、何らかの事由が決済を妨げる可能性がある契約の場合、または単独もしくは少数のカウンターパーティーとの間で取引が行われた場合には、このような「カウンターパーティー・リスク」が大きくなります。

管理会社、投資顧問会社および／または副投資顧問会社（場合に応じます。）は、特定のカウンターパーティーとの間で取引を行うこと、またはいずれかもしくはすべての取引を単一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。管理会社、投資顧問会社および／または副投資顧問会社（場合に応じます。）がいかなる数のカウンターパーティーとも取引可能であること、およびかかるカウンターパーティーの財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ファンドが損失を被る可能性が高まる場合があります。

ファンドは、取引所で取引されていないデリバティブ商品に関して、取引所決済機関の履行保証など、組織化された取引所におけるかかる商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護を受けられないことにより、ファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされる場合があります。取引所で取引されていないデリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではない取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、管理会社、投資顧問会社および／または副投資顧問会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの支払不能、破産または債務不履行の場合には、かかる商品は、ファンドに多額の損失をもたらす可能性があります。管理会社、投資顧問会社および／または副投資顧問会社（場合に応じます。）は、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づき債務不履行時には契約上の救済が得られることがあります。ただし、利用可能な担保またはその他の資産が十分でない場合には、かかる救済は不十分なものとなる可能性があります。

世界的な金融危機の間、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびディーラー間取引のカウンターパーティーを含みます。）が、支払期限の到来した契約上の債務を履行することができず、または不履行寸前の状態にあり、金融市場において認識された不確実性が高まるとともに、かつてないほどの政府の介入、信用および流動性の縮小、取引および資金調達の早期終了、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行をもたらしました。管理会社、投資顧問会社および／または副投資顧問会社（場合に応じます。）がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーが債務不履行に陥らない、また、ファンドが結果として取引による損失を被らないとの保証はありません。

為替レート・リスク

米ドルクラスは米ドル建て、豪ドルクラスは豪ドル建てです。よって、投資者の投資活動が主に行われる通貨または通貨単位（以下「投資者通貨」といいます。）が米ドルまたは豪ドル以外の通貨または通貨単位である場合には、受益証券の保有者は通貨の交換に関して一定のリスクを負うことになります。かかるリスクには、為替レートが大きく変動（米ドルもしくは豪ドルの切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動を含みます。）するリスク、および米ドル、豪ドルまたは投資者通貨（場合に応じて）を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。米ドルクラスについては、投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、豪ドルクラスについては、投資者通貨の価値が対豪ドルで上昇した場合、（a）純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額、ならびに（b）支払分配金（もしあれば）の投資者通貨相当額は下落します。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、本投資対象をファンドの勘定で適時に売却する副投資顧問会社の能力に関係します。相対的に流動性の低い有価証券の市場は、より流動性の高い有価証券の市場に比べて変動性が高くなる傾向があります。ファンドの資産を相対的に流動性の低い有価証券に投資することにより、ファンドの投資対象を希望する価格および時期において処分する副投資顧問会社の能力が制限されることがあります。さらに、かかる投資対象の転売は、時に、契約上の規定により制限されることがあり、かかる制限自体が当該投資対象の価値に影響を及ぼす場合があります。また、取引所が特定の金融商品もしくは契約の取引を停止し、特定の金融商品もしくは契約の即時清算および決済を命じ、または特定の金融商品もしくは契約の取引を清算目的に限定して行うよう命じる可能性があります。流動性を欠くことによるリスクは、店頭取引の場合においても生じます。かかる金融商品または契約の規制市場が存在しないことがあり、当該金融商品または契約のディーラーのみが買呼値および売呼値の設定を行う可能性があります。市場性のない有価証券への投資は流動性リスクを伴います。また、かかる有価証券は評価が困難であり、その発行体は、規制市場の投資家保護に関する規則に常に従うとは限りません。

投資顧問会社および副投資顧問会社への依存

受託会社および管理会社は、ファンドの信託の引受けおよび管理事務に関して最終的な権限および責任を有しますが、ファンドの資産の投資に関するすべての決定は、投資顧問会社および副投資顧問会社に委任されており、投資顧問会社および副投資顧問会社によって行われるため、投資顧問会社および副投資顧問会社がファンドの資産に対して完全な取引権限を有します。したがって、ファンドの資産の投資に関する専門性は、投資顧問契約および副投資顧問契約の継続ならびに投資顧問会社および副投資顧問会社の役員および従業員の業務および技能に大きく依存します。投資顧問会社および副投資顧問会社またはその主要人物のいずれかから業務の提供を受けられなくなる場合、投資顧問会社または副投資顧問会社により開発された独自の投資手法を利用できなくなる可能性があるため、ファンドの資産価値に重大な悪影響が生じる可能性があります。

市場リスク

ファンドの勘定で保有されている有価証券の価格は、通常の市場変動および国際的証券市場への投資に固有のリスクの影響に服します。よって、ファンドへの投資がその価値を維持し、またはその価値が上昇するという保証はありません。

担保に関する取り決め

ファンドは、ファンドまたはファンドが取引を行うカウンターパーティーが服することがある適用ある法律および規制に基づく場合を含め、一定の担保に関する取り決めの実行を要求されることがあります。

カウンターパーティーがファンドの勘定に現金担保を提供した場合、当該現金担保は、保管会社における分別された担保勘定または当該担保に関する取り決めの当事者間で合意されるその他の銀行勘定（以下「担保勘定」といいます。）に預託され、再投資目的では利用されません。担保勘定の受取利息（もしあれば）は、クレジット・サポート・アネックス（CSA）に従いカウンターパーティーから要求される利息の支払いに不足する可能性があります。金利差は、純資産価額に影響を及ぼします。現金以外の受取担保は、売却、再投資または質権設定されません。

また、ファンドは、カウンターパーティーの利益のために担保提供を要求される場合もあります。かかる場合、ファンドの投資目的のために利用可能なファンドのポートフォリオが本来よりも少なくなります。その結果、ファンドの全収益は、担保に関する取り決めにより減少する可能性があります。

担保の管理を支援する担保管理代理人が任命される可能性があり、その場合、当該代理人の報酬は、ファンドの資産から支払われるか、または別途合意されるところに従って支払われます。

担保リスク

カウンターパーティーからの担保の受け入れおよび実施されている担保管理システムは、カウンターパーティーの債務不履行または支払不能に対するファンドの潜在的なエクスポージャーの軽減を意図していますが、かかるリスクを完全に取り除くことはできません。提供される担保は、多くの理由により、当該カウンターパーティーの債務の返済に不足する可能性があります。また、カウンターパーティーにより提供される担保は独立して日次で評価されますが、担保として提供される一部の確定利付証券および／または持分証券が常に有効な相場価格を有するとは限りません。

担保が正確かつ的確に評価される保証はありません。担保が正確に評価されない場合、ファンドはその範囲で損失を被る可能性があります。担保が正確に評価されたとしても、カウンターパーティーの債務不履行または支払不能の時点から当該担保が換金される時点までの間に担保の価値が減少することがあります。非流動資産の場合、換金に時間を要することから担保の価値の減少のリスクがより大きくなる可能性があります。提供される担保の全部または大部分がかかる資産で構成されることがあります。

担保のオペレーショナル・リスク

カウンターパーティーの支払債務およびカウンターパーティーにより提供される担保は、各営業日に独立して評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすために調整されます。担保に関する方針は投資顧問会社および副投資顧問会社により監視されますが、当該方針が正しく遵守および実施されない場合、ファンドはその範囲で、カウンターパーティーが債務不履行または支払不能に陥った場合に損失を被ることがあります。

経済情勢

経済情勢（例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術発展、政治的および外交上の事由および動向、税法などの要因）の変化は、ファンドのリターンに著しい悪影響を及ぼす可能性があります。そのような情勢は、投資顧問会社または副投資顧問会社のコントロールの及ぶものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場における予測不能な変動性または流動性によって、投資顧問会社または副投資顧問会社のファンドの資産の投資・再投資管理能力が損なわれ、ファンドに損失が生じる可能性があります。経済的および／または政治的不安定により、資産価格が悪影響を受ける可能性があり、法律上、財政上および規制上の変化がもたらされる場合があります。

ファンドは、公開取引されている有価証券に投資する投資信託に共通するリスクにさらされています。市場の動きは変動が大きく、予測が困難です。政府の活動、とりわけ米国連邦準備制度理事会の活動は、金利に重大な影響を及ぼし、ひいてはかかる市場の流動性だけでなく価格にも著しい影響を与えることがあります。政治、景気後退、インフレ、雇用水準、貿易政策、国際的事件、戦争その他の不測の事件もまた、有価証券の価格に著しい影響を及ぼすことがあります。各種政府機関がとりうる様々な行為もまた、ファンドの事業の収益性を妨げたり、損失を招いたりする可能性があります。かかる事象により市場は大きく変動し、市況が不安定となる可能性があります。ファンドに破滅的損失をもたらすリスクが生じます。

政治リスクおよび規制リスク

ファンドの資産の価値は、政治不安、政府方針および税制の変更、外国投資および通貨の本国送金に対する制限ならびにその他適用ある法律および規制の動向などの不確実性による影響を受けることがあります。同様に、ファンドの勘定で実行される取引のカウンターパーティーは、それら自身が、銀行再建および破綻処理制度を含む規則の変更および規制監督の対象となることがあります。したがって、ファンドは、自己が対象となる規則の変更だけでなく、カウンターパーティーに影響を及ぼす規則の変更によっても影響を受けることがあります。

決済リスク

ファンドは、有価証券の取引のカウンターパーティーに関する信用リスクにさらされ、かかるカウンターパーティーがファンドの勘定で行われた取引について決済不履行を生じさせた場合には決済不履行リスクを負うこともあります。カウンターパーティーによる不履行リスクは特に、債券の取引に関係します。

仲介およびその他の取り決め

ポートフォリオ取引を実行するためのブローカーまたはディーラーを選定する際、投資顧問会社または副投資顧問会社は、競争入札を行う必要はなく、利用可能な最低手数料を追求する義務を負いません。

決済ブローカーの支払不能リスク

ファンドに関して、上場先物取引、その他のデリバティブおよび有価証券の取引の清算および決済を行うために複数のブローカーのサービスを利用することができます。適用ある規則および規制により、顧客資産にある程度の保護が与えられる場合がありますが、ファンドのブローカーが支払不能に陥った場合は、当該ブローカーの下で保管されているファンドの資産がリスクにさらされることがあります。

保管リスク

カストディアンまたはブローカーとの取引はリスクを伴います。カストディアンまたはブローカーに証拠金として預託されるすべての有価証券およびその他の資産は、ファンドの資産として明確に特定されるため、ファンドがこれらの当事者に関する信用リスクにさらされることはないと思込まれます。ただし、このような分別保管の実施が常に可能であるとは限らず、また、これらの当事者が支払不能に陥った場合、証拠金として保管されているファンドの資産に対するファンドの権利の執行に関連して、実務上または時間的な問題が生じることがあります。

流通市場の不存在

受益証券には流通市場が存在しない予定です。投資者は、自らの裁量で投資を現金化することができない可能性があります。

投資者は、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」の項に定める手続きおよび制限に従い、受益証券の買戻し請求をすることができます。受益証券の買戻しを請求する受益者が保有する受益証券に帰属する純資産価額が、関連する買戻通知の日付から関連する買戻日までの期間中に下落するリスクは、買戻しを請求する受益者が負担します。また、受益者が受益証券の買戻しを行うことができない状況となる可能性があります（例えば、マスター・ファンドが、受益者が受益証券の買戻しを行う能力に影響を及ぼしうるほど流動性の低い状態となる可能性が高い場合などがあります。）。

受益者は、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し手続等、受益証券の譲渡」の項の定めに従い、管理会社および受託会社の事前の書面同意を得ることを条件として、保有する受益証券を譲渡することもできます。ただし、受益者の受益証券を購入する意思のある者が存在する保証はありません。さらに、譲受人は受託会社に対し、管理会社および受託会社がその裁量で要求する他の事項について、表明事項を裏付ける証拠とともに書面により表明するよう義務付けられます。管理会社および受託会社は、その裁量で受益証券の譲渡を拒否する権利も有します。

買戻しの影響

受益証券の大量の買戻しが請求された場合、かかる払戻しが請求された時点で本投資対象を換金することができず、または投資顧問会社もしくは副投資顧問会社が本投資対象の真の価値を反映していないと考える価格でしか当該本投資対象を換金できないことがあり、その結果受益者のリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

本投資対象の換金

本投資対象の換金または一部換金の際にファンドの勘定で受託会社が受領する金額は、分配を通じて受益者に支払われることがあります。分配は発生する見込みですが、管理会社と協議の上で本投資対象の手取金をファンドの勘定で受託会社が保持することが必要となる場合があり、直ちに受益者に返還されない可能性があります。

運用歴の不存在

ファンドは新規に設定されており、投資者がパフォーマンス予想の評価の基準とすることのできる運用歴を有しません。

分配

分配により受益者の当初投資元本またはキャピタル・ゲインが返還されることがあり、これにより当該受益証券クラスに帰属する純資産価額が減少する可能性があります。したがって、投資元本の保全を求める投資者には、受益証券に帰属する投資対象の価値が、資産価値の減少のみならず、分配を通じた当該受益証券クラスの保有者に対する投資元本の返還によっても下落する可能性があることを考慮することが強く推奨されます。

本投資対象の評価

管理事務代行会社は、ファンドが取引を行うかまたは現金を保有するカウンターパーティーから、ファンドの勘定において締結された取引とファンドの勘定において保有される現金または有価証券を照合するために十分な時間を確保しつつ

取引明細書またはその他の必要な情報を受領できない場合があります。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産価額が計算されることを意味することがあり、不完全な照合につながる場合があります。受託会社、管理事務代行会社、投資顧問会社および副投資顧問会社（場合に応じます。）のいずれも、その結果損失が発生した場合に責任を負わないものとします。

限られた数の価格決定の情報源

管理事務代行会社は、純資産価額の計算に関連するものを含め、投資対象の価格決定に関して限られた数または単一の情報源に依拠する場合があります。

源泉徴収税リスク

投資者は、一部の市場におけるファンドの投資対象の売却、またはかかる投資対象に関する配当、分配金もしくはその他の支払金の受取による手取金が、当該市場の当局により賦課される税金、課徴金、関税またはその他の費用もしくは手数料（源泉徴収税を含みます。）の対象である、または対象となる可能性があることに留意すべきです。

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）は、原則として、一定の米国源泉その他の支払いに対し30%の源泉徴収を課します。ファンドがFATCA関連の該当する要件または義務を遵守しなかった場合、ファンドは、ファンドが受領した支払いについて源泉徴収税を課される可能性があり、その場合は純資産価額が減少し、受益証券の価格に悪影響を及ぼすこととなります。ファンドは、FATCAによる源泉徴収税の課税を回避するために、ファンドに課される義務を履行するよう図るものの、ファンドがこれらの義務を履行できるとの保証はありません。ファンドは、関連する源泉徴収税の課税の原因または一因となった投資者に当該源泉徴収税を割り当てることができない場合があります。また、FATCAの遵守に起因する管理事務費用は、ファンドの運営費の増加を招くこともあります。

OECD共通報告基準

OECDは、FATCAを実施するための政府間アプローチを広範囲に活用しつつ、世界的なオフショア脱税の問題に対処するため、共通報告基準（以下「CRS」といいます。）を発展させました。金融機関の効率性を最大化し、そのコストを削減することを目的として、CRSは、金融口座情報のデュー・ディリジェンス、報告および交換に関する共通基準について定めています。CRSに基づき、参加する法域は、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続きに基づいて金融機関が特定したすべての報告対象口座に関する金融情報を、報告を行う金融機関から取得し、これを交換パートナーとの間で年に一度自動的に交換します。ケイマン諸島は、CRSの実施を約束しています。その結果、ファンドは、ケイマン諸島が採用するところに従い、CRSのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する必要があります。投資者は、ファンドによるCRS上の義務の履行を可能にするために、管理事務代行会社への追加の情報提供を求められることがあります。求められた情報を提供しない場合、投資者は、これにより生じる違約金もしくはその他の課徴金に対する責任を課され、ファンドの受益証券の強制的買戻しの対象となり、かつ／または、投資者がFATCAに関連して請求された情報を提供しない場合と同様のその他の悪影響を受けることがあります。

サイバー犯罪およびセキュリティ侵害

ファンドの運営に関連するインターネットおよび技術の使用が増加するにつれて、ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害によるオペレーショナル・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの増大にさらされています。サイバー・セキュリティ侵害には、資産もしくは機密情報の不正流用、データの破損または運営の妨害を目的とした、「ハッキング」またはその他の手段によるコンピューター・ウイルスへの感染およびファンドのシステムへの不正アクセスが含まれますが、これらに限られません。サイバー・セキュリティ侵害は、DoS攻撃、または許可された個人がファンドのシステムに保存された秘密情報を開示する（故意か否かを問いません。）場合など、不正アクセスを必要としない方法で発生する場合もあります。サイバー・セキュリティ侵害により、ファンドの事業運営に支障が生じ、これに影響を及ぼす場合があります。その結果、潜在的に、財務上の損失を生じ、ファンドの純資産価額の決定の不能、適用法の違反、規制上の違約金および／または罰金、コンプライアンスその他の費用が発生する可能性があります。その結果ファンドおよびその投資者は、悪影響を受ける可能性があります。また、ファンドは第三者サービス提供者と密接に協力しているため、かかる第三者サービス提供者における間接的なサイバー・セキュリティ侵害により、ファンドおよびその投資者が直接的なサイバー・セキュリティ侵害に関連するものと同様のリスクにさらされる可能性があります。ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害に関連するリスクを軽減するよう設計されたリスク管理システムを構築していますが、かかる措置が成功する保証はありません。

クラス間における債務負担

受益証券は、異なるクラスの形で発行されます。信託証書には、ファンドの債務を受益証券の様々なクラスに帰属させる方法が定められています（債務は当該債務が発生した受益証券の特定のクラスに帰属します。）。ただし、ファンド

は、単一の信託として設定されており、あるクラスの受益証券の保有者は、受益証券の他のクラスに帰属する資産が受益証券の当該他のクラスに関して生じた債務を弁済するのに不足する場合には、かかる保有者が保有する受益証券のクラスに対応しない当該債務を負担するよう強いられることがあります。したがって、受益証券のあるクラスに帰属する債務が受益証券の当該特定のクラスに限定されず、受益証券の一または複数の他のクラスに帰属する資産から弁済する必要が生じるリスクがあります。

受益証券の追加のクラスの費用

将来において、追加のクラスの受益証券が発行されることがあります。受益証券のかかる追加のクラスの設定に関連する経費および費用の全部または一部が、受益証券の当該クラスのみによって負担されず、例えばファンド全体によって負担される可能性があります。これは、受益証券のかかる追加のクラスが設定される前に発行されていた受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

将来の規制の変更は予測不可能であること

証券市場およびデリバティブ商品市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用されます。さらに、証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有します。有価証券およびデリバティブ商品の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能ですが、重大かつ悪影響となることがあります。

情報請求

受託会社またはケイマン諸島に住所を有するその取締役もしくは代理人は、規制当局・機関または政府当局・機関が適用法に基づき行う情報請求に従い、情報の提供を強制されることがあります。これには、例えば、ケイマン諸島金融庁が、自らもしくは公認の外国の規制当局のために、金融庁法（2018年改正）に基づいて請求する場合、または、ケイマン諸島税務情報局が、ケイマン諸島税務情報局法（2017年改正）もしくは貯蓄所得情報報告（欧州連合）法（2014年改正）ならびに関連する規則、合意、協定および覚書に基づいて請求する場合があります。これらの法律に基づく秘密情報の開示は、いかなる秘密保持義務の違反ともみなされず、一定の状況において、受託会社およびその取締役または代理人は、かかる請求を受けたことの開示を禁止される場合があります。

郵便物の取扱い

受託会社および／またはファンドの登記上の事務所において受領された、受託会社および／またはファンド宛の郵便物は、処理のため、受託会社が提供する転送先所在地に未開封のまま転送されます。受託会社、その取締役、役員、顧問またはサービス提供者（ケイマン諸島における登記上の事務所サービスを提供する機関を含みます。）はいずれも、何らかの経緯で生じた転送先所在地への郵便物の配達遅延に対していかなる責任も負いません。特に受託会社の取締役は、自身個人宛の郵便物（受託会社またはファンド宛の郵便物ではないもの）のみを、受領、開封または直接処理します。

投資戦略に関連するリスク

投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの投資目的の達成、投資リターンの無保証

投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの投資目的が成功する旨の保証または表明は行われず、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドがその投資目的を達成することの保証は提供されません。マスター・ファンドは投資対象ファンドに対し、ひいては、投資対象ファンドはファンドに対し、自身がいずれかの特定の企業またはポートフォリオへの投資を選択、実施および換金できることの保証を提供しません。マスター・ファンドが投資者のためのリターンを得られること、または上記に記載された種類の有価証券に対して投資するリスクに当該リターンが見合うことの保証はありません。受益証券は容易に売却可能ではなく、かつマスター・ファンドの投資対象は非流動的である可能性があります。それらの持分の払戻または利益の実現（もしあれば）を生じさせる可能性のある、投資対象の部分的または全面的な売却、譲渡、またはその他の処分は、投資が行われてから何年もの間、発生することが一般に予想されません。ファンドへの投資は、投資額の全てを失うことを許容できる者によってのみ検討されるべきです。投資対象ファンドまたはマスター・ファンドに関連する投資事業体の過去のパフォーマンスは必ずしも投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの将来の成績を示唆するものではなく、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの予測または目標リターンが達成される保証はありません。

投資の集中

ファンドは受益証券の販売による手取金の大部分を投資対象ファンドに投資するため、投資対象ファンドにおいて発生した損失はファンドの全体的な財務状態に重大な悪影響を及ぼします。そして、投資対象ファンドは投資対象ファンド受益証券の販売による手取金の大部分をマスター・ファンドに投資するため、マスター・ファンドにおいて発生した損失は投資対象ファンドの全体的な財務状態、ひいてはファンドの全体的な財務状態に重大な悪影響を及ぼします。

投資対象ファンドおよびマスター・ファンドへの依存

ファンドの投資目的の遂行における成功は、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの継続的な利用可能性に依存します。投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドは終了または解散する可能性があります、またファンドが投資対象ファンドの発行する投資証券に投資できなくなるその他の理由が生じる可能性があります。これらのいずれのシナリオにおいても、受託会社および管理会社は、ファンドの終了を決定することができます。

コントロールの欠如

受託会社および管理会社のいずれも、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの行う投資をコントロールしません。投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの投資に対するコントロールの欠如は、ファンドにとって不利となる可能性があります。管理会社が（その代理人または委託先を通じて）投資対象ファンドの投資に関して議決権を行使できる場合であっても、管理会社によるかかる本投資対象に関する議決権行使は投資対象ファンドの他の投資者による議決権行使と一致しない可能性があり、かかる他の投資者がより多くの議決権を有する可能性があります。

第三者の運用への依拠

投資対象ファンドおよびマスター・ファンドのパフォーマンスは監視されているものの、ファンドは、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドのレベルの運用チームの技能および専門性に大部分を依拠します。かかる運用チームが投資対象ファンドおよびマスター・ファンドに継続して関与すること、またはその場合であったとしても運用チームの運用が継続して成功する保証はありません。

ファンドが達成するリターンは、マスター・ファンド管理会社の取組みおよびパフォーマンスにその大部分を依存し、マスター・ファンド管理会社およびその従業員のパフォーマンス不振により著しい悪影響を受ける可能性があります。管理会社およびその他のファンドへのサービス提供者のいずれも、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの日常的な運用において積極的な役割を果たさず、マスター・ファンド管理会社が行う具体的な投資または運用上の意思決定を承認する能力を有しません。管理会社はマスター・ファンドおよびマスター・ファンド管理会社のパフォーマンス履歴ならびに投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの投資戦略などの基準に基づいて投資対象ファンドおよびマスター・ファンドを評価するよう努めるものの、投資対象ファンド、マスター・ファンドおよびマスター・ファンド管理会社の過去のパフォーマンスが将来の成績の信頼できる指標となるとは限らず、またマスター・ファンド管理会社、その主要人物、または投資対象ファンドもしくはマスター・ファンドの投資戦略はファンドの同意なしに随時変更される可能性があります。

投資対象ファンドに対するファンドの持分の償還

マスター・ファンド管理会社がファンドによる投資対象ファンドへの参加の継続が投資対象ファンドまたはその資産に重大な悪影響を及ぼしうると判断した場合、マスター・ファンド管理会社は、とりわけ、投資対象ファンドに対するファンドの持分を償還することがあります。

間接投資

受益者は、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドへの直接投資者ではなく、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドとの間に一切契約関係を有さず、ファンドへの投資に関して投資対象ファンドまたはマスター・ファンドに対する求償権を有することはできません。

マスター・ファンドの戦略は成功しない可能性があること

投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの戦略が実行され、その投資目的が達成され、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドがその投資元本を回収できる保証はありません。

投資対象ファンドに関連するリスク

アンブレラ・トラストは、アンブレラ・トラスト受託会社による複数のシリーズ・トラスト（いずれも別個の信託となるように定められます。）の創設が可能となるユニット・トラストとしてパミュダ法に基づき設立されています。アンブレラ・トラストでは、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドを含むいくつかのシリーズ・トラストが設立されています。投資対象ファンドは、マスター・ファンドにおける発行済持分です。トラストは、各シリーズ・トラスト（投資対象ファンドおよびマスター・ファンドに関するものを含みます。）を別個の信託とすることを意図して組成されています（その資産および負債に関する場合を含みます。）。したがって、アンブレラ・トラスト受託会社は、関連するシリーズ・トラストに関する債務については当該シリーズ・トラストの資産から補償を受け、また当該債務が複数のシリーズ・トラストに関係する場合には関連する複数のシリーズ・トラストの資産から補償を受ける権利を有します。投資対象ファンドまたはマスター・ファンドに関する債権者は、代位により類似の権利を取得することがあり、例えば、アンブレラ・トラスト受託会社が契約条件を特定のシリーズ・トラストに限定していない場合には、追加の権利を取得することがあります。また、この仕組みの有効性は、パミュダ裁判所による判断の対象となっていないため、各シリーズ・トラストの分離性が遵守される保証はなく、他の諸法域の裁判所がかかる分離性をそのように遵守すべきであると判断する保証もありません。

投資対象ファンドは投資対象ファンド受益証券の販売による手取金の大部分をマスター・ファンドの投資証券に投資するため、投資対象ファンドへの投資に関連するリスクは、マスター・ファンドへの直接投資に関連するものと様です。マスター・ファンドに関連するリスクの要約は、以下に記載されます。

マスター・ファンドに関連するリスク

本項では、マスター・ファンドに適用されるリスクの一部について説明しますが、完全な説明を目的とするものではなく、他のリスクも随時関連する可能性があります。投資対象ファンドおよびファンドを通じたマスター・ファンドへの間接的な投資は多大なリスクを伴い、投機的であるとみなされるべきです。マスター・ファンドの目標収益率が実現するという保証、または投資元本の返還があるという保証はありません。そのため、投資対象ファンドおよびファンドを通じたマスター・ファンドへの投資は、投資が完全な投資プログラムを構成するものではなく、かつ自らの投資全体の潜在的損失のリスクに耐えるのに必要な財源を有する投資者にのみ適しています。投資予定者は、ファンドへの投資を行う前に、本書の他の箇所に定める事項に加え、マスター・ファンドの事業およびその募集に関する以下のリスク要因を慎重に検討する必要があります。リスク要因が記載される順序は、その相対的な影響力または重要性を示すものではなく、投資予定者は、すべてのリスク要因を注意深く検討する必要があります。かかる情報は、本書の日付現在で提供されるものであり、通知なく変更され、完成し、または修正されることがあります。各投資予定者は、以下に定めるリスクを含む、ファンドへの投資に関連して伴うリスクの評価を行う必要があり、ファンドへの投資に関連するリスクについて法律顧問および専門アドバイザーと協議することが求められます。また、投資予定者は、ファンドに投資する前に、自身の個別の状況について税務顧問および法律顧問と協議する必要があります。本書における説明は、予測および将来を見通した記述を含み、リスクおよび不確実性を伴います。マスター・ファンド（ひいては投資対象ファンドおよびファンド）の実際の成果は、将来を見通した記述および予測と大きく異なる可能性があります。かかる相違を生じうる要因またはかかる相違の一因となりうる要因には以下に記載されるものが含まれますが、これらに限られません。

アービトラージ・リスク

二つの有価証券の価値の認識された関係を利用するためにアービトラージ戦略に従って購入された有価証券またはデリバティブのポジションへのマスター・ファンドによる投資は、一定のリスクをもたらします。アービトラージ戦略の下では、マスター・ファンドは、デリバティブを用いてある有価証券を合成的に空売りすると同時に、別の有価証券を購入す

ることができます。かかる戦略に従って組まれたデリバティブの合成ショート・ポジションは、意図したとおりのパフォーマンスを示さないことがあり、マスター・ファンドに損失をもたらす可能性があります。また、アービトラージ戦略に従って購入された有価証券の発行体は、多くの場合、リストラクチャリング、買収、合併、テークオーバー、株式公開買付もしくは株式交換または清算などの企業の重要なイベントに関与します。かかる企業のイベントは、当初の計画どおりに完了しないか、または頓挫する可能性があります。

コール・リスク

コール・リスクとは、発行体が確定利付証券を予定よりも早期に償還する権利（コール）を行使する可能性をいいます。発行体は、いくつかの理由（例えば、金利の低下、信用スプレッドの変化および発行体の信用度の改善）により満期よりも前に発行済証券をコールすることがあります。マスター・ファンドが投資している有価証券を発行体がコールした場合、マスター・ファンドは、当初投資額の全額を回収することができない可能性があり、より低い利回りの有価証券、信用リスクのより大きい有価証券またはその他の不利な特徴を有する有価証券に再投資することを余儀なくされることがあります。

コモディティ・リスク

マスター・ファンドによるコモディティ連動デリバティブ商品への投資は、マスター・ファンドを従来の有価証券への投資よりも大きな変動性にさらす可能性があります。コモディティ連動デリバティブ商品の価値は、市場全体の動向の変化、コモディティ指数の変動性、金利変動または特定の業種もしくはコモディティに影響を及ぼす要因（干ばつ、洪水、天候、家畜疾病、禁輸措置、関税ならびに国際的な経済、政治および規制の動向など）の影響を受けることがあります。これらのセクターのコモディティの価格は、価値の変動、需給の変化および政府の規制政策の変更などの要因により大きく変動する場合があります。

転換証券リスク

転換証券とは、確定利付証券、優先株式、または表示価格もしくは表示利率のいずれかで発行体の普通株式（または現金もしくは同等の価値を有する有価証券）に転換可能であるか、もしくは発行体の普通株式（または現金もしくは同等の価値を有する有価証券）のために行使可能なその他の有価証券です。転換証券の市場価値は、金利上昇局面では下落し、反対に金利下落局面では上昇する可能性があります。ただし、転換証券の市場価値は、発行体の普通株式の株価が当該転換証券の「転換価格」に近づくか、またはそれを上回る場合には、当該株式の市場価格を反映する傾向があります。転換価格は、転換証券を関連する株式と交換することのできる、予め決定された価格とされます。原資産である普通株式の市場価格が下落すると、転換証券の価格は、当該転換証券の利回りの影響をより受ける傾向があります。したがって、転換証券の価格の下落は、原資産である普通株式と同程度の下落でない可能性があります。発行体が清算される場合、転換証券の保有者が支払を受けることができるのは、当該発行体の普通株主より先ですが、当該発行体の上位債務証券の保有者の後となります。したがって、発行体の転換証券のリスクは、一般的に、当該発行体の普通株式よりも小さくなりますが、当該発行体の債務証券よりも大きくなります。

信用リスク

確定利付証券（証券貸付担保で購入された有価証券を含みます。）の発行体もしくは保証人、またはデリバティブ契約、レポ契約もしくはポートフォリオ証券の貸付のカウンターパーティーが、元本および／もしくは利息の支払を適時に行うことができないか、行おうとしないか、もしくはそのように認識される（市場参加者による認識か、格付機関による認識か、または価格決定サービスその他による認識かを問いません。）場合、またはその他債務を履行することができないか、履行しようとしめないか、もしくはそのように認識される（市場参加者による認識か、格付機関による認識か、または価格決定サービスその他による認識かを問いません。）場合、マスター・ファンドは、損失を被るおそれがあります。マスター・ファンドが保有する有価証券の信用の格下げは、その価値を下落させる場合があります。有価証券は、様々な程度の信用リスクにさらされており、かかる信用リスクは、多くの場合、信用格付に反映されています。平均信用度などの指標は、マスター・ファンドの真の信用リスクを正確に反映していない可能性があります。マスター・ファンドが信用格付の大きく異なる有価証券で構成されている場合は、特にそうなります。したがって、マスター・ファンドが一定の信用度を示す平均信用格付を有する場合であっても、マスター・ファンドは、実際には、平均が示すよりも大きな信用リスクにさらされる可能性があります。マスター・ファンドがマスター・ファンドの運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用する限りにおいて、このリスクはより大きくなります。地方債は、訴訟、法律もしくはその他の政治的な出来事、現地の事業環境もしくは経済情勢または発行体の破産が、発行体が元本および／または利息を支払う能力に重大な影響を及ぼすリスクにさらされています。

為替リスク

マスター・ファンドは、米国以外の国の通貨、米国以外の国の通貨で取引され、かつ、収益を得る有価証券、または米国以外の国の通貨に対するエクスポージャーをもたらしデリバティブに直接的に投資する場合、米ドルに対して当該通貨の価値が下落するリスク、またはヘッジ手段ポジションの場合にはヘッジされる通貨に対して米ドルの価値が下落するリスクにさらされます。

米国以外の国の為替レートは、いくつかの理由（金利変動、米国政府もしくは米国以外の国の政府、中央銀行もしくは国際通貨基金などの国際機関もしくは通貨管理の実施による介入（もしくは介入の失敗）、またはその他米国内外における政治動向を含みます。）により短期間で大幅に変動する可能性があります。その結果、マスター・ファンドによる外貨建証券への投資により、マスター・ファンドのリターンが減少することがあります。

マスター・ファンドは、為替レートの変動による損失リスクを軽減するため、為替エクスポージャーをヘッジすることがあります。マスター・ファンドは、他の通貨に対するマスター・ファンドの通貨または表示通貨（該当する方）の変動をヘッジする予定です。マスター・ファンドが常にヘッジされる、またはマスター・ファンド管理会社がヘッジの利用に成功する保証はありません。ヘッジ戦略の利用により、マスター・ファンドの受益者は、マスター・ファンドの表示通貨がマスター・ファンドの資産の一部または全部の表示通貨に対して下落した場合に利益を得ることが実質的に制限される可能性があります。

為替リスクは、マスター・ファンドが、新興国と経済的に結び付いている米国以外の国の通貨に投資するか、またはかかる米国以外の国の通貨建て取引を行っている限りにおいて特に大きくなる可能性があります。この通貨建て取引は、米国以外の先進国と経済的に結び付いている米国以外の先進国の通貨に投資するリスクまたはかかる米国以外の国の通貨建て取引を行うリスクとは異なる、またはこれらのリスクよりも大きな市場リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、法的リスク、政治リスクおよびその他のリスクをもたらし場合があります。

サイバー・セキュリティ・リスク

事業遂行におけるテクノロジーの利用がより広がったことに伴い、マスター・ファンドは、サイバー・セキュリティの侵害によりオペレーショナル・リスクにさらされる可能性が高まっています。サイバー・セキュリティの侵害とは、マスター・ファンドが専有情報を失い、データ破壊に見舞われ、または運営能力を失う原因となることのある故意および故意でない事象をいいます。その結果、マスター・ファンドは、規制上の違約金、評判の低下、是正措置に関連する追加のコンプライアンス費用および/または財務上の損失を被るおそれがあります。サイバー・セキュリティ侵害は、マスター・ファンドのデジタル情報システムへの不正アクセス（例えば、「ハッキング」または悪意のあるソフトウェア・コーディングによるもの）を伴う場合がありますが、DoS攻撃（すなわち、想定されているユーザーがネットワーク・サービスを利用できないようにしようとするもの）などの外部からの攻撃によって引き起こされることもあります。また、マスター・ファンドの第三者サービス提供者（例えば、管理事務代行者、名義書換事務代行者およびカストディアン）またはマスター・ファンドが投資する発行体のサイバー・セキュリティ侵害によって、マスター・ファンドは、直接的なサイバー・セキュリティ侵害に関連するものと同様のリスクの多くにさらされる可能性があります。オペレーショナル・リスク全般と同様に、マスター・ファンド管理会社は、サイバー・セキュリティに関連するリスクを軽減することを目的としたリスク管理システムを構築しています。ただし、特にマスター・ファンドは発行体または第三者サービス提供者のサイバー・セキュリティ・システムを直接的にコントロールしているわけではないことから、かかる取組みが成功する保証はありません。

デリバティブ・リスク

デリバティブとは、その価値が原資産、参照金利もしくは指数の価値に依存する、または派生する金融契約です。マスター・ファンドは、通常、例えば発行体、イールド・カーブの一部、指数、セクター、通貨および／もしくは地理的地域に対するエクスポージャーを得ること、ならびに／または金利リスクもしくは為替リスクなどのその他のリスクに対するエクスポージャーを減じることを目的とした戦略の一環として、原資産のポジションをとる代わりにデリバティブを利用します。マスター・ファンドは、レバレッジのためにデリバティブを利用することもあり、その場合、デリバティブの利用にはレバレッジ・リスクが伴うことになり、場合によっては、マスター・ファンドは、無限の損失の可能性にさらされることがあります。デリバティブの利用により、マスター・ファンドの投資リターンがマスター・ファンドが所有していない有価証券のパフォーマンスの影響を受け、マスター・ファンドの投資エクスポージャーの合計がマスター・ファンドのポートフォリオの価値を超える結果がもたらされる可能性があります。

マスター・ファンドによるデリバティブ商品の利用には、有価証券およびその他の伝統的投資対象への直接投資に関連するリスクとは異なる、または場合によってはかかるリスクよりも大きなリスクが伴います。デリバティブは、本項の他の箇所に記載されるいくつかのリスク（流動性リスク（高度にカスタマイズされたデリバティブの場合は増大する可能性があります。）、金利リスク、市場リスク、コール・リスク、信用リスク、運用リスクおよび証拠金要件の変更から生じるリスクなど）にさらされています。デリバティブには、誤った値付けまたは不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、原金利または原指数と完全に相関しないリスクも伴います。デリバティブ商品に投資することにより、マスター・ファンドは、当初の投資額を超える損失を被るおそれがあり、デリバティブは、特に異常または極端な市況においてはマスター・ファンドの変動性を増大させる可能性があります。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引を利用することができるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを減じるためにこの取引を行うことが有益であろう場合にマスター・ファンドがこれを行う、または利用した場合にかかる戦略が成功するという保証はありません。また、マスター・ファンドがデリバティブを利用することにより、受益者が支払うべき税金の金額が増加するか、またはかかる金額の期限の利益が喪失される可能性があります。店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブの場合は中央清算されるデリバティブ取引に提供される保護の多くを利用することができないことがあるため、OTCデリバティブは、取引のカウンターパーティーが他方当事者に対する契約上の義務を履行しないリスクにもさらされています。取引所で取引されるか、またはセントラル・カウンターパーティーを通じて取引されるデリバティブの場合、信用リスクは、OTCデリバティブ取引のカウンターパーティーではなく、マスター・ファンドの清算ブローカーまたは清算機関自体の信用度にあります。

デリバティブ商品の市場への参加には、これらの戦略を利用しなければマスター・ファンドがさらされない可能性のある投資リスクおよび取引コストが伴います。デリバティブ戦略を成功裏に実行するために必要な技能は、他の種類の取引に必要な技能とは異なる可能性があります。マスター・ファンドが、デリバティブ取引に関わる有価証券、通貨、金利、カウンターパーティーまたはその他経済的要因の価値および／または信用度を誤って予測する場合、当該デリバティブ取引を行っていなければより良い状況に置かれていたであろう可能性があります。特定のデリバティブ商品に関連するリスクおよび契約上の義務を評価するにあたっては、一部のデリバティブ取引は、マスター・ファンドおよびそのカウンターパーティーの相互の合意によってのみ変更し、または終了させることができること、ならびに、一部のデリバティブ取引は、マスター・ファンドとカウンターパーティーの間で締結されたデリバティブ取引の市場価値に基づきマスター・ファンドに損益をもたらす可能性のあるマスター・ファンドまたはカウンターパーティーに関連する一定の事象が発生した場合にはカウンターパーティーまたはマスター・ファンド（場合に応じて）が終了させることができることを考慮することが重要です。また、かかる早期終了は、課税事象を生じさせ、税務上の損益の認識を早める可能性があります。マスター・ファンドが終了日または満期日より前にマスター・ファンドの義務またはデリバティブ取引に関連するリスクに対するマスター・ファンドのエクスポージャーを変更し、終了させ、または相殺することが不可能な場合があり、マスター・ファンドに変動性の増大および／または流動性の低下の可能性がもたらされることがあります。特定の契約の期間満了時または終了時に、マスター・ファンドは、類似の契約を締結することによりマスター・ファンドのデリバティブ商品のポジションを維持することを希望する場合がありますが、原契約のカウンターパーティーが新たな契約を締結しようとせず、かつ、他の適切なカウンターパーティーを見つけることができない場合には、当該ポジションを維持することができない可能性があり、これにより、マスター・ファンドは、一定の望ましい投資エクスポージャーを維持することができなくなるか、または他の投資ポジションもしくはリスクをヘッジすることができなくなるおそれがあり、ひいてはマスター・ファンドに損失が生じるおそれがあります。さらに、このような特定の契約の期間満了後または終了後は、マスター・ファンドが追加のデリバティブ取引を行うカウンターパーティーが少なくなることがあり、一または複数のカウンターパーティーに対するカウンターパーティー・リスク・エクスポージャーの潜在的な増大につながるおそれがあり、ひいては一部のデリバティブを行うコストが増大するおそれがあります。かかる場合、マスター・ファンドは、損失を被る可能性があります。

一部のデリバティブ商品の市場（米国以外の国に所在する市場を含みます。）は比較的新しいものであり、未だ発展途上であるため、リスク管理目的またはその他の目的のためにすべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限りません。かかる市場が利用可能でない場合、マスター・ファンドは、流動性リスクおよび投資リスクの増大にさらされます。

マスター・ファンドが保有するポジションに対するヘッジとしてデリバティブを利用する場合、デリバティブにより生じる損失は、一般的に、ヘッジされた投資対象による利益によって実質的に相殺されるはずであり、その逆も同様です。ヘッジは、損失を減じ、またはなくす可能性があります。利益を減じ、またはなくす可能性もあります。ヘッジは、時に、デリバティブと原証券の間の不完全なマッチングの影響を受けることがあり、マスター・ファンドのヘッジ取引が有効となる保証はありません。

ここ数年、デリバティブ市場に対する規制は強化されてきており、将来におけるデリバティブ市場に対する追加の規制により、デリバティブのコストが高くなり、デリバティブの利用可能性が制限され、またはその他デリバティブの価値もしくはパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。かかる将来における不利な動向は、マスター・ファンドのデリバティブ取引の有効性を損ない、マスター・ファンドの価値が下落する原因となるおそれがあります。

デリバティブ取引が行われている市場の一部は、「店頭」市場または「ディーラー間」市場であることがあります。かかる市場の参加者は、通常、取引所ベースの市場の会員のように信用評価および規制当局による監督を受けません。これにより、マスター・ファンドは、カウンターパーティーの信用または流動性に関する問題を理由に、当該カウンターパーティーが取引の条件に従って当該取引を決済しないリスクにさらされます。取引所で取引されるデリバティブの場合、主な信用リスクは、取引所自体または関連する清算ブローカーの信用度です。これら市場には、取引所ベースの市場に見られる市場参加者間の紛争を迅速に解決するための確立された規則および手続きがないことがあるため、契約条件を巡る紛争（正当な根拠に基づくものか否かを問いません。）から決済の遅延が生じることもあります。これらの要因により、マスター・ファンドは、代替取引の執行その他がなされる間、不利な市場動向により損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、スワップに見られ、決済を妨げる出来事が介入する可能性がある場合またはマスター・ファンドが単一もしくは少数のカウンターパーティーとの間で集中的に取引を行う場合には、満期までの期間が長い契約について深刻なものとなります。

配当志向株式リスク

株主に対し定期的に配当または分配の支払を行っている発行体は、将来、かかる支払を継続することができない可能性があります。発行体は、いずれかの時点において、理由の如何を問わず、将来の配当または分配を減額し、または廃止することがあります。これまで配当を支払っていた発行体の有価証券の価値は、当該発行体が株主に対する将来の支払を減額するか、または廃止した場合には下落する可能性があります。マスター・ファンドは、受領した配当または分配が減少した場合、マスター・ファンドの受益者に分配する収益を減少させることがあります。

新興国市場リスク

米国以外の国への投資リスクは、マスター・ファンドが新興国市場証券に投資する限りにおいて、特に大きくなる可能性があります。新興国市場証券は、先進国と経済的に結び付いている有価証券および金融商品に投資するリスクとは異なる、場合によってはそれよりも大きな市場リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、法的リスク、政治リスクおよびその他のリスクをもたらしことがあります。マスター・ファンドは、ある地域、国または国々のグループと経済的に結び付いている新興国市場証券に投資する限りにおいて、当該地域、国または国々のグループに影響を及ぼす不利な政治的または社会的な出来事に対する感応度がより高くなる可能性があります。経済、事業、政治または社会の不安定さが新興国市場証券に及ぼす影響は、先進国市場証券とは異なり、多くの場合、より深刻なものとなることがあります。マスター・ファンドは、新興国市場証券の複数の資産クラスに投資を集中させた場合、新興国市場証券全般に不利な環境においては、マスター・ファンドの損失を軽減する能力が制限される可能性があります。また、新興国市場証券は、先進国と経済的に結び付いている有価証券よりも変動性が大きく、流動性が低く、評価が困難となる場合があります。新興国市場における有価証券の取引および決済のシステムおよび手続きは、未発達であり、透明性が低く、取引の決済に時間がかかることがあります。金利の上昇は、信用スプレッドの拡大と相まって、新興国市場の債券の価値に悪影響を及ぼし、発行体の資金調達コストを増大させるおそれがあります。かかるシナリオでは、新興国市場の発行体は債務を返済することができない可能性があり、新興国市場の債券市場は流動性の低下に見舞われるおそれがあり、投資を行う投資信託は損失を被るおそれがあります。

エクイティ・リスク

エクイティ証券とは、ある発行体に対する所有持分、またはある発行体に対する所有持分を取得する権利を表章するものです。エクイティ証券には、とりわけ、優先株式、転換株式およびワラントも含まれます。普通株式および優先株式などのエクイティ証券の価値は、特定の企業に特に関係のない全般的な市況（実際のもしくは認識された不利な経済情勢、

企業収益全体の見通しの変化、金利もしくは為替レートの変動または投資家心理全般の悪化など）により下落する可能性があります。エクイティ証券の価値は、特定の一または複数の業種に影響を及ぼす要因（労働力不足または生産コストの増大および業種内の競争状況など）によっても下落することがあります。エクイティ証券は、一般的に、確定利付証券よりも価格変動性が大きくなります。これらのリスクは、一般的に、経営不振企業へのエクイティ投資を行う場合には増大化されます。

先物契約リスク

先物契約とは、有価証券、通貨またはコモディティなどの原資産を、将来のある日に、設定された価格で売買する契約を伴うデリバティブ商品です。先物契約の売買は、当該先物契約への投資額を超える損失をもたらす可能性があります。先物契約の価格変動と原資産の価格変動の間に相関関係が生じる保証はありません。また、先物市場と原資産の市場には大きな違いがあり、その結果、市場間の相関関係が不完全となるおそれがあります。不完全な相関関係の程度は、先物および原資産の先物オプションに対する市場の投機的需要の変化（先物取引および先物オプションに対する技術的影響を含みます。）ならびに金利水準、満期および発行体の信用度などの要因による先物契約と原資産の違いなどの状況に左右されます。

先物契約は取引所で取引されており、したがって、ほとんどの場合、当事者は、原資産を引き渡すことなく現金により取引所でポジションを手仕舞うことができます。マスター・ファンドが利用する先物は取引所で取引されるものであるため、先物契約の主な信用リスクは、マスター・ファンドの清算ブローカーまたは清算機関の信用度です。マスター・ファンドによるデリバティブおよび関連商品の利用に関する規制が変更された場合、マスター・ファンドがデリバティブに投資する能力が制限され、もしくは影響を受け、マスター・ファンドがデリバティブを利用した一部の戦略を用いる能力が制限され、かつ／または、デリバティブおよびマスター・ファンドの価値もしくはパフォーマンスに悪影響が及ぶおそれがあります。先物取引所は、ある取引日における特定の先物契約の価格において許容される変動額を制限することがあります。マスター・ファンドが先物または先物オプションのポジションを手仕舞おうとするときに流動性のある市場が存在する、またポジションが手仕舞われるまでマスター・ファンドが証拠金要件を満たす義務を負い続けるという保証はありません。

また、一部の先物契約は、さほど取引歴のない比較的新しい金融商品であることがあります。そのため、活発な流通市場が発展する、または存続するという保証はありません。

金融市場への政府の介入

2008年から2009年の景気後退の間およびその後の金融市場の不安定さは、世界各国の政府が、極端な変動性および場合によっては流動性の欠如に見舞われた一部の金融機関および金融市場のセグメントを支援することを目的としたいくつかの前例のない行為を行うことにつながりました。最も重要な点は、米国政府が金融サービス業界および消費者信用市場に対して広範な規制の枠組みを制定した点ですが、かかる枠組みがマスター・ファンドが保有する有価証券の価値に及ぼす潜在的な影響は不明です。連邦政府、州政府およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、マスター・ファンドが投資する金融商品に対する規制またはかかる金融商品の発行体に対し、予見不可能な形で影響を及ぼす行為を行う可能性があります。また、法律または規制により、マスター・ファンド自体の規制の受け方が変更される場合もあります。かかる法律または規制により、マスター・ファンドが投資目的を達成する能力が制限されるか、または妨げられる可能性があります。

金融サービス業界全般ならびにプライベート投資信託およびその投資顧問の活動は、特に、厳格化する法律および規制当局による監視の対象となってきました。かかる監視は、マスター・ファンドおよび／またはマスター・ファンド管理会社の法律上、コンプライアンス上、管理事務上およびその他の関連する負担および経費を増大させ、またマスター・ファンドおよび／もしくはマスター・ファンド管理会社に対する規制当局による監督を強化し、もしくはマスター・ファンドおよび／もしくはマスター・ファンド管理会社への関与を増大させ、またはマスター・ファンドもしくはマスター・ファンド管理会社に適用される法律上もしくは規制上のスキーム間の曖昧さもしくは矛盾を生じさせる可能性があります。また、証券市場および先物市場は、広範な制定法、規制および証拠金要件に服しています。様々な米国の連邦および州の規制機関（米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」といいます。）、自主規制機関および取引所を含みます。）は、市場の緊急事態が発生した場合には特別な行為を行う権限を有しています。デリバティブ取引およびかかる取引を行う事業体に対する規制は、発展しつつある法分野であり、政府および司法の行為によりさらに発展し、変更される可能性があります。マスター・ファンドまたはマスター・ファンド管理会社を規制する代替的な米国または米国以外の国の規則または法律が導入されることがあり、規則または法律の実現しうる範囲は不明です。マスター・ファンドまたはマスター・ファンド管理会社が、将来、規制当局による審査または処分の対象とならない保証はありません。規制の変更または発展がマスター・ファンドに及ぼす影響は、マスター・ファンドの運用態様に影響を及ぼす可能性があり、重大かつ不利なものとなる場合があります。

ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」といいます。）により必要とされる変更は、マスター・ファンドのパフォーマンスおよびマスター・ファンドが保有する資産の価値に重大な影響を及ぼし、マスター・ファンドを追加費用にさらし、投資慣行の変更を必要とし、マスター・ファンドが配当を支払う能力に悪影響を及ぼすおそれがあります。例えば、自己勘定取引に対する制限は、確定利付証券のマーケット・メイキング能力に悪影響を及ぼす可能性があり、ひいては、確定利付証券市場の流動性の低下をもたらすおそれがあります。これらの規制変更およびその他の規制変更がもたらす影響の全容については引き続き不確実性が存在しますが、マスター・ファンドが将来より複雑な規制の枠組みに服することになる可能性は高く、将来、新たな要件の遵守およびコンプライアンス状況の監視のための追加費用をマスター・ファンドが負担する場合があります。

また、政府または政府機関が、金融機関から不良資産を取得し、これらの機関に対する所有持分を取得することがあります。政府によるこの資産の所有および処分がもたらす影響は不明確であり、かかるプログラムは、マスター・ファンドのポートフォリオ保有資産の流動性、評価およびパフォーマンスに好影響を与える場合もあれば悪影響を及ぼす場合もあります。さらに、金融市場が不安定な場合、マスター・ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスク、ならびにマスター・ファンドが保有するポートフォリオ商品の評価が困難となる可能性にさらされることがあります。マスター・ファンドは、ポートフォリオ保有資産の流動性を評価し、市場価格を容易に入手することができないことのある商品の評価するための手順を確立しています。マスター・ファンド管理会社は、動向を監視し、マスター・ファンドの投資目的の達成と合致する態様でマスター・ファンドを運用しようとしませんが、マスター・ファンド管理会社がこれに成功する保証はありません。

マスター・ファンドの保有資産の価値は、一般的に、マスター・ファンドが投資する市場における未知の弱点に基づく、将来における地域、国または世界の経済の混乱リスクにもさらされています。かかる混乱が生じた場合、マスター・ファンドが保有する有価証券の発行体は、その資産の価値の大幅な下落に見舞われ、さらには事業を停止するか、または事業活動に対する制限の強化もしくはその他の政府介入を伴う政府支援を受ける可能性があります。また、将来における市場の混乱に対応して政府が介入を行うか否かは不明であり、かかる将来における介入が及ぼす影響は、予測することができません。企業はリスク管理プログラムにより将来の不確実性を特定し、管理しようとはしますが、発行体が将来における景気後退の及ぼす影響に備えることは困難です。

郵便物の取扱い

アンブレラ・トラストの受託者の登記上の事務所において受領された、アンブレラ・トラスト宛の郵便物は、処理のため、アンブレラ・トラストが提供する転送先所在地に未開封のまま転送されます。アンブレラ・トラストの受託者、その取締役、役員、顧問またはサービス提供者（バミューダにおける登記上の事務所サービスを提供する機関を含みます。）はいずれも、何らかの経緯で生じた転送先所在地への郵便物の配達遅延に対していかなる責任も負いません。特にアンブレラ・トラストの受託者の取締役は、自身個人宛の郵便物（アンブレラ・トラスト宛の郵便物ではないもの）のみを、受領、開封または直接処理します。

ハイ・イールド債券リスク

ハイ・イールド債券および類似の信用度を有する無格付証券（通称「ジャンク債」）に投資する投資信託は、かかる有価証券に投資していない投資信託よりも大きな信用リスク、コール・リスクおよび流動性リスクにさらされる可能性があります。これらの有価証券は、発行体が元本および利息の支払を継続する能力に関して圧倒的に投機的であると考えられ、他の種類の有価証券よりも変動性が大きくなることがあります。景気後退または個々の企業の動向がこれらの有価証券の市場に悪影響を及ぼし、マスター・ファンドが有利な時期または価格でこれらの有価証券を売却する能力を低下させるおそれがあります。景気後退は、一般的に、返済不履行率の上昇につながることであり、ハイ・イールド債券は、債務不履行が発生する前に大幅に市場価値が下落する可能性があります。ゼロ・クーポン債または現物支給証券として組成されたハイ・イールド債券は、金利の上昇またはスプレッドの拡大による価格の下方圧力に対する感応度が特に高いため、特に変動性が大きくなる傾向があり、かかるハイ・イールド債券により、マスター・ファンドは、実際の現金通貨を受領することなく帰属所得の課税対象となる分配を行うよう要求される場合があります。ハイ・イールド債券の発行体は、満期より前に当該ハイ・イールド債券を「コール」し、または償還する権利を有することがあり、その結果、マスター・ファンドは、手取金を他のハイ・イールド債券または支払われる金利が低いことのある類似の金融商品に再投資しなければならない可能性があります。また、マスター・ファンドは、ハイ・イールド債券に投資していない投資信託よりも大きな流動性リスクにさらされる場合があります。さらに、マスター・ファンドが投資するハイ・イールド債券は、取引所に上場していないことがあり、かかる有価証券の流通市場は、他のより流動性の高い確定利付証券の市場と比較して流動性が低い場合があります。そのため、ハイ・イールド債券の取引には、より活発に取引されている有価証券の取引よりも大きなコストが伴う可能性があります。とりわけ、一般に入手可能な情報の不足、不規則な取引活動および大きな呼値スプレッドにより、一定の状況では、ハイ・イールド債券は、他の種類の有価証券または商品よりも有利な時期または価格での売却が困難となる場合があります。これらの要因は、マスター・ファンドがこれらの有価証券の価値の全額を実現

することができない結果および／またはマスター・ファンドが当該売却後に長期にわたってハイ・イールド債券の売却による手取金を受領することができない結果をもたらす可能性があり、いずれもマスター・ファンドに損失をもたらすおそれがあります。ハイ・イールド債券への投資に伴うリスクを理由として、マスター・ファンドへの投資は、投機的と考えるべきです。

金利リスク

金利リスクとは、確定利付証券、配当が支払われるエクイティ証券およびマスター・ファンドのポートフォリオに組み入れられているその他の商品の価値が金利の上昇により下落するリスクです。名目金利の上昇局面では、マスター・ファンドが保有する一部の確定利付証券または配当が支払われるエクイティ証券の価値が下落する可能性が高くなります。名目金利は、実質金利と期待インフレ率の総和とすることができます。金利変動は、急激かつ予測不能な場合があります。マスター・ファンドは、金利変動により損失を被ることがあります。マスター・ファンドは、金利変動をヘッジできない場合、またはコストもしくはその他の理由から金利変動をヘッジしないことを選択する場合があります。また、いかなるヘッジも、意図したとおりに機能しないことがあります。デュレーションの長い確定利付証券は、デュレーションの短い有価証券よりも金利変動に対する感応度が高い傾向があり、通常、デュレーションの短い有価証券よりも変動性が大きくなります。金利変動により、エクイティおよびその他の非確定利付証券の価値も下落する可能性があります。インフレ連動債（米国物価連動国債を含みます。）は、実質金利が上昇すると価値が下落します。実質金利が名目金利よりも速く上昇しているなどの一定の金利環境では、インフレ連動債は、デュレーションが類似している他の確定利付証券よりも大きな損失に見舞われる可能性があります。

変動利付証券は、一般的に、金利変動に対する感応度は低いですが、その金利が金利全般ほど上昇しないか、または金利全般ほど急速に上昇しない場合には、価値が下落する可能性があります。反対に、金利が下落すると、変動利付証券の価値は、一般的に上昇しません。逆変動利付証券は、金利が上昇すると価値が下落する可能性があります。逆変動利付証券は、信用度が類似している確定利付債務よりも大きな価格変動性を示すこともあります。マスター・ファンドが変動利付証券を保有している場合、市場金利の下落（または逆変動利付証券の場合は上昇）は、当該有価証券によって得られた収益およびマスター・ファンドの投資証券の純資産価額に悪影響を及ぼします。

配当が支払われるエクイティ証券、特にその市場価格がその利回りと密接に関連しているものは、金利変動に対する感応度が高いことがあります。金利上昇時には、当該有価証券の価値が下落する可能性があり、マスター・ファンドに損失がもたらされることがあります。

様々な要因が金利を上昇させる原因となりえます（例えば、中央銀行の通貨政策、インフレ率、全般的な経済情勢など）。現在の経済情勢下では特にこれが当てはまりますが、それは金利が過去最低水準に近いからです。このように、マスター・ファンドは、現在、特に、米国連邦準備制度理事会が2014年10月に量的金融緩和政策を終了して利上げを開始して以来、大きな金利リスクに直面しており、米国連邦準備制度理事会は、今後も利上げを継続する可能性があります。連邦準備制度理事会が利上げを継続する限りにおいて、金融システム全体の金利が上昇するリスクがあります。

金利が非常に低いか、またはマイナスであるとき、マスター・ファンドは、プラスのリターンを維持することができない可能性があります。米国および一部の欧州諸国を含む世界の多くの地域の金利は、過去最低水準であるか、またはそれに近くなっています。一部の欧州諸国では、近年、一部の確定利付商品がマイナス金利となっています。非常に低い金利またはマイナス金利は、金利リスクを増大させる可能性があります。金利がゼロを下回る場合を含む金利変動は、市場に予測不能な影響を及ぼし、市場変動性を高め、およびマスター・ファンドがかかる金利にさらされている限りにおいてマスター・ファンドのパフォーマンスが損なわれることがあります。

平均デュレーションなどの指標は、マスター・ファンドの真の金利感応度を正確に反映していない可能性があります。マスター・ファンドがデュレーションの大きく異なる有価証券で構成されている場合には特にこれが当てはまります。したがって、マスター・ファンドの平均デュレーションが一定水準の金利リスクを示している場合であっても、マスター・ファンドは、実際には、平均が示すよりも大きな金利リスクにさらされる可能性があります。マスター・ファンドがマスター・ファンドの運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用する限りにおいて、このリスクはより大きくなります。

コンベクシティは、ある有価証券またはマスター・ファンドの金利感応度を把握するために使用される追加的な指標です。コンベクシティは、金利変動に応じたデュレーションの変化率を測定します。有価証券の価格に関して、より大きなコンベクシティ（ポジティブまたはネガティブ）は、金利変動に応じたものより大幅に価格が変動することを含意していることがあります。コンベクシティは、ポジティブとなることもあればネガティブとなることもあります。ネガティブ・コンベクシティは、金利が上昇するとデュレーションが長期化することを含意しており、金利上昇に応じて価格の感応度が高まることを意味します。このように、ネガティブ・コンベクシティを有する有価証券（これには、従来の繰上償還条項を有する債券および一定のモーゲージ証券が含まれることがあります。）は、金利上昇時により大きな損失に見舞われる可能性があります。したがって、マスター・ファンドは、かかる有価証券を保有している場合、金利上昇時には大きな損失リスクにさらされることがあります。

発行体の非分散リスク

少数の発行体、業種または通貨への集中投資は、リスクを増大させます。マスター・ファンドが比較的少数の発行体に投資する場合は、より分散投資された投資信託よりも、単一の経済的、政治的または規制上の出来事に関連するリスクの影響を受けやすくなります。それらの発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクもはらんでいるものがある場合があります。

発行体リスク

有価証券の価値は、発行体に直接関係するいくつかの理由（経営成績、財務レバレッジ、発行体の商品またはサービスに対する需要の減少、当該発行体の過去および今後の収益ならびに当該発行体の資産の過去および今後の価値など）により下落する可能性があります。単一の発行体の財務状況の変化が、証券市場全体に影響を及ぼすことがあります。

レバレッジ・リスク

一部の取引は、レバレッジの一形態を生じさせることがあります。かかる取引には、とりわけ、逆レボ契約、ポートフォリオ証券貸付、銀行借入れおよび発行日決済取引、ディレイド・デリバリー取引またはフォワード・コミットメント取引の利用が含まれることがあります。レバレッジは、マスター・ファンドの投資能力を向上させ、または取引の決済を容易にするために有利であると考えられる場合に行われることがあります。レバレッジは、マスター・ファンドのトータル・リターンを高める機会を生み出しますが、損失を増大させる可能性もあります。デリバティブの利用も、レバレッジ・リスクを生み出すことがあります。

また、マスター・ファンドは、投資目的で資金を借り入れることによってレバレッジ・リスクにさらされる可能性があります。レバレッジの利用は、マスター・ファンドが義務を履行するためまたは分離要件を満たすために、マスター・ファンドにとって有利でない可能性があるときにポートフォリオ・ポジションを手仕舞うことにつながる場合があります。借入れを含むレバレッジは、マスター・ファンドにレバレッジがかけられていない場合よりもマスター・ファンドの変動性を増大させる可能性があります。これは、レバレッジには、マスター・ファンドのポートフォリオ証券の価値の増減がもたらす影響を増大化する傾向があるためです。分離された資産または相殺ポジションにより取引が「カバー」されている限りにおいて、かかる取引は、レバレッジを生じさせるものとはみなされません。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象の売買が困難であるときに存在します。流動性リスクは、活発な市場の欠如、確定利付証券のマーケット・メイクを行う従来の市場参加者の数および能力の減少および低下によりもたらされる可能性があります。金利上昇環境またはその他債券ファンドにおける投資者の買戻しが通常よりも増加し、売却による市場での供給量が増加する可能性がある状況では、流動性リスクは増大することがあります。特に変化し続ける市場では、流動性の低い有価証券は、評価が困難となる可能性があります。マスター・ファンドによる流動性の低い有価証券への投資は、流動性の低い有価証券を有利な時期または価格で売却することができず、マスター・ファンドによる他の投資機会の利用を妨げるおそれがあるため、マスター・ファンドのリターンを減少させることがあります。さらに、一部の投資対象の市場は、特定の発行体の状況における特定の不利な変化とは無関係に、不利な市況または経済情勢の下で流動性が低下する可能性があります。債券市場は、過去30年間、一貫して成長を続けてきましたが、従来のディーラーであるカウンターパーティーが確定利付証券の取引を行う能力が追いついておらず、場合によっては低下しています。そのため、金融仲介機関が「マーケット・メイク」を行う能力のコア指標となる社債のディーラー在庫は、市場規模との関連において過去最低水準であるか、またはそれに近くなっています。マーケット・メーカーはその仲介サービスを通じて市場に安定性をもたらすため、ディーラー在庫が大幅に減少した場合には、確定利付証券市場の流動性の低下および変動性の増大につながるおそれがあります。かかる問題は、経済の不確実性が存在するときに悪化することがあります。

かかる場合、マスター・ファンドは、流動性の低い有価証券への投資が制限されることおよび当該有価証券または商品の売買が困難であることにより、特定のセクターに対する望ましい水準のエクスポージャーを実現することができない可能性があります。流動性が低いことは、マスター・ファンドが保有する投資対象の評価にも悪影響を及ぼす場合があります。マスター・ファンドの主な投資戦略が、時価総額の小さい企業の有価証券、米国以外の国の有価証券、ルール144Aの有価証券、確定利付証券の流動性の低いセクター、デリバティブまたは市場リスクおよび／もしくは信用リスクが大きい有価証券に関わるものである限りにおいて、マスター・ファンドの流動性リスクに対するエクスポージャーが最大となる傾向があります。さらに、満期までのデュレーションが長い確定利付証券は、満期までのデュレーションが短い確定利付証券に比べて高い水準の流動性リスクに直面します。最後に、流動性リスクは、機関投資家などの一定の大量持分保有者により異常に多くの買戻請求がなされるリスクまたはその他マスター・ファンドが買戻請求に応じるために許容期間内に投資対象を売却することが困難となる可能性のある異常な市況をも意味します。かかる買戻請求に応じることにより、マスター・ファンドは、割引価格または不利な条件下で有価証券を売却することを要求されるおそれがあり、マスター・ファンドの価値が下落することになります。また、他の市場参加者がマスター・ファンドと同じときに確定利付証券の持分を換金しようとすることで、市場の供給量が増加し、流動性リスクおよび価格への下方圧力の一因となる場合があります。

運用リスク

マスター・ファンドは、積極運用の投資ポートフォリオであるため、運用リスクにさらされています。マスター・ファンド管理会社は、マスター・ファンドのために投資判断を行うにあたり、投資手法およびリスク分析を活用しますが、これらにより望ましい結果が得られる保証はありません。マスター・ファンドが投資しようとする一定の有価証券またはその他の商品は、所望の数量を利用することができないことがあります。さらに、規制上の制限、実際のもしくは潜在的な利益相反またはその他の勘案事項により、マスター・ファンド管理会社は、特定の投資への参加を制限し、または禁止する場合があります。かかる状況では、マスター・ファンド管理会社またはポートフォリオ・マネージャーは、代用として他の有価証券または商品を購入することを決定することがあります。かかる代用証券または代用商品は、意図したとおりのパフォーマンスを示さない可能性があり、マスター・ファンドに損失をもたらすおそれがあります。マスター・ファンドが認識された価格設定の非効率性を狙った戦略、アービトラージ戦略または類似の戦略を用いる限りにおいて、当該戦略に関わる有価証券および商品の価格設定または評価が予想外に変化し、マスター・ファンドにリターンの減少または損失が生じるリスクがあります。さらに、法律上、規制上もしくは税務上の制限、政策または動向が、マスター・ファンドの運用に関連してマスター・ファンド管理会社が利用することができる投資手法に影響を及ぼす可能性があり、マスター・ファンドが投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性もあります。また、マスター・ファンド管理会社のすべての人員が長期にわたってマスター・ファンド管理会社に関与し続けるという保証はありません。マスター・ファンド管理会社の一または複数の主要従業員から業務の提供を受けられなくなる場合、マスター・ファンドが投資目的を実現する能力が悪影響を受けるおそれがあります。投資者は、マスター・ファンドが行った投資およびマスター・ファンドがある時点で達成した結果は、マスター・ファンド管理会社が投資顧問として行っている他の投資ビークル（マスター・ファンドと名称、投資目的および投資方針が類似している投資信託を含みます。）が行ったものと同じになる見込みはないことに留意する必要があります。これは、様々な要因（特定のポートフォリオが運用を開始した際に異なるポートフォリオ運用チームもしくはポートフォリオ運用戦略が利用されること、または特定のポートフォリオの規模（いずれも、他の類似のポートフォリオと比較した場合）を含みますが、これらに限られません。）に起因する可能性があります。

市場リスク

マスター・ファンドが保有する有価証券の市場価格は、時として急激にまたは予想外に上昇し、または下落することがあります。証券市場全般または証券市場を代表する特定の業種に影響を及ぼす要因により有価証券の価値が下落することがあります。有価証券の価値は、特定の企業に特に関係のない全般的な市況（実際のもしくは認識された不利な経済情勢、特定の有価証券もしくは商品の需給、企業収益全体の見通しの変化、金利もしくは為替レートの変動、信用市場の不利な変化または投資家心理全般の悪化など）により下落する可能性があります。有価証券の価値は、特定のまたは複数の業種に影響を及ぼす要因（労働力不足または生産コストの増大および業種内の競争状況など）によっても下落することがあります。証券市場が全般的に低迷しているときは、複数の資産クラスの価値が同時に下落する可能性があります。エクイティ証券は、一般的に、確定利付証券よりも価格変動性が大きくなります。信用格付の格下げも、マスター・ファンドが保有する有価証券に悪影響を及ぼす可能性があります。市場のパフォーマンスが好調であっても、マスター・ファンドが保有する投資対象の価値が市場全体と同調して上昇するという保証はありません。さらに、市場リスクには、地政学的な出来事が国家レベルまたは世界レベルで経済を混乱させるリスクが含まれます。例えば、テロ行為、市場操作、政府の債務不履行、政府窓口の閉鎖、政権交代または外交上の動向および自然災害／環境災害は、すべて証券市場に悪影響を及ぼす可能性があり、マスター・ファンドの価値の下落をもたらすおそれがあります。市場の混乱は、マスター・ファンドが適時に有利な投資判断を行うことを妨げるおそれもあります。マスター・ファンドは、地政学的な市場の混乱に耐えている地域に投資を集中させた場合、より大きな損失リスクに直面することになります。したがって、投資者は、マスター・ファンドが個々の金融ニーズとリスク許容度を満たしているかを判断するため、現在の市況を注意深く監視する必要があります。

現在の市況は、マスター・ファンドに関して大きなリスクをもたらす可能性があります。米国の金利は過去最低水準に近くなっていますが、経済拡大の継続および金利環境が上昇する可能性が高まることにより、米国の金利が近い将来上昇するリスクが増大しています。将来、金利がさらに上昇すると、マスター・ファンドの価値は下落するおそれがあります。そのため、確定利付証券市場は、金利リスク、変動性リスクおよび流動性リスクの増大に見舞われる可能性があります。金利の上昇によりマスター・ファンドが十分な価値を失った場合、マスター・ファンドは、投資主からの買戻請求の増加にも直面するおそれがあり、マスター・ファンドは、不利な時期または価格で投資対象を換金することを余儀なくされ、その結果、マスター・ファンドおよびその投資主に悪影響が及ぶおそれがあります。

取引所および証券市場は、特定の有価証券について、早期にもしくは遅れて取引を終了し、または取引停止を発令することがあり、これにより、マスター・ファンドは、とりわけ、有利な時点で特定の有価証券もしくは金融商品を売買することまたはポートフォリオ投資の正確な価格設定ができなくなる可能性があります。さらに、マスター・ファンドは、それぞれの純資産価額を計算するため、様々な第三者の情報源に依拠することがあります。そのため、マスター・ファンドは、サービス提供者およびサービス提供者のデータ情報源に依拠することに関連する一定のオペレーショナル・リスクにさらされています。特に、エラーまたはシステム障害およびその他の技術的な問題がマスター・ファンドによる純資産価

額の計算に悪影響を及ぼす可能性があり、かかる純資産価額の計算上の問題は、純資産価額の計算の誤り、純資産価額の計算の遅延および／または長期間にわたる純資産価額の計算不能につながる可能性があります。マスター・ファンドは、かかる不具合に関連する損失を回収することができない可能性があります。

マスター・ファンドは米国以外の国の有価証券に投資することがあり、もっぱら米国企業の有価証券に投資している投資信託よりも急激かつ極端な価値の変動に見舞われる可能性があります。米国以外の多くの国の証券市場は、比較的小さく、少数の企業が少数の業種を代表しています。さらに、米国以外の国の有価証券の発行体は、通常、米国の発行体と同程度の規制を受けていません。米国以外の国の報告基準、会計基準および監査基準は、場合によっては米国の基準と大きく異なります。世界の経済および金融市場は、ますます相互に結び付いてきており、一つの国、地域または金融市場の状況および出来事が、異なる国、地域または金融市場の発行体に悪影響を及ぼす可能性があります。また、国有化、収用課税、没収課税、通貨封鎖、政権交代または外交上の動向が、マスター・ファンドによる米国以外の国への投資に悪影響を及ぼすおそれがあります。国有化、収用またはその他の没収がなされた場合、マスター・ファンドは、米国以外の国の有価証券への投資額をすべて失うおそれがあります。ある地域における悪条件が、経済的な関係がないと思われる他国の有価証券に悪影響を及ぼす可能性があります。マスター・ファンドは、資産の大部分を特定の地理的地域に投資する限りにおいて、一般的に、米国以外の国への投資に関連する、地域的な経済リスクに一層さらされることになります。また、米国以外の国の有価証券は、米国の発行体の有価証券よりも流動性が低く、評価が困難となる可能性があります。

モーゲージ証券およびその他の資産担保証券に関するリスク

モーゲージ証券およびその他の資産担保証券は、モーゲージまたはその他の資産（消費者ローンまたは信託で保有される債権など）の「プール」に対する持分を表章するものであり、多くの場合、他の種類の債務証券に関連するリスクとは異なる、またはおそらくは他の種類の債務証券よりも深刻なリスクを伴います。一般的に、金利の上昇は、確定利付モーゲージ証券のデュレーションを長期化させ、金利変動に対する感応度を高める傾向があります。そのため、金利上昇局面において、マスター・ファンドがモーゲージ証券を保有している場合、個々のモーゲージ保有者が期限前償還オプションを行使する可能性が低くなるため、マスター・ファンドは、さらなる変動性を示すことがあり、そのためにこれらの有価証券の価値にさらに下方圧力がかかり、場合によってはマスター・ファンドが損失を被る可能性があります。これは、期間延長リスクとして認識されています。モーゲージ証券は、金利の上昇に対する感応度が非常に高くなる可能性があります、そのため、小さな変動であっても、マスター・ファンドの価値が下落することになる可能性があります。モーゲージ証券および特に政府保証により担保されていないものは、信用リスクにさらされています。また、変動利付モーゲージ証券および確定利付モーゲージ証券は、期限前償還リスクにさらされています。金利が下落した場合、借入人は、予想よりも早期にモーゲージを返済することがあります。これによりマスター・ファンドのリターンは減少する場合がありますが、それは、マスター・ファンドがより低い実勢金利で当該資金を再投資しなければならない可能性があるためです。マスター・ファンドによるその他の資産担保証券への投資は、モーゲージ証券に関連するリスクと類似のリスクならびに資産の性質およびこれらの資産のサービシングに関連する追加のリスクにさらされています。資産担保証券の元本および利息の支払は、当該有価証券を担保している資産が生み出すキャッシュ・フローに大きく左右される可能性があり、資産担保証券は、関連資産に対する担保権の利益を享受することができないことがあります。

さらに、資産担保証券の価値は、サービス提供者のパフォーマンスに関連するリスクにさらされています。状況によっては、サービス提供者またはオリジネーターが原担保に関連する文書の取扱いを誤ること（例えば、原担保に対する担保権を適切に文書化しないこと。）により、原担保に係るおよびこれに対する証券保有者の権利が影響を受ける可能性があります。

オペレーショナル・リスク

マスター・ファンドへの投資は、あらゆる投資信託と同様に、処理上のエラー、人為的エラー、内部プロセスまたは外部プロセスの不備または欠陥、システムおよび技術の不具合、人員の変更ならびに第三者サービス提供者が引き起こしたエラーなどの要因から生じるオペレーショナル・リスクを伴う可能性があります。これらの不具合、エラーまたは違反の発生は、情報の消失、規制当局による監視、評判の低下またはその他の事態を招くおそれがあり、これらのいずれも、マスター・ファンドに重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。マスター・ファンドは、管理および監督によりかかる事態を抑制しようとはしますが、マスター・ファンドに損失をもたらすおそれのある不具合がなお生じる可能性があります。

シニア・ローンに関するリスク

マスター・ファンドは、銀行ローンを含むシニア・ローンに投資する限りにおいて、かかる金融商品に投資していない投資信託よりも大きな信用リスク、コール・リスク、決済リスクおよび流動性リスクにさらされる可能性があります。これらの商品は、発行体が元本および利息の支払を継続する能力に関して圧倒的に投機的であると考えられ、他の種類の有価証券よりも変動性が大きくなることがあります。景気後退または個々の企業の動向がこれらの商品の市場に悪影響を及ぼし、マスター・ファンドが有利な時期または価格でこれらの商品を売却する能力を低下させるおそれがあります。景気後退は、一般的に、返済不履行率の上昇につながることであり、シニア・ローンの市場価値は、債務不履行が発生する前に大幅に下落する可能性があります。また、マスター・ファンドは、シニア・ローンに投資していない投資信託よりも大きな流動性リスクにさらされる場合があります。さらに、マスター・ファンドが投資するシニア・ローンは、取引所に上場していないことがあり、かかるローンの流通市場は、他のより流動性の高い確定利付証券の市場と比較して流動性が低い場合があります。そのため、シニア・ローンの取引には、より活発に取引されている有価証券の取引よりも大きなコストが伴う可能性があります。ローン契約の譲渡の制限、一般に入手可能な情報の不足、不規則な取引活動および大きな呼値スプレッドにより、一定の状況では、シニア・ローンは、他の種類の有価証券または商品よりも有利な時期または価格での売却が困難となる場合があります。これらの要因は、マスター・ファンドがシニア・ローンの価値の全額を実現することができない結果および/またはマスター・ファンドが当該売却後に長期にわたってシニア・ローンの売却による手取金を受領することができない結果をもたらす可能性があり、いずれもマスター・ファンドに損失をもたらすおそれがあります。シニア・ローンは、取引の決済期間の延長がなされることがあり（決済期間が7日を超える場合を含みます。）、その結果、マスター・ファンドが直ちに現金を入手することができないことがあります。そのため、遅延して決済されるシニア・ローンの取引により、マスター・ファンドが追加投資を行う能力またはマスター・ファンドの買戻義務を履行する能力が制限される可能性があります。マスター・ファンドは、とりわけポートフォリオ資産の売却、追加の現金の保有または銀行およびその他の潜在的な資金調達先との間での一時的な借入れに関する取り決めの締結により、取引決済プロセスの長期化により生じる短期的な流動性ニーズを満たそうとすることがあります。シニア・ローンの発行体が満期より前にローンを期限前返済するか、または償還した場合には、マスター・ファンドは、支払われる金利がより低いことのある他のシニア・ローンまたは類似の商品に手取金を再投資しなければなりません。シニア・ローンは、米国連邦の証券法において、有価証券とはみなされないことがあります。かかる状況では、マスター・ファンドによるシニア・ローンへの投資に関して利用可能な法的保護が少なくなる可能性があります。特に、シニア・ローンが米国連邦の証券法において有価証券とみなされない場合は、米国連邦の証券法において証券投資者が通常利用できる一定の法的保護（詐欺および不実表示からの保護など）を利用できないことがあります。シニア・ローンへの投資に伴うリスクを理由として、マスター・ファンドへの投資は、投機的と考えるべきです。

投資者は、マスター・ファンドによるシニア・ローンへの投資により、マスター・ファンドまたはマスター・ファンド管理会社が、発行体に関する重要な非公開情報とみなされる可能性のある情報を受領することになる場合があることに留意する必要があります。かかる状況下では、当該発行体の有価証券の取引が制限されることがあるため、マスター・ファンドの投資機会が限定される可能性があります。さらに、マスター・ファンド管理会社は、シニア・ローンの発行体に関する重要な非公開情報を受領することを回避しようとする場合があります。その結果、マスター・ファンド管理会社は、シニア・ローンの発行体から受領する情報を制限しない他の投資者と比較して、一定の投資機会を失うか、または不利益を被る可能性があります。

空売りリスク

マスター・ファンドの空売り（もしあれば）は、特別なリスクにさらされています。空売りは、後日により低い価格で同一の有価証券を購入する意向を持って、マスター・ファンドが、自身が保有していない有価証券を売却することを伴います。また、マスター・ファンドは、フォワード・コミットメントによりショート・ポジションを組むことがあり、または先物契約もしくはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションを組むことがあります。この間に有価証券またはデリバティブの価格が上昇した場合、マスター・ファンドは、空売りを行った時点からの価格上昇分に第三者に支払われたプレミアムおよび利息を加えた金額に相当する損失を被ります。したがって、空売りには、損失を増大させる場合によっては実際の投資コストよりも損失を大きくさせるリスクが伴います。それに対し、ロング・ポジションの損失は、有価証券の価値の下落から生じるものであり、有価証券の価値の下落はゼロを下回ることとはできないという点により制限されます。また、空売りの当事者である第三者が契約上の義務を履行せず、マスター・ファンドに損失が生じるリスクがあります。

小型株企業および中型株企業に関するリスク

小型株企業および中型株企業が発行した有価証券への投資は、大型株企業への投資よりも大きなリスクを伴います。小型株企業および中型株企業が発行した有価証券の価値は、大型株企業よりも市場が狭く、経営資源および財務資源が限ら

れることから、時として急激にかつ予想外に上昇し、または下落することがあります。マスター・ファンドによる小型株企業および中型株企業への投資は、マスター・ファンドのポートフォリオの変動性を増大させる可能性があります。

ソブリン債リスク

ソブリン債リスクとは、ソブリン事業体が発行した確定利付商品の価値が、当該発行体が元本もしくは利息の支払を適時に行うことができない、または行おうとしないことに起因する債務不履行またはその他の不利な信用事由の結果として下落するリスクです。ソブリン事業体が債務の支払を適時に行うことができないという結果は、多くの要因（外貨準備高が不足していることまたは相対的な通貨価値の変動を十分に管理することができないこと、債務返済または経済改革に関する債権者および／または関連する国際機関の要求を満たすことができないまたは満たそうとしないこと、経済産出量および税収と比較した債務負担の大きさ、キャッシュ・フロー上の問題ならびにその他の政治および社会の考慮要素を含みますが、これらに限られません。）により生じる可能性があります。ソブリン債の債務不履行またはその他の不利な信用事由が発生した場合にマスター・ファンドが損失を被るリスクは、正式な償還請求権またはソブリン債の保有者としての権利を行使するための手段が得られる可能性が低いことにより大きくなります。また、ソブリン債の再編は、マスター・ファンドのコントロールの及ばない事業体および要因により行われる可能性があり、マスター・ファンドのソブリン債の持分の価値が下落することにつながる可能性があります。

割安株への投資リスク

マスター・ファンドは、割安株への投資アプローチを用いることがあります。割安株への投資は、過小評価されているとマスター・ファンド管理会社が考える企業を特定しようとするものです。割安株は、通常、企業の収益、キャッシュ・フローまたは配当などの要因と比較して価格が低くなっています。割安株が市場により過小評価され続けているか、またはマスター・ファンド管理会社が株価を上昇させると考える要因が発生しない場合には、割安株は、マスター・ファンド管理会社が予想したとおりに、価格が下落するか、または価格が上昇しない可能性があります。割安株への投資スタイルは、成長株に焦点を当てているか、またはより幅広い投資スタイルを有するエクイティ・ファンドよりもパフォーマンスが優れることもあれば劣ることもあります。

投資者は、マスター・ファンドへの投資の全部または大部分を失うおそれがあります。アンブレラ・トラスト全体またはマスター・ファンド管理会社がマスター・ファンドの目的を達成するという保証はありません。

上記のリスク要因の一覧は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではありません。ファンドは、その資産の大部分を許可された投資対象に投資します。そのため、受益者は、かかる許可された投資対象への投資に伴うリスクに間接的にさらされます。

リスクに対する管理体制

投資顧問会社である野村アセットマネジメントでは、ファンドのパフォーマンス考査および運用リスクの管理を投資リスク管理に関する委員会を設けて行っています。

投資リスク管理に関する委員会

パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

上記の管理体制は2019年9月末日現在のものであり、随時変更されます。

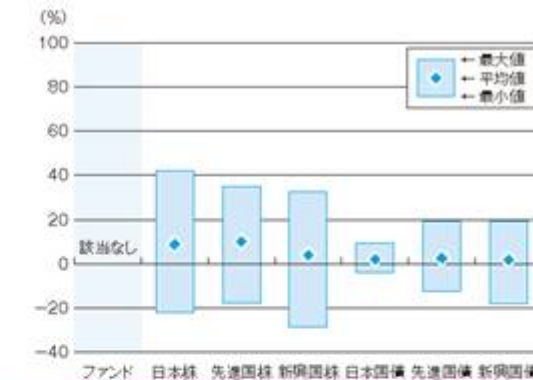
リスクに関する参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て 毎月分配型

ファンドは2019年11月18日（設定日）から運用を開始するため、有価証券届出書提出日（2019年10月18日）現在、該当事項はありません。

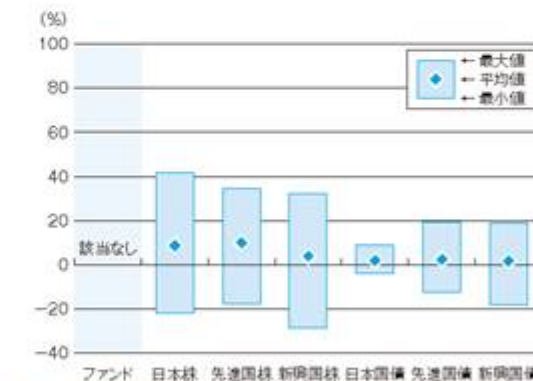
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	該当なし	41.9	34.8	32.3	9.1	19.3
最小値(%)	該当なし	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3
平均値(%)	該当なし	8.8	10.0	4.0	2.0	2.5

米ドル建て 年1回分配型

ファンドは2019年11月18日（設定日）から運用を開始するため、有価証券届出書提出日（2019年10月18日）現在、該当事項はありません。



ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	該当なし	41.9	34.8	32.3	9.1	19.3
最小値(%)	該当なし	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3
平均値(%)	該当なし	8.8	10.0	4.0	2.0	2.5

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

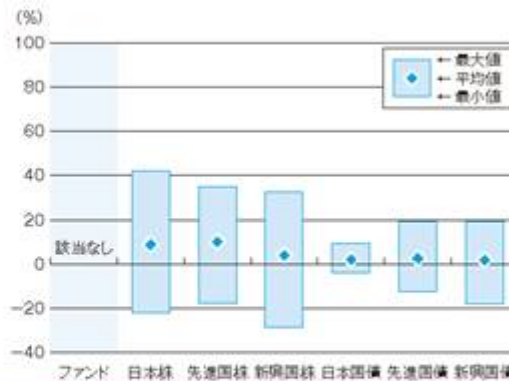
- 2014年9月から2019年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

豪ドル建て 毎月分配型

ファンドは2019年11月18日（設定日）から運用を開始するため、有価証券届出書提出日（2019年10月18日）現在、該当事項はありません。

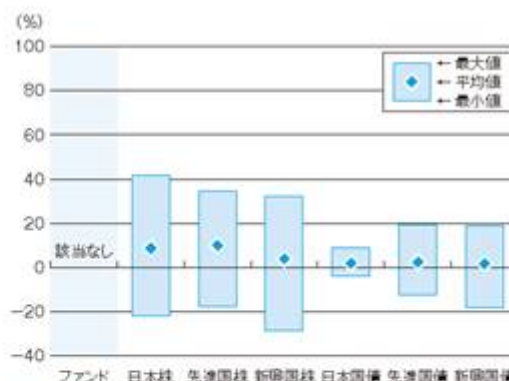
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	該当なし	41.9	34.8	32.3	9.1	19.3
最小値(%)	該当なし	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3
平均値(%)	該当なし	8.8	10.0	4.0	2.0	2.5

豪ドル建て 年1回分配型

ファンドは2019年11月18日（設定日）から運用を開始するため、有価証券届出書提出日（2019年10月18日）現在、該当事項はありません。



ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	該当なし	41.9	34.8	32.3	9.1	19.3
最小値(%)	該当なし	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3
平均値(%)	該当なし	8.8	10.0	4.0	2.0	2.5

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- ・2014年9月から2019年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ・このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(ご注意)

- ・全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ・代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・FTSE先進国株指数(除く日本、円ベース)
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・BBGバークレイズE1年超日本国債指数
先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。FTSE先進国株指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

申込金額の上限3.00%

日本国内における申込手数料

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.30%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.65%（税込）
50万口以上	申込金額の0.55%（税込）

申込手数料とは、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社へ支払われるものです。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

ファンド証券の買戻しに買戻し手数料は課せられません。

日本国内における買戻し手数料

ファンド証券の換金（買戻し）に買戻し手数料は課せられません。

(3)【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、各ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされます。各ファンドの年間最低報酬は、米ドルクラスについて10,000米ドル、豪ドルクラスについて10,000米ドルが、それぞれかかります。

受託報酬とは、ファンドに関する受託業務、およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われるものです。

受託会社は、各ファンドの資産から、各ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有しています。

(注)「評価日」とは、各ファンド営業日および/または受託会社が投資顧問会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。

管理報酬

管理会社は、米ドルファンドについては10,000米ドル、豪ドルファンドについては8,000豪ドルの当初設立報酬を受領します。

管理会社は、各ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.05%に相当する金額の管理報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされます。

管理報酬とは、ファンドの投資運用業務および管理事務の監督・モニタリング、ならびにファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。

管理会社は、各ファンドの資産から、各ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有しています。

投資顧問報酬

投資顧問会社は、各ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.85%に相当する金額の投資顧問報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされます。

投資顧問報酬とは、ファンドに関する投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として投資顧問会社へ支払われるものです。

投資顧問会社は、各ファンドの資産から、各ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有しています。

副投資顧問報酬

副投資顧問会社の報酬および費用は、投資顧問報酬から投資顧問会社により支払われます。

副投資顧問報酬とは、ファンドに関する投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として副投資顧問会社へ支払われるものです。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各ファンドの資産から、各評価日に発生する、以下の表に定める年率の管理事務代行報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月算出され、毎月後払いされます。年間最低報酬は、米ドルクラスについて80,000米ドル、豪ドルクラスについて72,500豪ドルです。

米ドルクラス	
純資産価額	年率
1億4,000万米ドルまでの部分	0.09%
1億4,000万米ドル超 2億8,000万米ドルまでの部分	0.06%
2億8,000万米ドル超の部分	0.05%
豪ドルクラス	
純資産価額	年率
2億豪ドルまでの部分	0.09%
2億豪ドル超 4億豪ドルまでの部分	0.06%
4億豪ドル超の部分	0.05%

管理事務代行報酬とは、ファンドの純資産価格の計算業務、受益者名簿の管理、収益分配業務、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社へ支払われるものです。

管理事務代行会社は、各ファンドの資産から、各ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有しています。

保管報酬

保管会社は、各ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.01%に相当する報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされます。

保管報酬とは、ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、ならびにこれらに付随する業務の対価として保管会社へ支払われるものです。

保管会社は、各ファンドの資産から、各ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有しています。

販売報酬

日本における販売会社は、各ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.56%に相当する金額の販売報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされます

販売報酬は、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンドの販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務およびこれらに付随する業務に関する対価として販売会社へ支払われるものです。

代行協会員報酬

代行協会員は、各ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.14%に相当する金額の代行協会員報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされます。

代行協会員報酬とは、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書等の販売会社への送付、ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員へ支払われるものです。

代行協会員は、各ファンドの資産から、各ファンドの勘定で負担された合理的な立替費用の払戻しを受ける権利も有しています。

（４）【その他の手数料等】

設立費用

トラストの設立に関する費用は、受託会社が、管理会社と協議の上で、その他の方法の適用を決定しない限り、当初払込日から３年間で償却されます。トラストの設立費用は、米ドルファンドおよび豪ドルファンドが全額負担します。ただし、当該償却期間中に追加ファンドが新たに設定された場合、当該時点で未償却のトラストの設立費用は、新しいファンドの開始時点のそれぞれの純資産価額に比例して、すべてのファンドが負担します。

ファンドの設立に関連する諸費用（ファンドの設立費用）は、受託会社が管理会社と協議の上で異なる方法の適用を決定しない限り、当初払込日から３年間で償却されます。

継続的な経常費用および特別費用

ファンドは、（ ）すべての投資および取引活動に関連して生じる取引費用および投資関連費用（取次手数料、為替関連費および清算費用を含みます。）、（ ）ファンドの設立、受益証券の設定、発行、販売もしくは買戻し、または投資対象もしくは受益証券に関する購入、販売もしくは取得に関連するか否かにかかわらず、すべての印紙税およびその他の税金、租

税、政府により課される公租(外国通貨の取得、保有または処分に関連する公課を含みます。)、取次手数料、銀行手数料、名義書換手数料、登録手数料ならびにその他の公租公課(ファンドの取引に関して、かかる取引の前にまたはかかる取引の発生時に支払期限が到来するかまたは支払うべきとされるものを含みますが、受益証券の発行および買戻しの時点で代行業者に支払われる手数料(もしあれば)を除きます。)、()弁護士報酬、会計、監査および税務準備費用、()受益証券の継続募集に関連する費用、()その他すべての営業費用(コピー、ファクシミリ、郵便、複製および電話の費用を含みますが、これらに限られません。)、()特別費用(例えば、訴訟費用および補償債務)(もしあれば)、ならびに()専門家賠償責任保険を付保するために投資顧問会社が負担した費用(もしあれば)等の、間接的に発生する費用すべてを負担します。

ファンドが行う借入の費用は、かかる借入が関連するクラスにより負担されます。

投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの報酬

投資対象ファンドにおいて発行された投資対象ファンド受益証券およびマスター・ファンドから投資対象ファンドに発行された受益証券は、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドレベルの管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬は徴収されません。

マスター・ファンド管理会社は、アンブレラ・トラスト、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドが必要とする一定の第三者サービス提供者の費用を負担します。(投資主ではなく)マスター・ファンドは、当該第三者サービス提供者の費用の減少(純資産の増加に起因する減少を含みます。)の利益を享受します。

投資対象ファンド(または該当する場合はそのクラス)およびマスター・ファンドが負担する一定の費用(()税金および政府の手数料、()仲介報酬および手数料ならびにその他のポートフォリオ取引費用、()支払利息を含む借入費用、()訴訟費用および補償費用を含む特別費用、()特定のクラスの受益証券に配分され、または配分可能な費用を含みますが、これらに限られません。)があります。

マスター・ファンド管理会社は、アンブレラ・トラストならびに投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの当初設立に関連する設立費用を支払います。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(管理報酬等)

純資産総額に対し年率約1.71%(ただし、純資産総額によって段階的に異なる料率が適用される場合や年間最低報酬額が適用される場合があります。)

信託財産に日々費用計上され、ファンドの純資産価格に反映されます。なお、毎月信託財産中から支払われます。支払先の内訳は以下のとおりです。

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率	
管理報酬	管理会社	ファンドの投資運用業務および管理事務の監督・モニタリング、ならびにファンドの信託期間中の管理全般に関する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.05%	
受託報酬	受託会社	ファンドに関する受託業務、およびこれに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.01% ただし、年間最低報酬額として、米ドルクラスについて10,000米ドル、豪ドルクラスについて10,000豪ドルが、それぞれかかります。	
投資顧問報酬	投資顧問会社	ファンドに関する投資判断等の運用業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.25%	
副投資顧問報酬	副投資顧問会社	およびこれに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.60%	
保管報酬	保管会社	ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、ならびにこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.01%	
管理事務 代行報酬	管理事務 代行会社	ファンドの純資産価格の計算業務、受益者名簿の管理、収益分配業務、ファンドの購入・換金(買戻し)等受付け業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し以下の年率の管理事務代行報酬を支払います。ただし、年間最低報酬額として、米ドルクラスについて80,000米ドル、豪ドルクラスについて72,500豪ドルが、それぞれかかります。	
			米ドルクラス	
			純資産総額	年率
			1億4,000万米ドルまでの部分	0.09%
			1億4,000万米ドル超 2億8,000万米ドルまでの部分	0.06%
			2億8,000万米ドル超の部分	0.05%
			豪ドルクラス	
			純資産総額	年率
2億豪ドルまでの部分	0.09%			
2億豪ドル超4億豪ドルまでの部分	0.06%			
4億豪ドル超の部分	0.05%			
代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書等の販売会社への送付、ならびにこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.14%	
販売報酬	販売会社	受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.56%	
その他の費用・ 手数料	目論見書、運用報告書、通知の作成・印刷費用、弁護士費用(ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価)、監査費用(ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価)、登録費用、銀行手数料、ファンド資産および収益に課せられる税金、ファンドの設立費用等をファンドより実費として間接的にご負担いただきます。 なお、一部の費用等が実費となる場合がある他に、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することはできません。			

ファンドを通じて間接的に負担する投資対象ファンドの費用

管理運用費用	かかりません。
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。

*上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合がある他に、ファンドの保有期間等に応じて異なるため、これらを合計した料率、合計額または上限額等を表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本

ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- （２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- （３）日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%（注）	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

（注）復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対し、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能です。

- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなります。
- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をいかなる国とも締結していません。2019年10月18日現在、ケイマン諸島において為替管理はありません。

トラストは、信託法第81条に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島財務長官から保証書の交付を申請しており、受領できる見込みです。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠と

なる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されます。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課せられません。

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定（以下「US IGA」といいます。）に調印しました。また、ケイマン諸島は、80か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」といいます。）を実施するための多国間協定に調印しました。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則（以下「AEOI規則」と総称します。）が発行されました。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表しています。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負います。ただし、一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関」（関連するAEOI規則に定義されます。）となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用されます。ファンドは報告金融機関であり、非報告金融機関の免除に依拠することを企図していないため、AEOI規則のすべての要件を遵守することを意図しています。

報告金融機関であるファンド

「報告金融機関」であるファンドは、特に、（ ）（US IGAの文脈においてのみ）グローバル仲介人識別番号（GIN）を取得するために内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）CRSに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続きに関する文書を作成し、実行すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および（ ）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられています。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（例えば、米国報告対象口座の場合はIRS）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信します。

報告金融機関であり、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するファンドは、米国の外国口座税務コンプライアンス法（以下「米国FATCA」といいます。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を満たすものとして取り扱われ、したがって、米国FATCAの要件に「遵守しているとみなされ」、FATCAの源泉徴収税の対象とはならず、非協力的口座を閉鎖することは求められません。ケイマン諸島の報告金融機関は、FATCAの源泉徴収税の課税を回避するため、米国FATCA上の地位につき、米国税務申告書を用いた自己証明書を米国の源泉徴収代理人に対し提供することを求められる可能性があります。US IGAの条件に基づき、米国FATCA源泉徴収税は、「重大な不遵守」の結果として非参加金融機関（US IGAに定義されます。）とみなされない限り、トラスト/ファンドに対してなされた支払に賦課されません。US IGAを実施するAEOI規則は、ケイマン諸島の金融機関に対し、米国FATCAまたはその他の理由で口座名義人に対して行われた支払に対して税金を源泉徴収することを要求していません。

非報告金融機関であるファンド

AEOI規則の各々において利用可能な免除の一つに依拠し、これにより各分野において「非報告金融機関」としての資格を有するファンドは、AEOI規則に基づく義務を負いません。ただし、ファンドは、CRSに関連して、（ ）CRSに基づくその状況および分類（それが依拠する関連する免除を含みます。）および（ ）ファンドに主要連絡先として任命された個人およびかかる主要連絡先を変更する権限を有する第2の個人の詳細を、当局に通知する義務を負います。

一般

ファンドへの投資および/またはファンドへの投資の継続により、投資者は、管理会社、受託会社および/または他のサービス提供会社に追加情報の提供を求められる可能性があること、ファンドがAEOI規則を遵守することは、投資者情報、口座保有者および/または支配者に関する情報の開示を招く可能性があり、かかる情報が海外の財務当局と交換される可能性があることを認識しているとみなされます。投資者が要求される情報（結果にかかわらず）を提供できない場合、管理会社および受託会社は、関連する投資者に係る強制買戻しおよび/またはかかる投資者の口座の閉鎖を含みますがこれらに限られない自己裁量によるあらゆる措置および/またはすべての救済措置を講じる義務を負う可能性があり、

および/またはその権利を留保することができます。ケイマン諸島税務情報局が公表した指針に従い、口座開設後90暦日以内に自己証明が取得できない場合、ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければなりません。

5【運用状況】

ファンドは2019年11月18日（設定日）から運用を開始するため、本書の日付現在、該当事項はありません。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

該当事項はありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

受益証券の申込みに関する適格性

受益証券の申込みは、適格投資家のみが行うことができます。

（注）「適格投資家」とは、以下のいずれにも該当しない者、会社または法人をいいます。

（ ）米国の市民もしくは居住者、（ ）米国の州、領域、連邦もしくは属領で設立されたかもしくは存続するパートナーシップ、または米国、もしくは米国の州、領域、連邦もしくは属領の法に基づいて設立されたかもしくはそれらにおいて存続する法人、信託もしくはその他の団体、1933年米国証券法（改正済）（以下「米国証券法」といいます。）のレギュレーションSに定義される「米国人」、1974年米国従業員退職所得保障法（改正済）における意味の「従業員給付制度の投資者」（以下それぞれを「米国人」といいます。）、米国人が執行者もしくは管理者である財団、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者またはケイマン諸島に居住する者もしくは法人（ケイマン諸島で設立もしくは組成された免除会社もしくは非居住会社または者を除きます。）、（ ）欧州連合の市民または居住者、（ ）上記（ ）、（ ）、（ ）または（ ）に記載される者または法人の保管人、名義人または受託者、または、（ ）ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の者

受益証券の申込み

当初募集

受益証券の申込みは、当初募集期間中において適格投資家が発行価格にて行うことができます。当初募集期間中に申し込まれた受益証券は、当初払込日に発行されます。

継続募集

当初払込日以降、以下に記載される場合を除き、適格投資家は、各申込日に、関連する申込日である評価日において適用される受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に等しい価格で、各受益証券クラスの受益証券の申込みを行うことができます。

手続き

当初募集期間中に受益証券の申込みを行おうとする者は、当初募集期間の最終日の午後12時（ルクセンブルグ時間）または管理会社はその単独の裁量により決定するその他の時間までに管理事務代行会社が受領するよう、ファクシミリまたは電子メール（署名済みの書類をPDFで添付する様式によります。）により記入済みの申込契約を（要求に応じて、申込者の身元および申込金の支払資金源を証明するための補足情報および書類とともに）送付しなければならず、申込金は、当初払込日または管理会社が決定するそれより後の時間までに、ファンドの口座において受領されなければなりません。一定の状況において、影響を受ける申込者は、記入済みの申込契約の原本を管理事務代行会社に送付するよう直接連絡されることがあります。

当初払込日以降、受益証券の申込者および追加受益証券の申込みを行おうとする受益者は、関連する申込日の午後12時（ルクセンブルグ時間）または管理会社はその単独の裁量により決定するその他の時間までに管理事務代行会社が受領するよう、ファクシミリまたは電子メール（署名済みの書類をPDFで添付する様式によります。）により記入済みの申込契約を（要求に応じて、申込者の身元および申込金の支払資金源を証明するための補足情報および書類とともに）送付しなければならず、申込金は、関連する申込日（同日を含みます。）から5ファンド営業日後の日および/または管理会社はその単独の裁量により決定するその他の日までに、ファンドの口座において受領されなければなりません。

投資者は、管理会社、受託会社、管理事務代行会社ならびに適式に任命されたそれぞれの代理人または委託先のいずれもが、ファクシミリもしくは電子メールにより送付された申込契約の不受領もしくは判読不能により生じる一切の損失または適式に授権された者により送付されたと誠実に判断されるかかるファクシミリもしくは電子メールの結果行われた行為に関連する一切の損失について、責任を負わないことに留意すべきです。

管理会社、受託会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、管理事務代行会社およびその委託先ならびにそれぞれの関連会社、顧問、代理人および従業員は、投資者が英文目論見書補遺および申込契約の条件に従って申込みの支払いを行わなかったことによって生じる一切の損失につき、何らの損害も被らないものとし、かつ、当該投資者による補償を受けるものとします。

すべての申込金は、申込者の名義の口座から拠出されなければなりません。第三者による支払いは許可されません。

すべての申込金の支払いは、米ドルクラスについては米ドルで、豪ドルクラスについては豪ドルで行われなければなりません。

受益証券の申込みは、受益証券の現金価値または口数に応じて行われなければなりません。

管理会社および受託会社は、それぞれその絶対的な裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒否することを決定することができ、この場合、申込み時に支払われた金額またはその残額（場合に応じて）は、実務上可能な限り速やかに、申込者のリスクおよび費用負担により（利息を付さずに）返還されます。

記入済みの申込契約が管理事務代行会社によって受領された場合、当該申込契約は取消不能となります。管理事務代行会社は、記入済申込契約の写し（ならびに必要な場合は、管理事務代行会社が申込者の身元および申込金の支払資金源を証明するために要求したすべての書類）を受領した後、申込みが受理された申込者に対して所有権証明書を発行します。管理事務代行会社が所有権証明書の発行前に、申込者に対して追加情報の提供を求めることを決定した場合、管理事務代行会社は、申込者に対して書面通知を行い、必要な情報の提供を求めます。

疑義を避けるために付言すると、受益証券の申込みの処理および受益証券の発行は、管理会社の決定により、申込者の身元および申込金の支払資金源を証明するために要求されたすべての情報および書類が受領されるまで行われない可能性があります。管理事務代行会社がかかる情報および書類を受領していない場合、管理事務代行会社は、申込者に申込契約を返却し、申込者のリスクおよび費用負担により、申込者により支払われたすべての申込金を（利息を付さずに）支払銀行に返還することができます。

受益証券は当初払込日まで発行されませんが、当初払込日の前までに受領された申込金は、ファンドの銀行口座に預金され、利息なしで保管されます。

受益証券の購入者は当初払込日（当初払込日後の受益証券の購入の場合は関連する申込日）より後まで受益者名簿には記載されない可能性があります。受益証券の申込みが受理された場合、受益証券は当初払込日（当初払込日後の受益証券の購入の場合は関連する申込日）を効力発生日として発行されたものとして取り扱われます。したがって、購入者が受益証券について支払った申込金は、当初払込日（当初払込日後の受益証券の購入の場合は関連する申込日）からファンドの投資リスクにさらされることになります。

最低申込口数

投資家 1 人当たりの受益証券の当初最低申込口数は100口とし、100口を超える場合は 1 口の整数倍または管理会社がその裁量により随時決定するその他の口数とします。

申込手数料

受益証券の申込者は、日本における販売会社に対し、申込金額の上限3.00%（および消費税またはその他の税金（もしあれば））の手数料（以下「申込手数料」といいます。）を支払うことが求められます。

停止

受託会社は、管理会社の指示に基づき、後記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、発行、買戻しおよび純資産価額の計算の停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の発行の停止を宣言することができます。当該停止期間において、受益証券は発行されません。

不適格投資家

申込契約は、受益証券の各投資予定者に対し、とりわけ、自身が適格投資家であることおよび適用ある法律に違反することなく受益証券を取得し、保有することができることを表明し、保証するよう要求します。

ファンドが本来負担することのない納税義務を負うか、またはその他の金銭上の不利益を被ることとなる可能性があることと管理会社および／または受託会社が判断する状況においては、受益証券は、いかなる者に対しても募集、発行または譲渡できません。

投資者はまた、申込契約において、とりわけ、ファンドへの投資リスクを評価するための財務事項に関する知見、専門知識および経験を有していること、ファンドが投資する資産への投資に内在するリスクおよび当該資産の保有および／または取引の方法を認識していること、ならびにファンドへの投資全額の損失を負担することができることを表明し、保証しなければなりません。受益証券の譲受人は、譲渡の登録前に同様の条件で表明および保証を行うことを要求されます。

（2）日本における販売手続等

日本においては、前記「第一部 証券情報、（7）申込期間」記載の申込期間に第一部証券情報に従って販売会社により取扱いが行われます。

販売会社は、「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

ファンド証券の申込の際は、申込金額および以下の申込手数料を販売会社に支払うものとします。

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.30%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.65%（税込）
50万口以上	申込金額の0.55%（税込）

日本円の場合、外貨との換算レートは、当初申込期間は申込日、継続申込期間は約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、外貨でお支払いいただくこともできます。詳細は販売会社にお問い合わせください。本ファンドは、お申込みされる方の国籍、居住地等により取得の制限が設けられています。以下に該当する場合、お申込みを行うことができません。

- ・米国の市民、または居住者
- ・ケイマン諸島の市民、または居住者
- ・EU加盟国の市民、または居住者

取得制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性があります。

ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、販売会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、日本証券業協会の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準にファンド証券が適合しなくなったときは、日本におけるファンド証券の販売を行うことはできません。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し手続等

受益証券の買戻し

受益者は、買戻日の午後12時（ルクセンブルグ時間）（以下「買戻しに係る締切時間」といいます。）または管理会社はその単独の裁量により随時決定するその他の日および／もしくは時間までに、ファクシミリ、電子メール（署名済みの書類をPDFで添付する様式によります。）、郵便により、または管理事務代行会社が同意したその他の電子的な手段を通じて、取消不能の買戻通知を送信することにより、各買戻日において受益証券の買戻しを行うことができます。買戻しに係る締切時間を過ぎてから受領された買戻通知は、翌買戻日に処理されます。買戻通知には、ファンドの名称、買い戻す受益証券のクラス、口数または総額ならびに受益者名簿に登録されている受益者名を明確に記載しなければなりません。

買戻しに係る締切時間までに受領される有効かつ完全な買戻通知は、通常、買戻価格で当該買戻日に処理されます。買戻しに係る締切時間を過ぎてから受領される買戻通知は、翌買戻日において、当該買戻日に決定される1口当たり純資産価格で処理されます。

受益証券クラスの受益証券1口当たりの買戻価格は、該当する買戻日の1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」といいます。）です。買戻代金の支払いは、買戻日（同日を含みます。）から5ファンド営業日以内または管理会社はその単独の裁量により決定するその他の期間内に、米ドルクラスは米ドルで、豪ドルクラスは豪ドルで行われます（0.01米ドル/0.01豪ドル未満を四捨五入します。）。

支払いは、電信送金により、受益証券の登録所有者に対してのみ行われ、第三者宛の支払いは許可されません。受益者は、管理事務代行会社が受益者またはその財務アドバイザー（該当する場合）からすべての必要書類を受領していない場合、買戻代金の支払いが遅れる可能性があることに留意すべきです。電信送金の指示が、投資家の買戻通知に含まれていなければなりません。買戻代金は、申込契約に規定される電信送金指示を用いて送付されます。

買戻の最低単位は1口です。

かかる買戻しを行う受益者が受益者名簿から抹消されたかまたは買戻価格が決定もしくは送金されたか否かにかかわらず、受益証券は買戻日に買い戻されたものとして取り扱われます。したがって、買戻日以降、受益者はその立場において、買い戻される受益証券に関して信託証書に基づき発生する一切の権利（ファンドの集会の通知を受領する権利、これに出席する権利または集会で議決権を行使する権利を含み、買い戻される受益証券の買戻価格および買戻日より前に宣言されたが未払いの分配を受領する権利を除きます。）を有しないかまたは行使することができません。買戻しを行う受益者は、買戻価格に関してファンドの債権者となります。支払不能による清算において、買戻しを行う受益者は、通常の債権者に劣後し、受益者より優先されます。

買戻しの繰延べ

買戻日における買戻請求の合計が管理会社によって決定された発行済受益証券の比率または口数を超える場合、管理会社は当該買戻日に買い戻される受益証券の総口数を管理会社によって決定された当該買戻日の発行済受益証券の比率または口数に制限することができます。その場合、買戻請求は按分して減少し、残余の買戻請求は翌買戻日において同日に受領した

買戻請求に優先して買い戻されます（ただし、同日における買戻しが本権限に基づいて制限される場合は更なる繰延べの対象となります。）。

停止

受託会社は、管理会社の指示に基づき、後記「３ 資産管理等の概要、（１）資産の評価、発行、買戻しおよび純資産価額の計算の停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の買戻しの停止を宣言することができます。当該停止期間において、受益証券の買戻しは行われません。

受益証券の買戻しが停止された場合、受益者は停止の解除前に行われた買戻しの申込みを撤回することができます。ただし、受益者が買戻通知の撤回を行わない場合、買戻通知は、停止の解除後の翌買戻日まで保留され、当該受益証券は、信託証書の規定に従って、当該買戻日に買戻価格で買い戻されます。

受益証券の強制買戻し

管理会社は、受託会社と共に、いつでも、すべてまたは影響を受ける受益者に対して管理会社が随時決定するところにより通知を送付することにより（該当する場合）、当該受益者が保有する受益証券の全部または一部を買戻価格で関連する買戻日に買い戻すことができます。当該強制買戻しは、以下の状況において、制限なく行うことができます。

- （a）一つのクラスまたはシリーズの受益証券（以下「旧受益証券」といいます。）を買い戻し、他のクラスまたはシリーズの受益証券（以下「新受益証券」といいます。）の払込みのために関連する受益者を代理して買戻代金をもって直ちに再申込みする方法で、旧受益証券が管理会社の選択により新受益証券に交換されるという条件に従って、受益証券がそれに従って発行される英文目論見書に開示された交換、転換またはロールアップの方針を実行することを目的とする場合
- （b）受益証券クラスまたはシリーズを償還するために、いずれかの受益証券クラスまたはシリーズを買い戻すことを目的とする場合
- （c）受益証券が直接にもしくは実質的に以下の者により所有されていることを管理会社および／もしくは受託会社が気付いた場合、または管理会社および／もしくは受託会社がその旨を確信する理由を有する場合
 - （ ）いずれかの国、政府当局、司法当局または財政当局の法律、規則または法的拘束力を有する要件に違反する者
 - （ ）適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者を代理して受益証券を取得した者
 - （ ）管理会社および／または受託会社が、ファンドの信託財産、管理会社または受託会社が、それ以外の状況では負担しなかったもしくは被らなかつたはずである税金債務を負担するか、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を被る結果をもたらすおそれがあると判断する状況にある者
- （d）受益証券が信託証書、英文目論見書または関連する英文目論見書補遺に違反して受益者に譲渡された場合
- （e）トラストの資産が、管理会社が決定するトラストの経済的存続可能レベルを下回る場合
- （f）前記「第１ ファンドの状況、４ 手数料等及び税金、（５）課税上の取扱い、ケイマン諸島、ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換」と題する項に定められた状況にある場合
- （g）信託証書または関連する英文目論見書補遺に開示されるその他の状況における場合

上記に記載される状況のいずれにおいても、受託会社は、管理会社からの指示に基づき、関連する受益証券の強制買戻しに代わる手段として、関連する受益者に対し、関連する受益証券を当該受益証券を所有する資格を有する適格投資家に翌買戻日に譲渡するよう要求する通知（受託会社が適切とみなす様式によります。）を行うことができます。当該受益証券の譲渡を要求する通知が送達された者が、翌買戻日において、当該通知により要求される方法で当該受益証券を譲渡しなかった場合、かかる受益証券は、当該買戻日に買戻価格で強制的に買い戻されるものとします。

上記に加えて、管理会社は、投資対象ファンドがファンドの勘定で保有される投資対象ファンド受益証券の強制買戻しを行う場合、受益証券を強制的に買い戻すことができます。かかる状況で強制的に買い戻される受益証券の口数は、管理会社が決定する口数とし、かかる強制買戻しは、上記の条件で行われるものとします。

受益証券の譲渡

いかなる受益証券も、管理会社および受託会社の事前の書面同意を得ることなく譲渡することができません。

信託証書に定める譲渡制限に従い、受益者は、書面による証書により、自らが保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、まず、当該時点において有効な、関連するもしくは適用ある法域の法律の規定、政府その他の要件もしくは規制、もしくは管理会社、受託会社もしくは管理事務代行会社の方針を遵守するために管理会社もしくは受託会社（またはいずれかの委託先）が要求する情報、または管理会社もしくは受託会社（またはいずれかの委託先）が要求するその他の情報を提供するものとします。また、当該譲渡の実行について管理会社および受託会社の事前の書面による同意が得られているものとします。さらに、譲受人は、管理会社、受託会社または管理事務代行会社に対し、（ ）受益証券が関連する適格投資家に譲渡されること、ならびに（ ）管理会社、受託会社および／または管理事務代行会社（またはその委託先）が自らの裁量により要求するその他の事項に関して、書面により表明を行うことが要求されます。

すべての譲渡証書は、譲渡人および譲受人またはそれらの代理人により署名されるものとします。譲渡人は、当該譲渡が登録され、かつ、譲受人の氏名が受益者として受益者名簿に記入されるまで、引き続き受益者であるものとみなされ、また、当該譲渡の対象である受益証券に対する権利を有するものとみなされます。当該譲渡は、管理会社、受託会社（またはいずれかの委託先）が譲渡証書の原本および上記の情報を受領するまで登録されません。

（２）日本における買戻し手続等

換金（買戻し）の申込みは、2019年11月18日以降のファンド営業日に取扱います。

午後３時までに換金（買戻し）のお申込みが行われ、かつお申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み受付分とします。

換金（買戻し）単位は、１口以上１口単位です。

換金（買戻し）価額は、申込日の翌国内営業日に判明する受益証券１口当たり純資産価格です。

換金（買戻し）代金は、約定日から起算して４国内営業日目からお受取りいただけます。

日本円の場合、外貨との換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、外貨でお受け取りいただくこともできます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

クローズド期間はありません。受託会社が管理会社の指図のもと、換金が不可能、または通常の値段での売却が不可能と判断する場合等、換金（買戻し）の受付を中止する場合があります。また受益証券１口当たり純資産価格の決定が停止されている間は換金（買戻し）も停止します。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

純資産価額の計算

下記「純資産価額の決定」に別段の定めがない限り、管理事務代行会社は、当該ファンドの各評価日の評価時点において、各ファンドの純資産価額を関連するファンドの基準通貨で、各ファンドの各受益証券クラスおよびシリーズの各受益証券の受益証券１口当たりの純資産価格を当該受益証券クラスおよびシリーズの表示通貨で、信託証書に定める原則に従って計算するものとします。

ファンドおよび／またはファンドの受益証券クラスもしくはシリーズの純資産価額は、当該ファンドの総資産の価額（または該当する場合、当該ファンドの関連する受益証券クラスもしくはシリーズに帰属する当該ファンドの総資産の価額）を確定し、当該ファンドの総負債（または該当する場合、当該ファンドの関連する受益証券クラスもしくはシリーズに帰属する当該ファンドの総負債）を差し引くことにより計算されるものとします。

発行済みのファンドの受益証券クラスまたはシリーズが１つである場合、当該ファンドの受益証券１口当たりの純資産価格は、評価日に発行されている当該ファンドの受益証券口数で当該ファンドの純資産価額を除すことによって計算されるものとし、下記「純資産価額の決定」に定められる方法で四捨五入されるものとします。

発行済みのファンドの受益証券クラスまたはシリーズが複数である場合、当該ファンドの純資産価額は、当該ファンドの特定の受益証券クラスまたはシリーズに帰属する当該ファンドの資産および負債が、当該ファンドの当該受益証券クラスまたはシリーズの受益者のみによって実質的に負担されることを確保するために、受託会社が決定する合理的な配分方法に基づき、発行済みの当該ファンドの複数の受益証券クラスまたはシリーズ間で配分されるものとします。

基準通貨以外の通貨建ての当該ファンドの受益証券クラスまたはシリーズに帰属するファンドの純資産価額は、当該受益証券クラスの各評価日に受託会社が決定する為替レートで受託会社が決定する基準通貨に換算されるものとし、（ａ）当該ファンドの当該受益証券クラスまたはシリーズの受益証券１口当たり純資産価格は、（必要な通貨換算を行った後の）当該ファンドの当該受益証券クラスまたはシリーズに帰属する純資産価額を評価の日に発行済みの当該ファンドの当該受益証券クラスまたはシリーズの受益証券口数で除すことにより計算されるものとし、（ｂ）当該ファンドの当該受益証券クラスまたはシリーズの受益証券１口当たりの純資産価格は、下記「純資産価額の決定」に開示される方法で四捨五入されるものとします。

受託会社または管理会社が（受託会社と協議の上で）別途決定する場合または下記「純資産価額の決定」に別段の開示がある場合を除き、ファンドの信託財産の資産の価額は、とりわけ以下の規定に従って、当該ファンドの各評価日の評価時点で受託会社によって計算されるものとします。

（ａ）手許現金または預金、手形、要求払手形、未収金、前払費用、現金配当および宣言されまたは発生したものの未受領の利息の価額は、それらの全額とみなされるものとします。ただし、受託会社がかかる預金、手形、要求払手形または未収金が、それらの全額に満たないと判断した場合は、受託会社が合理的と考える価額とみなされるものとします。

（ｂ）下記（ｃ）が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、下記（ｄ）、（ｅ）および（ｆ）の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場にて上場、値付け、売買または取引される投資対象の価額に基

づくすべての計算は、かかる投資対象の主たる取引所または市場において、計算が行われる日の現地の営業終了時の最終取引価格を基準として行われるものとします。証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、投資対象の価額に基づくすべての計算は、評価原則に従って受託会社が決定する当該投資対象の公正時価を基準に行われるものとします。ただし、受託会社がその裁量において、主たる取引所または市場以外の取引所または市場における支配的な価格の方が、すべての状況において当該投資対象の価額に関するより公正な基準を提供すると判断した場合、かかる価格を採用することができます。

- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に従い、ファンドと同じ日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、かかる日に計算された当該マネージド・ファンドの受益証券、株式もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格とし、または受託会社がそのように決定したかもしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日に評価されなかった場合には、当該マネージド・ファンドの直近に公表された受益証券、株式もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格（取得可能である場合）もしくは（取得可能ではない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の直近に公表された買戻価格もしくは買呼値とします。
- (d) 純資産価格、買戻価格または最終取引価格が上記(b)または(c)に規定されたとおりに取得できない場合、関連する資産の価格は、受託会社または管理会社が決定する方法により評価原則に基づき随時決定されるものとします。
- (e) 上場価格、相場価格、取引価格または市場の売買価格を確定するため、受託会社は、ファンドの投資対象の評価に関する機械化および/または電子化された評価通知システムを利用し、それらに依拠する権利を有します。かかるシステムにより提供された価格は、上記(b)の目的において最終取引価格とみなされるものとします。
- (f) 上記にかかわらず、受託会社は、管理会社と協議の上、他の評価方法が関連する本投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、受託会社の絶対的裁量により、かかる評価方法の使用を許可することができます。
- (g) 外貨建て本投資対象（有価証券であるか現金であるかを問いません。）の価額は、管理会社および受託会社が合意したレートを用いて、関連する割増または割引および換算費用を考慮した上で、基準通貨に換算されるものとします。

下記「純資産価額の決定」に別途規定される場合を除き、純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、原則として、計算日に受益者に提供されます。

純資産価額の決定

純資産価額は、上記「純資産価額の計算」に記載される方法で計算され、四捨五入により小数第2位まで端数処理されます。

米ドルクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、四捨五入により0.01米ドル単位に端数処理され、豪ドルクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、四捨五入により0.01豪ドル単位に端数処理されます。

ファンドの勘定における投資対象ファンドへの投資の価値は、管理事務代行会社に随時通知される投資対象ファンドの最新の評価額に基づき計算されます。

米ドルクラスについて、米ドル以外の通貨で表示される価格は、承認された独立プライシング・サービスから取得した当該評価日の午後4時（ロンドン時間）の実勢為替レートにより米ドルに為替換算されます。豪ドルクラスについて、豪ドル以外の通貨で表示される価格は、承認された独立プライシング・サービスから取得した当該評価日の午後4時（ロンドン時間）の実勢為替レートにより豪ドルに為替換算されます。

受託会社は、想定外の状況によりかかる評価が実行不可能になるか、または適切でなくなる場合に、ファンドの資産の公正な評価を実現するために慎重かつ誠実にその他の規則に従うことが認められています。重大な誤りがない限り、受益証券1口当たり純資産価格の計算は最終的であるものとします。

ファンドの資産の評価は、受託会社の裁量で別途適切とみなされる場合を除き、ルクセンブルグの会計基準をガイドラインとして使用する発生ベースによる会計基準により決定されます。

受託会社は、本項「純資産価額の決定」に基づく自らのすべての職務を管理事務代行会社に委託しています。

発行、買戻しおよび純資産価額の計算の停止

受託会社は、管理会社からの指示に基づき、期間の全部または一部において、純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の決定、ファンド（またはいずれかの受益証券クラスもしくはシリーズ）の受益証券の発行および/もしくは買戻しを停止すること、または買戻代金の支払を遅らせることができます。

- (a) 投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場がクローズしている間（通常の週末および休日のクローズを除きます。）、または当該取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている間
- (b) その結果として、トラストが投資対象を処分することが合理的に実務上可能でないと投資顧問会社が考える状況またはその結果として、当該処分が受益者に重大な損害を与えることになる状況が存在する場合

- (c) 投資対象の価額またはトラストの純資産価額の確定に通常使用される手段のいずれかに故障が生じた場合、またはその他の理由により、投資対象もしくはその他の資産の価額またはトラストの純資産価額が合理的または公正に確定することができないと投資顧問会社が判断する場合
 - (d) 投資対象の買戻しもしくは換金または当該買戻しもしくは換金に伴う資金の譲渡が、通常の価格または通常の為替レートで実行することができないと投資顧問会社が考える場合
 - (e) 管理会社が受益者の最善の利益になると考える場合
- 受託会社は、停止から30暦日以内にすべての受益者に書面により停止を通知し、停止の終了をすべての受益者に通知するものとします。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管されます。
日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管されます。
ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、2019年11月18日から2024年10月31日ですが、後記「(5) その他、 ファンドの解散」記載の事由が発生した場合は、それ以前に償還することがあります。また、管理会社は、投資顧問会社と協議の上、上記信託期間の延長を決定する場合があります。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は毎年10月31日に終了します。ファンドの第1期の年次報告書は2020年10月31日に終了する期間に対して作成されます。

(5) 【その他】

発行限度額

ファンド証券の発行限度口数は設けられていません。

ファンドの解散

トラストまたはファンドは、以下のいずれかの事由が最初に生じた時点で償還するものとします。

- (a) ファンドを継続することもしくは他の法域に移転させることが違法となる場合、またはその実現が困難であり、経済的でなく、望ましくなくもしくは受益者の利益に反すると管理会社が判断する場合
- (b) 下記「ファンドの償還」、「受益証券クラスの償還」または関連する信託証書補遺の規定により企図される日付または状況が到来した場合
- (c) 受託会社および管理会社が共同決議によりその旨を決定した場合
- (d) 受益者がファンド決議または受益者決議によりその旨を決定した場合
- (e) 信託証書の日付に開始し、その149年後に満了する期間の最終日
- (f) 受託会社がトラストの受託者として退任する意思を書面で通知した場合または受託会社が強制もしくは任意の清算（受益者決議によって事前に承認された会社更生を目的とする任意清算を除きます。）に入る場合で、管理会社が、当該通知もしくは清算開始後90暦日以内に、受託会社の代わりとして受託者の職を引き受ける用意のある他の当事者を任命することもしくは任命を確保することができない場合
- (g) 管理会社がトラストの管理者として退任する意思を書面で通知した場合で管理会社が退任の意思を書面で通知した後90暦日以内に、後任の管理者が信託証書の条件に従って任命されない場合。

ファンドが信託証書の条件に従って償還する場合、受託会社は、直ちに当該償還を当該ファンドのすべての受益者に通知するものとします。

適用ある法律に従い、ファンドの償還時に以下が発生します。

- (a) 受託会社、管理会社（またはいずれかの委託先）に提出され、未だ履行されていない買戻通知はすべて、撤回されたものとして取り扱われます。
- (b) 管理会社またはその委託先は、ファンドの信託財産に含まれる本投資対象のうち、ファンドに関して受託会社または管理会社が行ったすべての借入を（利息とともに）返済し、かつ、ファンドの経費、公租公課、費用および要求の一切を（当座勘定または預金勘定の現金と併せて）まかなうのに十分な部分を売却または換金するものとします。かかる換金および借入れの返済はファンドの償還後、管理会社が定めた方法で、合理的な期間内に行い、完了されるものとします。
- (c) 管理会社またはその委託先は、ファンドの信託財産に含まれる残存する本投資対象および資産のすべてを換金します。

- (d) 受託会社は、ファンドの償還日（信託証書に基づき決定されます。）時点の受益者名簿に受益者として記載されているファンドの各受益者に対し、ファンドの信託財産に含まれる資産を換金して得られた正味現金受取額、およびその時点でファンドの信託財産の一部を構成している、かかる分配の目的のために利用可能なその他の現金を、各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格を考慮した上で、各受益者が保有する受益証券の口数に応じて、ファンドの償還日後実務上可能な限り速やかに分配します。

ファンドの償還

ファンドは以下のいずれか早い日に償還します。

- () 2024年10月31日（または当該日がファンド営業日でない場合には、その直後のファンド営業日）。ただし、管理会社は、該当日以前に投資顧問会社と協議の上、信託期間を延長することを決定することができます。
- () 当初払込日の3年経過後、米ドルファンドについては純資産総額が5,000万米ドル、豪ドルファンドについては純資産総額が5,000万豪ドルを下回った場合において、管理会社が投資顧問会社と協議の上、当該ファンドの償還を決定する場合。

受益証券クラスの償還

当初払込日の3年経過後、米ドル建て 毎月分配型クラスおよび米ドル建て 年1回分配型クラスについては、各クラスの受益証券に帰属する純資産総額がそれぞれ5,000万米ドルを下回った場合、豪ドル建て 毎月分配型クラスおよび豪ドル建て 年1回分配型クラスについては、各クラスの受益証券に帰属する純資産総額がそれぞれ5,000万豪ドルを下回った場合、管理会社は、投資顧問会社と協議の上、当該受益証券クラスを償還することができます。かかる償還は、前記「2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し手続等、受益証券の強制買戻し」の項の規定に従って、当該クラスのすべての受益証券の強制償還を行うことにより実行されます。

信託証書の変更等

受託会社および管理会社は、全受益者または関連するファンドの受益者（場合によります。）に対する少なくとも10ファンド営業日以上前の書面による通知（受益者決議またはファンド決議（場合によります。）により放棄されることがあります。）をもって、信託証書の補遺証書または関連する信託証書補遺（場合によります。）により、受託会社および管理会社が受益者または関連するファンドの受益者（場合によります。）の最善の利益と考える方法および範囲で、信託証書の規定を変更、修正、調整または追加することができます。受託会社または管理会社が、変更、修正、調整または追加（以下「本変更」といいます。）が（ ）その時点で存在するトラストの受益者または関連するファンドの受益者の利益を著しく損なうものではなく、かつ、受益者に対する受託会社または管理会社の責任を重大な範囲において免除するものではなく、トラストまたはファンドから支払われる費用および手数料の額（その変更の根拠となる補遺証書に関連して発生する経費、手数料、報酬および費用を除きます。）を増加させるものではなく、（ ）財務上の、法定上のまたは公式の要件（法律の効力を有するか否かを問いません。）を遵守するために必要であること、または（ ）明らかな誤りを訂正するために必要であることを書面で証明しない限り、当該本変更は、受益者決議またはファンド決議（場合によります。）の承認なしには行われませんものとします。

受託会社または管理会社は、関連するファンドの受益者に対し、当該ファンドまたは関連する信託証書補遺に適用する際に、信託証書の規定を変更、修正、調整または追加する権限の行使について（ファンド決議により承認されたものを除きます。）、実務上可能な限り速やかに通知するものとします。上記にかかわらず、いかなる本変更も、受益者に対して、影響を受ける受益者の同意なしに、受益証券に対する追加の支払を行う義務、またはこれらに関する追加の責任を引き受ける義務を課さないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

委託契約

委託契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、受託会社または管理事務代行会社が他方に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

副投資顧問契約

副投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、受託会社または保管会社が他方に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がトラストに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたはファンド証券を保持していなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、ファンド証券も保持していないため、トラストに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自らが権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有します。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、信託証書の規定および本書の記載に従って請求する権利を有します。

（ ）残余財産分配請求権

トラストまたはファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

（ ）議決権

受益者は、信託証書の規定に従って議決権を行使する権利を有します。

（２）【為替管理上の取扱い】

2019年10月18日現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大 西 信 治

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、2019年11月18日から開始する予定です。トラストの会計監査は、ケーピーエムジー ケイマン諸島が行います。

1【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（２）【損益計算書】

該当事項はありません。

（３）【投資有価証券明細表等】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、管理会社の書面による請求があった場合、（全受益者の集会の場合は）その受益証券1口当たり純資産価格の合計が全ファンドの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有するとして登録されている受益者による書面による請求があった場合、（いずれかのファンドの受益者の集会の場合は）関連するファンドの受益証券口数の10分の1以上となる受益証券を保有するとして登録されている受益者による書面による請求があった場合、または（ファンドの受益証券クラスまたはシリーズの受益者の集会の場合は）関連するクラスまたはシリーズの受益証券口数の10分の1以上となる受益証券を保有するとして登録されている受益者による書面による請求があった場合、かかる通知に記載される時期および場所において、全受益者、ファンドの受益者またはファンドの受益証券クラスもしくはシリーズ（場合によります。）の受益者の集会を招集するものとします。信託証書別紙1の規定が当該集会に適用されるものとします。

受益者集会が必要または適切であると受託会社が判断する場合、集会は、トラスト、ファンドまたはファンドの関連するクラスもしくはシリーズの受益者に10日以上前までの通知を送付することにより招集されるものとします。通知には、集会の日時、場所および当該集会で提案される決議の条件を明記するものとします。受益者集会の基準日は、受託会社が決定するものとし、通知に明記される集会の日付から10暦日以上前とします。いずれかの受益者についての偶発事故による通知漏れまたは不受領は、いずれの集会の議事をも無効にするものではありません。管理会社および受託会社の授権された代表者は、集会に出席し、集会において発言する権利を有するものとします。

受益者集会の定足数は、受益者が1名のみである場合（この場合、受益者集会の定足数は1名とします。）を除き、（全受益者の集会の場合は）その受益証券1口当たり純資産価格の合計が全ファンドの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する、（いずれかのファンドの受益者の集会の場合は）関連するファンドの受益証券口数の10分の1以上となる受益証券を保有する、または（ファンドの受益証券クラスまたはシリーズの受益者の集会の場合は）関連するクラスまたはシリーズの受益証券口数の10分の1以上を合計で保有する受益者2名以上とします。

受益者集会において議決に付された議案は、書面投票により決せられるものとし、決議がファンド決議（信託証書に定義されます。）または受益者決議（場合によります。）の必要過半数によって可決された場合、投票結果は、受益者集会の決議とみなされます。

集会の通知を受領し、かかる集会に参加し、投票する権限を有する当該時点の受益者の必要過半数により署名された（法人の場合は、適法に授権された代理人により署名された）（一または複数の副本による）書面による決議（受益者決議またはファンド決議を含みます。）は、適法に招集および開催がなされた受益者集会において決議が可決された場合と同様に有効かつ効力を生じるものとします。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（ニ）受益証券の譲渡制限の内容

いかなる受益証券も、管理会社および受託会社の事前の書面同意を得ることなく譲渡することができません。

信託証書に定める譲渡制限に従い、受益者は、書面による証書により、自らが保有する受益証券を譲渡することができません。ただし、譲受人は、まず、当該時点において有効な、関連するもしくは適用ある法域の法律の規定、政府その他の要件もしくは規制、もしくは管理会社、受託会社もしくは管理事務代行会社の方針を遵守するために管理会社もしくは受託会社（またはいずれかの委託先）が要求する情報、または管理会社もしくは受託会社（またはいずれかの委託先）が要求するその他の情報を提供するものとします。また、当該譲渡の実行について管理会社および受託会社の事前の書面による同意が得られているものとします。さらに、譲受人は、管理会社、受託会社または管理事務代行会社に対し、（ ）受益証券が関連する適格投資家に譲渡されること、ならびに（ ）管理会社、受託会社および／または管理事務代行会社（またはその委託先）が自らの裁量により要求するその他の事項に関して、書面により表明を行うことが要求されます。

すべての譲渡証書は、譲渡人および譲受人またはそれらの代理人により署名されるものとします。譲渡人は、当該譲渡が登録され、かつ、譲受人の氏名が受益者として受益者名簿に記入されるまで、引き続き受益者であるものとみなされ、また、当該譲渡の対象である受益証券に対する権利を有するものとみなされます。当該譲渡は、管理会社、受託会社（またはいずれかの委託先）が譲渡証書の原本および上記の情報を受領するまで登録されません。

なお、ここでいう「受益者」とは販売会社を指します。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項ありません。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（2019年8月末日現在）

2019年8月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約5,882万円）です。

最近5年間に於ける資本金の額の増減はありません。

(2) 管理会社の機構（2019年8月末日現在）

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。

管理会社は、通常決議により、いかなる者をも取締役役に任命することができ、また、同様の方法により取締役を解任し、同様の方法により代わりの取締役を任命することができます。

管理会社の業務は、取締役会により運営されるものとします（不在、病気その他の理由により取締役会議に出席できない見込みの取締役は、本人に代わる取締役代理を任命することができます。）。取締役会は、1名以上10名以下の者（取締役代理を除きます。）で構成されるものとします。

取締役会は、取締役が適切と考える方法で、管理会社の業務運営を随時規定することができます。

取締役会は、随時、取締役会が適切と考える任期および報酬（給与もしくは手数料または利益配分によるかこれらの組み合わせによるかを問いません。）で、取締役全体（取締役代理を除きます。）の中から1名以上を代表取締役に任命することができます。

取締役会は、適切と考える場合にはいつでも管理会社の株主総会を招集することができ、かつ、招集請求書の提出日において管理会社の株主総会における議決権を有し、当該提出日時点の管理会社の払込済み資本の10分の1以上を保有する管理会社の株主による招集請求がなされた場合に、管理会社の株主総会を招集するものとします。

年次株主総会は、取締役会が指定する日時および場所において開催されるものとし、取締役会が日時および場所を定めない場合、毎年12月の第2水曜日の午前10時から登記上事務所において開催されるものとします。

投資運用の意思決定は、投資顧問会社である野村アセット・マネジメント株式会社に委託されております。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセット・マネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2019年8月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約307億円です。

国別（設立国）	種別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	27	189,028,580.11 米ドル
		1	68,544,156.54 トルコリラ
		2	2,266,752.39 ユーロ
		16	1,991,792,401 円
		21	98,329,501.10 豪ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2019年8月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝117.63円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2019年３月31日現在

（単位：ユーロ）

		2019年 3 月31日		2018年 3 月31日	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
金融資産					
関連会社株式	5	600,000	70,578	600,000	70,578
長期保有目的投資有価証券	5	4,094	482	3,244	382
		604,094	71,060	603,244	70,960
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1 年以内に期限到来		1,792,840	210,892	1,837,920	216,195
銀行預金および手許現金	9	4,055,279	477,022	4,048,195	476,189
		5,848,119	687,914	5,886,115	692,384
資産合計					
		6,452,213	758,974	6,489,359	763,343
資本、準備金および負債					
資本および準備金					
払込済資本	3	500,000	58,815	500,000	58,815
繰越損益	4	2,159,859	254,064	1,830,957	215,375
当期損益	4	307,104	36,125	328,902	38,689
		2,966,963	349,004	2,659,859	312,879
債務					
買掛金					
a) 1 年以内に期限到来	7	105,000	12,351	115,000	13,527
関連会社に対する債務					
a) 1 年以内に期限到来	7 , 9	3,380,250	397,619	3,714,500	436,937
		3,485,250	409,970	3,829,500	450,464
資本、準備金および負債合計					
		6,452,213	758,974	6,489,359	763,343

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
損益計算書
2019年３月31日に終了した年度
（単位：ユーロ）

	注記	2019年３月31日		2018年３月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 から 5 . 総損益	10	310,108	36,478	394,392	46,392
11 . その他の未収利息および類似の収益					
b) その他の利息および類似の収益	11	2,177,667	256,159	303,025	35,645
13 . 金融資産および流動資産として保有 される投資有価証券に係る評価額調整	5	(20)	(2)	(29)	(3)
14 . 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	9	(19,334)	(2,274)	(19,170)	(2,255)
b) その他の利息および類似の費用	5 , 11	(2,161,317)	(254,236)	(349,316)	(41,090)
16 . 税引後損益		307,104	36,125	328,902	38,689
18 . 当期損益		307,104	36,125	328,902	38,689

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

財務諸表注記

2019年3月31日現在

1. 概況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「当社」という。）は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて免税会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付けの特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登録上の事務所を有する持株会社であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシー（以下、「親会社」という。）の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシーの連結財務諸表は、英国、EC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1にて入手可能である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登録上の事務所を有する持株会社である野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して受託および管理サービスを提供し、それによって受託および管理報酬を得ることである。

2. 重要な会計方針

作成の基礎

当社の財務諸表は、ルクセンブルグの法律および規制要件、ならびにルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、当該財務諸表はユーロ建てで表示されている。

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の為替レートでユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書に計上される。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

総損益

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

金融資産

金融資産は低価法で測定される。

3. 払込済資本

発行済みで全額払込済みの株式資本は、1株当たり額面10ユーロの記名株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4. 繰越損益

	(ユーロ)
2017年3月31日現在残高	1,446,356
前期利益	384,601
宣言された配当	-
2018年3月31日現在残高	1,830,957
2018年3月31日現在残高	1,830,957
前期利益	328,902
宣言された配当	-
2019年3月31日現在残高	2,159,859

5. 金融資産

金融固定資産の内訳は以下の通りである。

関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する法人であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分	取得原価（ユーロ）	2019年3月31日現在の監査済純資産（ユーロ）
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	2,552,694

長期保有目的投資有価証券

長期保有目的投資有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券・株式への投資である。

長期保有目的投資有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2019年 (ユーロ)
取得原価：	
期首現在	3,571
期中の取得	799
期中の売却	(2)
期末現在	4,368
価格調整：	
期首現在	(29)
当期価格調整	9
期末現在	(20)
為替の影響(*)	(254)
期末の正味価値	4,094
期末の市場価値	5,018

(*)当該金額は、損益計算書の「その他の利息および類似の費用」の項目に含まれている。

6. 租税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2034年1月6日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはそのような税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7. 債務

2019年3月31日現在、債務は、監査費用およびその他の保証業務費用105,000ユーロ（2018年3月31日：115,000ユーロ）、2015年1月12日付および2016年9月28日付けで当社とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの間で締結された2つの契約に基づくグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーに対する未払報酬40,250ユーロ（2018年3月31日：29,500ユーロ）ならびに2014年3月31日付けで当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払報酬3,340,000ユーロ（2018年3月31日：3,685,000ユーロ）で構成される。提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

8. 従業員

当社は、2019年3月31日および2018年3月31日に終了した年度において、従業員はいなかった。

9. 関連会社間取引

当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（ルクセンブルグにおいて設立）の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.との間で行われている。これらには、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2019年3月31日に終了した年度において、当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に開設した当座勘定に係る借入利息19,334ユーロ（2018年3月31日：19,170ユーロ）を支払った。適用される利率は、非関連会社の顧客に適用されるものと同じ利率である。

さらに当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.およびグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーより報酬を請求される（上述の注記7を参照のこと。）。

10. 総損益

2019年3月31日および2018年3月31日に終了した年度において、以下のとおり分析される。

	2019年3月31日 (ユーロ)	2018年3月31日 (ユーロ)
管理報酬	7,766,287	8,595,612
その他の外部費用	(7,456,179)	(8,201,220)
	310,108	394,392

2019年3月31日に終了した年度において、その他の外部費用は、主に、当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払年間報酬7,010,000ユーロ（2018年3月31日：7,755,000ユーロ）およびその他の報酬の総額446,179ユーロ（2018年3月31日：446,220ユーロ）で構成されている。

11. 為替差損益

2019年3月31日に終了した年度において、当社はスポットおよびアウトライートのデリバティブ取引に係る利益2,177,341ユーロ（2018年3月31日：302,889ユーロ）ならびに同取引に係る損失2,161,063ユーロ（2018年3月31日：349,019ユーロ）を計上した。

12. 運用資産

当社が受益者として保有するものではないが、投資運用責任を有する資産については、貸借対照表には含まれていない。2019年3月31日現在における当該資産残高は約32,886百万ユーロ（2018年3月31日：32,975百万ユーロ）である。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Balance Sheet as at March 31, 2019
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2019	March 31, 2018
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Investments held as fixed assets	5	<u>4,094</u>	<u>3,244</u>
		604,094	603,244
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		1,792,840	1,837,920
Cash at bank and in hand	9	<u>4,055,279</u>	<u>4,048,195</u>
		5,848,119	5,886,115
TOTAL (ASSETS)		<u>6,452,213</u>	<u>6,489,359</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
	Note(s)	March 31, 2019	March 31, 2018
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Profit or loss brought forward	4	2,159,859	1,830,957
Profit or loss for the financial year	4	<u>307,104</u>	<u>328,902</u>
		2,966,963	2,659,859
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	105,000	115,000
Amounts owed to affiliated undertakings			
a) becoming due and payable within one year	7, 9	<u>3,380,250</u>	<u>3,714,500</u>
		3,485,250	3,829,500
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>6,452,213</u>	<u>6,489,359</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and loss account
for the year ended March 31, 2019
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2019	March 31, 2018
1. to 5. Gross profit or loss	10	310,108	394,392
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income	11	2,177,667	303,025
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	5	(20)	(29)
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(19,334)	(19,170)
b) other interest and similar expenses	5, 11	(2,161,317)	(349,316)
16. Profit or loss after taxation		307,104	328,902
18. Profit or loss for the financial year		<u>307,104</u>	<u>328,902</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements
As at March 31, 2019

Note 1 – General

Global Funds Trust Company (the "Company") was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name 'Global Funds Company' and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the "Parent company"), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-9-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
As at March 31, 2019

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income are recorded on an accruals basis.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Note 3 – Subscribed capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Profit or loss brought forward

	(in EUR)
Balance as at March 31, 2017	1,446,356
Previous year's profit	384,601
Dividends declared	—
Balance as at March 31, 2018	1,830,957
Balance as at March 31, 2018	1,830,957
Previous year's profit	328,902
Dividends declared	—
Balance as at March 31, 2019	2,159,859

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
As at March 31, 2019

Note 5 – Financial assets

Financial fixed assets consist of:

Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Audited Net Equity March 31, 2019 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	2,552,694

Investments held as fixed assets

Investments held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds.

Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	2019 EUR
Acquisition cost	
at the beginning of the year	3,571
acquisitions during the year	799
disposals during the year	(2)
at the end of the year	4,368
Value adjustments	
at the beginning of the year	(29)
Value adjustments for the year	9
at the end of the year	(20)
Foreign exchange impact (*)	(254)
Net value at the end of the year	4,094
Market value at the end of the year	5,018

(*) This amount is included in the caption "Other interest and similar expenses" of the profit and loss account.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
As at March 31, 2019**Note 6 – Taxation**

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until January 6, 2034. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 – Creditors

As at March 31, 2019, they consist of audit fees and other assurance services fees for an amount of EUR 105,000 (March 31, 2018: EUR 115,000), fees payable to Global Funds Management S.A. for an amount of EUR 40,250 (March 31, 2018: EUR 29,500) following two agreements signed between the two entities on January 12, 2015 and September 28, 2016 and fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 3,340,000 (March 31, 2018: EUR 3,685,000) following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014. The services provided include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

Note 8 – Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2019 and March 31, 2018.

Note 9 – Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended March 31, 2019, the Company paid debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 19,334 (March 31, 2018: EUR 19,170). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. and Global Funds Management S.A. (cf. Note 7 above).

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
As at March 31, 2019

Note 10 – Gross profit and loss

For the years ended March 31, 2019 and 2018, this caption can be analysed as follows:

	<i>March 31, 2019</i>	<i>March 31, 2018</i>
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Management fees	7,766,287	8,595,612
Other external charges	(7,456,179)	(8,201,220)
	<u>310,108</u>	<u>394,392</u>

For the year ended March 31, 2019, Other external charges consist mainly of annual fees due to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 7,010,000 following a framework agreement signed between the two entities (March 31, 2018: EUR 7,755,000) and other fees for a total amount of EUR 446,179 (March 31, 2018: EUR 446,220).

Note 11 – Foreign exchange differences

For the year ended March 31, 2019, the Company incurred gains on spot and outright derivatives transactions for an amount of EUR 2,177,341 (March 31, 2018: EUR 302,889) and losses on same transactions for an amount of EUR 2,161,063 (March 31, 2018: EUR 349,019).

Note 12 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 32,886 million as at March 31, 2019 (March 31, 2018: EUR 32,975 million).

4【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の特別決議に基づき変更されます。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

2019年10月18日現在、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エムユーエフジー・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

資本金の額

2019年8月末日現在、50,000米ドル(約532万円)です。

事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2018年改訂)の条項に従い、正当に設立され、有効に存続し信託事業を行うライセンスを付与された信託会社です。また、受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に従い、ミューチュアル・ファンド・アドミニストレーターのライセンスも付与されています。受託会社は、世界各地の個人および機関の両方に対して信託サービスを提供しています。

(2) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

資本金の額

2019年8月末日現在、資本金の額は、187,117,965.90米ドル(約199億2,058万円)です。

事業の内容

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に設立されました。同社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事しています。

(3) 野村アセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

資本金の額

2019年8月末日現在、171億8,035万円です。

事業の内容

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である投資顧問会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

(4) ピムコジャパンリミテッド(「副投資顧問会社」)

資本金の額

2019年8月末日現在、13,411,674.44米ドル(約14億2,781万円)です。

事業の内容

副投資顧問会社は、1971年に米国で設立されたピムコ(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)のグループ会社であり、債券投資管理の分野を専門としています。副投資顧問会社は、日本の金融庁の規制を受けています。

(5) 野村證券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

資本金の額

2019年8月末日現在、100億円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2019年8月末日現在、日本国内に139の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しています。なお、様々な投資運用業者発行の投資信託について販売会社として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれ証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

(1) エムユーエフジー・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

ファンドに関する受託業務を行います。

(2) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

ファンド資産の保管業務および管理事務代行業務を行います。

（３）野村アセットマネジメント株式会社（「投資顧問会社」）
ファンドに関する投資顧問業務を行います。

（４）ピムコジャパンリミテッド（「副投資顧問会社」）
ファンドに関する副投資顧問業務を行います。

（５）野村證券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）
日本におけるファンドの受益証券の販売業務・買戻しの取次業務および代行協会員業務を行います。

3【資本関係】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、野村アセットマネジメント株式会社および野村證券株式会社の最終的な親会社は、野村ホールディングス株式会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2018年改訂）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改訂）または地域会社（管理）法（2019年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2018年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,992（2,946のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2019年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2018年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理される

こと、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

() 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

() 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

() 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資

産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

- 6.1 免除会社
- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2018年改訂）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
 - (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
 - (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
 - (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

- () 各会社は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登録上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登録上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登録上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
 - (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
 - (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
 - (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
 - (i) 株式の買戻しも認められる。
 - (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
 - (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
 - (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
 - (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
 - (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。
- 6.2 免除ユニット・トラスト
- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
 - (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
 - (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
 - (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
 - (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
 - (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
 - (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
 - (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
 - (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。
- 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ
- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
 - (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改訂）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）である。

- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること

- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () C I M A に対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () C I M A の命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知を C I M A に対して行うこと
 - () C I M A の命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、C I M A に対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも 2 人の取締役をおくこと
 - () C I M A から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類を C I M A に対し提出すること
- (b) C I M A の承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) C I M A の書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) C I M A の承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者について C I M A がとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任により C I M A に発生した費用は、管理者が C I M A に支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託の管理者の管理に関する情報を C I M A に対して提供する。
 - (b) 選任後 3 か月以内または C I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成して C I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を C I M A に対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後 C I M A が特定する情報、報告書、推奨を C I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないと C I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M A は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M A が第8.16項の措置をとった場合、C I M A は、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

- (a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっていると
いう要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M Aが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M Aにも送付される。
- 9.3 C I M Aにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際のでない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと
- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もC I M Aがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. C I M Aによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、C I M Aは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、C I M Aがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) C I M Aがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

- (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2019年改訂）または薬物濫用法（2017年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、C I M Aにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、C I M Aは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

（ ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

（ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

(a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に對し訴えを提起することができる。

(b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2019年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行または発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻

価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または同等の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

(a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

(b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

(c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2019年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所

- () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 目論見書に図案を採用することがあります。
- (2) 交付目論見書の最終頁の次に、「金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項」および「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがあります。
- (3) 目論見書に次の事項を記載することがあります。
 - ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読み下さい。」との記載
 - ・「ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。」との記載
 - ・「また、E D I N E T（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただけます。」との記載
 - ・金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨の記載
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法、または、届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・「将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。」との記載
 - ・目論見書の使用開始月または日
 - ・その他の留意点として、「ファンド証券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。」との記載
 - ・「ご投資にあたっては、「外国証券取引口座」が必要です。」との記載
- (4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (5) ファンド証券の券面は発行されません。

【別紙】

定義

「決算日」	各年の10月31日（最初の決算日は2020年10月31日とします。）または（受託会社の絶対的な裁量により）受託会社により随時書面により指定されるその他の日をいいます。
「管理事務代行会社」	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、または受託会社がファンドに関する管理事務代行会社として随時任命するその他の者、企業もしくは会社をいいます。
「管理事務代行契約」	ファンドに関する受託会社と管理事務代行会社との間の管理事務代行契約をいいます。
「AEOI」	（ ）1986年米国内国歳入法第1471条から第1474条および関連する法律、規定または指針、ならびに類似の金融口座情報報告および／または源泉徴収税制度の実施を図る、その他の法域で制定されたその他の類似の法律、規定もしくは指針 （ ）税務における金融口座情報の自動的交換に関する経済協力開発機構（OECD）基準 - 共通報告基準および関連指針 （ ）上記（ ）および（ ）に記載される法律、規定、指針または基準を遵守、促進、補足または実施するために締結された、ケイマン諸島（またはケイマン諸島政府機関）とその他の法域（該当する法域の政府機関を含みます。）との間の政府間協定、条約、規定、指針、基準その他契約、ならびに （ ）前項に概説される事項を実施するケイマン諸島の法律、規定または指針 をいいます。
「監査人」	ケーピーエムジー ケイマン諸島、またはトラストおよび／もしくは関連するファンド（該当する方）について受託会社が随時監査人として任命する者、企業または会社をいいます。
「代行協会員」	受益証券の募集に関して管理会社の日本における代行協会員としての資格における野村證券株式会社または随時任命されるその他の者をいいます。
「代行協会員契約」	管理会社と代行協会員間のファンドに関する代行協会員契約をいいます。
「豪ドル建て 年1回分配型」	豪ドル建て受益証券のうち「豪ドル建て 年1回分配型」として指定されたものをいいます。
「豪ドル建て 毎月分配型」	豪ドル建て受益証券のうち「豪ドル建て 毎月分配型」として指定されたものをいいます。
「ケイマン諸島」	イギリスの海外領土であるケイマン諸島をいいます。
「CIMA」	ケイマン諸島金融庁をいいます。

「ファンド営業日」	米ドルファンドについては、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行営業日であり、かつニューヨーク証券取引所の営業日であり、かつ、日本の証券会社の営業日である日（毎年12月24日を除きます。）、ならびに受託会社または管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。 豪ドルファンドについては、ルクセンブルグ、シドニーおよびメルボルンの銀行営業日であり、かつニューヨーク証券取引所の営業日であり、かつ、日本の証券会社の営業日である日（毎年12月24日を除きます。）、ならびに受託会社または管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。
「委託契約」	管理会社と受託会社間の2019年9月13日付の契約（随時修正または補足されます。）をいいます。
「英文目論見書補遺」	トラストの英文目論見書を補足する英文目論見書補遺をいいます。
「保管会社」	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、または受託会社がファンドに関する保管会社として管理会社と協議の上で随時任命するその他の者、企業もしくは会社をいいます。
「保管契約」	ファンドに関する受託会社と保管会社との間の保管契約をいいます。
「分配金落ち日」	関連する分配基準日の翌ファンド営業日および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。
「分配基準日」	（ ）米ドル建て 年1回分配型および豪ドル建て 年1回分配型に関して、2020年10月から開始する毎年10月9日（ただし、当該日がファンド営業日でない場合には、その直前のファンド営業日）および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で当該受益証券クラスに関して随時決定するその他の日および（ ）米ドル建て 毎月分配型および豪ドル建て毎月分配型に関して、2020年1月から開始する毎月9日（ただし、当該日がファンド営業日でない場合には、その直前のファンド営業日）および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で当該受益証券クラスに関して随時決定するその他の日をいいます。
「分配支払日」	関連する分配基準日（同日を含みます。）から5ファンド営業日および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。
「販売会社」または「日本における販売会社」	野村證券株式会社、またはファンドの日本における販売会社として管理会社により随時任命されるその他の機関をいいます。

「公租公課」	各ファンドに関して、印紙その他の税、税金、政府関連手数料（外国通貨の取得、保有または処分に関連する手数料を含みます。）、ブローカレッジ、銀行手数料、名義書換手数料、登録手数料、ならびにトラストおよび／または当該ファンドの信託財産の組成、関連するファンドの信託財産の増額、関連するファンドの受益証券の創設、発行、販売もしくは買戻し、関連するファンドについて本投資対象の購入、販売もしくは取得に関連する、または受益証券もしくは当該税金および手数料が支払われるべき取引もしくは売買に関する、その他の公租公課をいいますが、関連するファンドの受益証券の発行および買戻しに関して、取次業者に対して支払われる手数料（もしあれば）は含まれません。
「適格投資家」	（ ）米国の市民もしくは居住者、（ ）米国の州、領域、連邦もしくは属領で設立されたかもしくは存続するパートナーシップ、または米国、もしくは米国の州、領域、連邦もしくは属領の法に基づいて設立されたかもしくはそれらにおいて存続する法人、信託もしくはその他の団体、1933年米国証券法（改正済）（以下「米国証券法」といいます。）のレギュレーションSに定義される「米国人」、1974年米国従業員退職所得保障法（改正済）における意味の「従業員給付制度の投資者」（以下それぞれを「米国人」といいます。）、米国人が執行者もしくは管理者である財団、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者またはケイマン諸島に居住する者もしくは法人（ケイマン諸島で設立もしくは組成された免除会社もしくは非居住会社または者を除きます。）、（ ）欧州連合の市民または居住者、（ ）上記（ ）、（ ）、（ ）または（ ）に記載される者または法人の保管人、名義人または受託者、または、（ ）ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の者の、いずれにも該当しない者、会社または法人をいいます。
「費用」	トラストおよびいずれのファンドについて、すべての公租公課、ならびに関連するファンドの信託財産の収益または資本に対して請求されるすべての手数料、報酬、費用、料金、経費、利息およびその他の債務をいい、信託証書で特定される項目を含みますが、これらに限られません。
「金融商品取引法」	日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）をいいます。
「外国通貨」	基準通貨以外の通貨をいいます。
「金融庁」	日本の金融庁をいいます。
「基準通貨」	米ドルファンドについては、米ドルファンドの表示通貨である米ドルをいいます。豪ドルファンドについては、豪ドルファンドの表示通貨である豪ドルをいいます。
「当初払込日」	2019年11月18日または管理会社により決定されるその他の日をいいます。
「投資対象ファンド」	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」の項に記載される意味を有します。

「投資対象ファンド受益証券」	ピムコ パミューダ インカム ファンドAのNN（USD）クラス受益証券およびピムコ パミューダ インカム ファンドDのNN（AUD）クラス受益証券をいいます。
「投資ガイドライン」	管理会社がファンドの資産を投資する際に遵守する、本書に定める投資目的、投資方針および投資制限をいいます。
「投資顧問会社」	野村アセットマネジメント株式会社、またはファンドの投資顧問会社として管理会社により随時任命されるその他の者、企業もしくは会社をいいます。
「投資顧問契約」	投資顧問会社によるファンドの投資顧問サービスの提供に関する管理会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約（随時変更されます。）をいいます。
「副投資顧問会社」	ピムコジャパンリミテッド、または投資顧問会社がファンドの副投資顧問会社として随時任命するその他の者、企業もしくは会社をいいます。
「副投資顧問契約」	副投資顧問会社によるファンドの副投資顧問サービスの提供に関する投資顧問会社と副投資顧問会社との間の副投資顧問契約（随時変更されます。）をいいます。
「投信法」	日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、改正済）をいいます。
「本投資対象」	いずれかの者、団体（法人格の有無を問いません。）、投資信託、信託、世界のいずれかの国、州もしくは領域の政府もしくは機関が発行する持分、株式、パートナーシップ持分、債券、社債、社債券、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、株式オプションもしくはストック・オプション、先物取引、通貨スワップもしくは金利スワップ、レボ取引、譲渡性預金、為替手形、約束手形またはあらゆる種類の有価証券、上記の者に対するローン（またはローン・パーティシペーション）、ミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加権（全額払込済み、一部払込済み、または未払いのいずれであるかを問いません。）をいい、また、本書において記載される、または管理会社が随時書面により指定するその他の投資対象もしくはその派生商品をいいます。
「発行価格」	米ドルクラスについては、受益証券1口当たり10米ドルを、豪ドルクラスについては、受益証券1口当たり10豪ドルをいいます。
「関東財務局」	日本の財務省関東財務局をいいます。
「管理会社」	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、または信託証書の規定に従ってトラストに関する管理会社として任命されるその他の者もしくは機関をいいます。
「マネージド・ファンド」	ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド、コーポレーション、または類似のオープン・エンド型の投資法人もしくはその他類似のオープン・エンド型の投資ピークルをいいます。

「マスター・ファンド」	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」の項に記載される意味を有します。
「マスター・ファンド管理会社」	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーをいいます。
「マスター・ファンド英文目論見書」	マスター・ファンドに関する2017年9月30日付英文目論見書および2018年6月27日付英文目論見書補遺（随時変更されます。）をいいます。
「マスター・ファンド投資主」	マスター・ファンドの投資証券の保有者をいいます。
「ミューチュアル・ファンド法」	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2019年改訂）（随時改正または補足されます。）をいいます。
「純資産価額」	各ファンドについて、信託証書および本書に従い計算される、当該ファンドの信託財産のうちのすべての本投資対象、現金およびその他のすべての資産から、当該ファンドの信託財産から適切に支払われるまたは払い戻されるすべての負債を控除した価額をいいます。
「受益証券1口当たり純資産価格」	各ファンド（または文脈上要求される場合は、それらのクラスもしくはシリーズ）の受益証券について、当該ファンド（または当該ファンドの特定のクラスもしくはシリーズの受益証券については、ファンドの純資産価額のうち関連するクラスもしくはシリーズの受益証券に適切に帰属させることのできる部分）の純資産価額を、当該ファンド（または、該当する場合はファンドの受益証券の関連するクラスもしくはシリーズ）の計算時点における発行済受益証券口数で除したものをいいます。
「英文目論見書」	英文目論見書をいいます。
「基準日」	（ ）受益者集会については、受託会社が決定する日で、通知において指定された集会日より少なくとも10日前の日、および、（ ）受益者の分配を受領する権利を決定する目的においては、分配基準日、または別途受託会社が決定する日をいいます。
「買戻日」	各ファンド営業日および／または受託会社が管理会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。
「買戻通知」	管理会社またはその適式に任命された委託先が随時承認する様式の買戻通知をいいます。
「買戻価格」	「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し手続等」の項に記載される意味を有します。
「受益者名簿」	信託証書の条件に従い、受託会社またはその正当に任命された委託先により保管される受益者の名簿をいいます。
「申込契約」	管理会社が受託会社と協議の上で承認する様式の申込契約をいいます。

「ファンド」	信託証書および信託証書補遺に従って設立されたトラストのシリーズ・トラストであるPIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）およびPIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）をいいます。
「ファンド決議」	あるファンドに関して、（a）当該ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数（または当該ファンドの関連する英文目論見書補遺において規定されるその他の基準となる割合）の、決議に対して議決権を有する保有者により署名され、書面で行われた決議、または、（b）信託証書を遵守する当該ファンドの受益者集会において、当該受益者集会の基準日時点の保有者で当該集会に本人が出席もしくは代理人により出席し、議決権を有し、当該ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数（または当該ファンドの関連する英文目論見書補遺において規定されるその他の基準となる割合）の保有者により可決された決議をいいます。
「申込日」	各ファンド営業日および／または受託会社が管理会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。
「信託証書補遺」	2019年9月13日付のファンドに関する受託会社と管理会社の間の信託証書の補遺をいいます。
「トラスト」	信託証書によって設立されるノムラ・ケイマン・トラストとして知られるアンブレラ型のユニット・トラストをいいます。
「信託証書」	トラストに関して受託会社と管理会社の間で締結される、随時修正または補足される2019年9月13日付の基本信託証書をいいます。
「信託財産」	各ファンドについて、その信託時に、受託会社により保有される当初金額の100米ドル（または関連する信託証書補遺において指定されるその他の金額および通貨）ならびに （a）当該ファンドの受益証券の発行による手取金、および （b）信託証書において記載される、受託会社によりまたは受託会社のために、当該ファンドの信託時に保有されるまたは保有されるとみなされる現金、その他の財産および資産のすべてをいいます。 また、本用語が総称して使用される場合、「信託財産」は、すべてのファンドをまとめて参照した信託財産をいいます。
「受託会社」	エムユーエフジー・ファンド・サービス（ケイマン）リミテッド、または信託証書の条項に従い受託会社として任命されるその他の者もしくは機関をいいます。
「信託法」	随時改正または補足される、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）をいいます。
「アンブレラ・トラスト」	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」の項に記載される意味を有します。
「受益証券販売・買戻契約」	管理会社と日本における販売会社間のファンドに関する受益証券販売・買戻契約をいいます。

「米国」	アメリカ合衆国、その各州、コロンビア特別区ならびにアメリカ合衆国の領域および属領をいいます。
「米ドル建て 年1回分配型」	米ドル建て受益証券のうち「米ドル建て 年1回分配型」として指定されたものをいいます。
「米ドル建て 毎月分配型」	米ドル建て受益証券のうち「米ドル建て 毎月分配型」として指定されたものをいいます。
「受益証券」	ファンドの信託財産に係る同等かつ不可分の受益権（受益証券の端数を含みます。）をいい、また、文脈上要求される場合は、いずれかの受益証券クラスの受益証券をいいます。
「受益者」	該当する時点に登録されている受益証券の保有者をいい、受益証券の保有者として共同で登録される者すべてを含みます。
「受益者決議」	以下のいずれかを意味します。 （a）トラストが「規制ミューチュアル・ファンド」（ミューチュアル・ファンド法において定義されます。）である場合、（ ）すべてのファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数により書面にて同意される決議（この場合、各受益者はすべてのファンドの受益証券の純資産価額の合計に対する当該受益者の保有分の割合に応じて計算された議決権を有します。）、または、（ ）該当する集会の基準日におけるすべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数の保有者によって、本人または代理人が出席した受益者集会（信託証書の規定に従って招集され、開催されます。）を通過した決議（以下「純資産価額の計算による決議」といいます。）、または、 （b）上記以外のすべての場合、（ ）信託証書第37.4条のみの目的上、トラストの「投資者」（ミューチュアル・ファンド法において定義します。）の数の過半数により書面にて合意される決議、および、（ ）その他の目的上、純資産価額の計算による決議のいずれかをいいます。
「評価日」	各ファンド営業日および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。
「評価時点」	各評価日におけるファンドの本投資対象が取引される最終の関連する市場の営業時間終了時点および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の時点进行いいます。

独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
取締役会 御中

財務諸表の監査報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「貴社」という。）の2019年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される、財務諸表について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務諸表は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、貴社の2019年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の財務実績およびキャッシュ・フローについてすべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下、「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務諸表の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下、「I E S B A 規程」という。）に従って貴社から独立した立場にあり、我々はI E S B A 規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

経営陣は、運営および管理事務に関する情報で構成されるその他の情報に関して責任を負う。

財務諸表に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務諸表の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務諸表または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営陣および取締役会の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務諸表の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務諸表を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成において、経営陣は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣が貴社の清算または運営の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

取締役会は、貴社の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務諸表の監査に関する監査人の責任

当報告書は、取締役会のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で述べることが求められている事項を取締役に述べるために引き受けており、それ以外の目的はない。法の許す最大限の範囲で、我々は、我々の監査業務、当報告書、または我々が形成する意見に関して、貴社および取締役会以外に誰に対しても責任を引受けずまた負わない。

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高い水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独または全体として、当該財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- 貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務諸表における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容について、また、財務諸表が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は取締役会に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2019年7月10日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Board of Directors
Global Funds Trust Company

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Trust Company (the "Company") which comprise the balance sheet as at March 31, 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and the summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at March 31, 2019 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Other information consists of the Management and Administration information. Management is responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and the Board of Directors for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Board of Directors is responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

This report is made solely to the Board of Directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Board of Directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Board of Directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if,

individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Board of Directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

July 10, 2019

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。